

# 第Ⅲ章 世界の通商ルール形成の動向

## 第1節 世界の通商政策を巡る最新動向

### (1) 2024年以降の通商環境の変化と主要課題

#### ■歴史的な転換期を迎える国際通商秩序

経済産業省は2025年6月に公表した「通商戦略2025」<sup>1</sup>の中で、同時点の世界の通商環境について、新自由主義の時代から保護主義が台頭する時代へと変化する「国際経済秩序の歴史的な転換期」にあると位置づけている。また、情勢認識として、(1) 格差拡大を背景とした保護主義・国際経済秩序の揺らぎ、(2) 過剰供給・過剰依存による脅威の顕在化<sup>2</sup>、(3) グローバルサウスを巡る競争の激化、(4) デジタル化がすべてを飲み込む時代、(5) 競争力強化策としての環境エネルギー政策、という5つの潮流を挙げている。

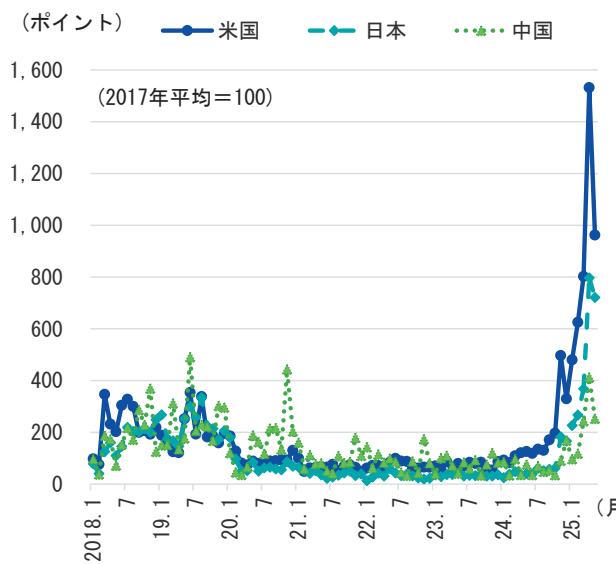
2025年7月現在、世界の通商秩序はかつてないほどの深刻な不確実性に直面している。通商政策の不確実性を測るデータである「貿易政策不確実性指数（TPU）」は、日本、米国では第2次トランプ政権が発足した2025年1月から徐々に上昇をはじめ、4月には過去最高水準に達している（図表Ⅲ-1）。中国においても、2019年、2020年と並ぶ高水準に達している。OECDは2025年6月、高関税と通商政策の不確実性に対し、世界経済の成長を抑制する主要因であると指摘。貿易障壁の拡大、政策の予測困難性、制度的信頼の低下が企業の投資判断を鈍らせ、サプライチェーンの再構築を困難にしていると分析する<sup>3</sup>。

不確実性を生み出している主要な発信源の1つは米国である。同国を中心として自国第一主義の通商政策が台頭している。米国は、100年以上ぶりとなる関税の大幅な引き上げ、対内投資の選別と対外直接投資の制限、国内産業保護・優遇、対中制裁強化などの措置を相次いで実施している（本章第1節（2）参照）。これはWTO協定や、米国自身が経済連携協定などを通じて主導した「ルールに基づく自由で公平な貿易体制」を否定する動きであり、既存のルールや制度を著しく損なっている。

経済産業省は2025年6月に公表した「不公平貿易報告

書」<sup>4</sup>において、米国に関して、WTOの紛争解決制度（DSB）を事実上機能停止させたまま、国内法に基づく一方的な制裁措置を導入・継続させている実態を指摘している。また、自由で公正な貿易を歪曲する管理貿易につながりかねない措置については反対し、いかなる貿易上の措置もWTO協定に整合的であるべきとの立場に基づき、さまざまな機会を通じ働きかけを行う姿勢を示している。WTOの交渉機能も停滞しており、デジタル貿易や気候変動対策などの重要課題において合意形成が進まない状況が続いている（本章第2節（1）参照）。

図表Ⅲ-1 貿易政策不確実性指数（TPU）



[注] 貿易政策不確実性（TPU）指数は、主要新聞などで貿易政策と不確実性に関連する用語の同時出現頻度をカウントすることで算出される。数値が高いほど不確実性が高い。日本は通商政策不確実性指数（経済産業研究所）、米国はTPU（Caldara, Iacoviello, Molligo, Prestipino, and Raffo）、中国はThe Chinese Mainland TPU（Davis, Liu and Sheng）に基づく。

[出所] Economic Policy Uncertaintyから作成

スイスのビジネススクールIMD教授のリチャード・ボールドウィン氏は、第2次トランプ政権の関税政策が世界貿易を混乱させただけでなく、世界貿易の「ルールブック」を焼き払い、貿易システムをハッキングした、と指摘している。その上で同氏は、世界的な保護主義の

1 経済産業省「通商戦略2025」（2025年6月）

2 近年、顕在化している過剰供給能力を背景とした市場への侵食や、特定の供給源への過剰依存を背景とした依存関係の武器化といった脅威。

3 OECD “Economic Outlook, Volume 2025 Issue 1”（2025年6月）

4 経済産業省「2025年版不公平貿易報告書」（2025）参照。

5 Richard Baldwin “The great trade hack: how Trump’s tariffs are rewriting the rules for global business”、“The Great Trade Hack: How Trump’s trade war fails and global trade moves on”（2025）

潮流が継続するシナリオを予想する<sup>5</sup>。今回の一連の関税措置は、第1次トランプ政権で見られたような、単なる中国との関税賦課の応酬にとどまらず、「より破壊的な、世界の貿易システムそれ自体への構造的な攻撃である」と述べている。同氏の論説によれば、関税は経済政策にかかる手段ではなく、(米国市民の)政治的な不満、感情に対するパフォーマンスとして用いられているという。そして、米国の関税障壁によって同国向けの輸出は第三国へと振り分けられる。第三国市場への流入増は、新たな対抗措置、関税障壁等を引き起こすという「保護主義の連鎖」が発生する可能性を示唆している。

他方、同氏は米国を除いたかたちでの「再グローバルゼーション」による国際通商秩序の復活、世界貿易の再びの成長という楽観的シナリオを提示し、期待を述べている。すなわち、米国の世界貿易におけるシェアは15%未満であるため、残りの85%を占める国・地域が通商ルールを擁護すれば、自由貿易体制を維持できる可能性があるというのだ。同氏のシナリオでは、日本、EU、中国、英国、韓国、インドなどを含む、貿易規模の大きい国・地域が、分散型のリーダーとして自由貿易を主導する役割を担い、ルールに基づいた通商秩序を堅持する。

こうした米国不在でのルール形成の例として、同氏は米国がWTO上級委員会を機能不全に陥らせたとしても、EUが創設を主導した「多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント(MPIA)」の参加国が拡大し、仲裁が機能するケースが増えている点を挙げる(本章第2節(1)参照)。また、かつての自由貿易体制のリーダーであった米国が不在となっても、日本が主導してまとめた「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)」も、一例だとする。同協定には、新たな加盟国および参加希望国・地域が増えており、EUもCPTPPとの連携を模索する動きがある。EUは長年膠着していた南米南部共同市場(メルコスール)とのFTA交渉を2024年12月に妥結した<sup>6</sup>。タイやマレーシアなどASEANとのFTA交渉も急いでいる(本章第2節(2)参照)。

国際通商秩序が瓦解の瀬戸際に至る中でも、同志国による新たな通商ルール形成の必要性は高まっている。日本やEU、シンガポール、オーストラリアなどの同志国の中では、デジタル貿易、環境・労働基準、経済安全保障などの分野で、WTOを補完する多国間枠組みの構築を模索している(本章第3節(1)参照)。経済産業省は前出の通商戦略において、「同志国連携によるルール形成支援」を今後の通商政策の柱として位置付けており、国

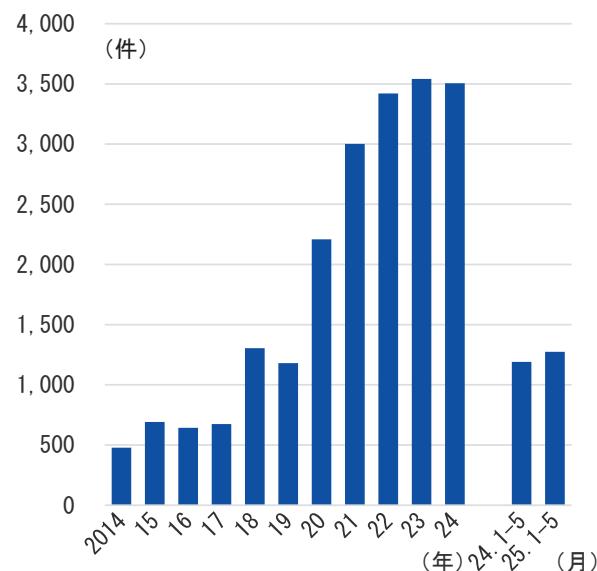
際的な制度設計への積極的関与を表明している。

こうした現状を踏まえ、本節でグローバルな通商環境について概観した後、日本を含む主要各国の通商政策や経済安全保障の法制度について確認する。また、第2節では貿易システムが動搖する中で、より重要な意味を持つMPIAを含むWTOの動向やルール、そしてFTAの拡大について触れる。第3節では、デジタル経済やサステナビリティといった、新たなルール形成の動向について紹介する。

## ■貿易・投資を阻害する政策介入は高止まり

イスの非営利団体、ザンクトガレン貿易繁栄基金が運営し、世界貿易や投資に影響を及ぼす政策介入措置を監視・報告する「グローバル・トレード・アラート(GTA)」のデータベースによれば、2024年に世界全体で導入された通商面での新たな政策介入のうち、貿易や投資に負の影響を与える阻害措置(Harmful measures)<sup>7</sup>の件数は3,505件に上った(図表III-2)。2023年と比べて横ばいとなっており、高止まりの傾向が確認できる。2025年1~5月では、1,274件と前年同期に比べて微増している。

図表III-2 貿易・投資を阻害する新たな政策介入の件数



[注] ①2024年1~5月、2025年1~5月については、カットオフデータを5月31日に設定している。(暦年は12月31日) ②2025年6月11日時点の情報に基づく。

[出所] Global Trade Alertから作成

6 ジェトロ「EU・メルコスールFTA交渉が合意」『ビジネス短信』(2024年12月10日付)

7 阻害措置とは、政府・政策担当者が導入する措置のうち、輸入規制や輸出管理など、国境を越えた商品やサービス、資本の流れを妨げ、相手国に悪影響を及ぼす措置。

2024年に導入された阻害措置<sup>8</sup>の内訳では、補助金（輸出補助金除く）が1,967件と全体の56.1%を占め、次いで輸出制限や輸出補助金などを含む輸出関連措置が441件（12.6%）、政府調達に関わる規制が276件（7.9%）、貿易関連投資措置が194件（5.5%）、関税関連措置が178件（5.1%）となっている。前年に引き続き、政府による補助金が最も頻繁に発動されている。発動した国別に見ると、米国が716件で最大となり、ブラジル（321件）、ドイツ（292件）、中国（276件）、インド（234件）という順になっている。また、他国の阻害措置による被害を受けた件数では、中国（1,224件）が最も多かった。加えて、ドイツ（1,080件）、フランス（1,040件）、イタリア（1,034件）、英国（1,013件）、オランダ（1,004件）もそれぞれ1,000件を超えた。

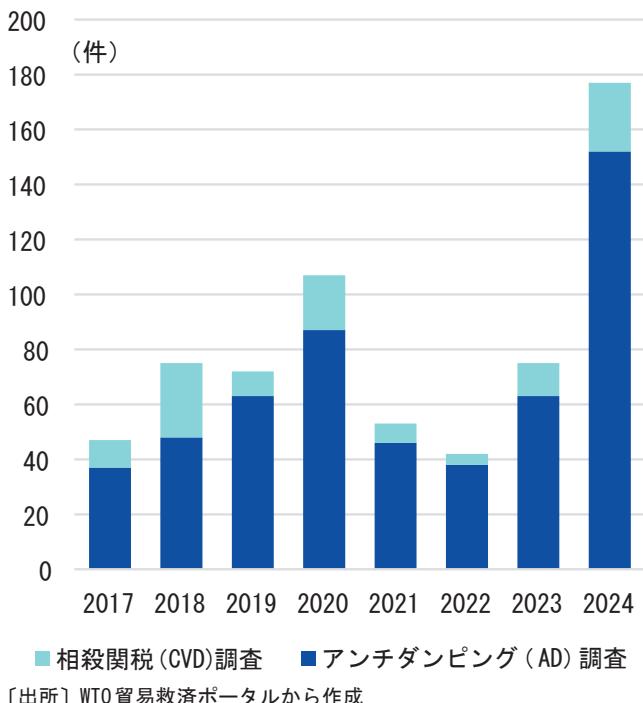
中国に対して阻害措置を発動している国は、米国（416件）が最多で、ブラジル（121件）、インド（116件）、ロシア（85件）、トルコ（46件）、インドネシア（20件）などの新興国、ドイツ（99件）、イタリア（53件）、フランス（46件）など欧州各国も並ぶ。中国に対する阻害措置について、産業分野別に確認すると、鉄・鉄鋼などの基礎金属が全体の15.5%を占めており、最も多い。金属製品も加えると全体の21.2%に及ぶ。この背景には、中国の過剰生産能力（第I章第2節参照）の問題があるとみられる。中国国内は不動産市況の悪化などもあり、経済成長率が低下基調にあるにもかかわらず、鋼材などの生産量を増やしており、国内市場で消費されない余剰分を、海外に安価で輸出するという流れが強まっている<sup>9</sup>。また、鉄鋼の過剰供給問題は2010年代の半ばにおいても顕在化していたが、現在は電気自動車（EV）や半導体といった先端産業においても、過剰生産能力への警戒が示されるようになっている<sup>10</sup>。

中国製の安価な製品が流入することを懸念する各国は、中国製品に対してアンチダンピング（AD）や相殺関税（CVD）の調査を開始している。WTO貿易救済ポータルによると、2024年の中国に対するAD調査の件数は前年比2.4倍の152件と過去最大に上った。CVD調査の件数も、2.1倍の25件と2018年に次ぐ水準となった（図表III-3）。

中国のEVについては、米国、EUやカナダなど、欧米諸国を中心に追加関税が賦課されており、障壁を避ける

ようにして東南アジアや中南米といった新興国向けの輸出を活発化させている。また、中国のEVメーカーが中国以外の輸出拠点を獲得するため、東南アジアに生産工場を構える動きが活発化している。タイでは2024年に複数社が現地生産工場を稼働させた<sup>11</sup>（第II章第2節（3）参照）。しかし、タイをはじめとするASEAN各国においても、現地の国内需要を大幅に上回る生産能力が生じ、中国国内と同様の厳しい競争環境が再現されるかたちとなっている。既に現地に進出している日系企業は、既存の自動車市場シェアを徐々に侵食され、値下げ競争にも巻き込まれて事業収益が悪化するなど、中国企業との競争激化に直面している<sup>12</sup>。

図表III-3 中国に対するアンチダンピング調査、相殺関税調査の件数の推移



#### ■エスカレートする米国と中国の貿易関連措置

米国と中国という2つの超大国による対立では、2024年下半年から両国による貿易・投資関連措置の発動が相次いだ。加えて、2025年1月に第2次トランプ政権が発足して以降、同政権は「アメリカ・ファースト」を掲げ、敵対国か友好国を問わず、全世界からの輸入に対して追加関税を賦課するといった、過去に類を見ない貿易措置を矢継ぎ早に打ち出している。

8 2025年6月11日時点での登録データに基づく。本報告書では各國・地域での各年の件数は、導入および報告・登録が同じ年内（12月31日中）に行われた措置のみをカウント。

9 経済産業省「2025年版不公正貿易報告書」（2025年6月11日）363～369ページ参照。

10 同上。

11 ジェトロ「タイでの中資系BEV動向（前編）現地生産開始で供給過剰の懸念も」『地域・分析レポート』（2024年12月16日付）

12 ジェトロ「グローバルサウスでの競争激化、求められる日本企業のポジショニングとは」『地域・分析レポート』特集（2025年3月25日付）

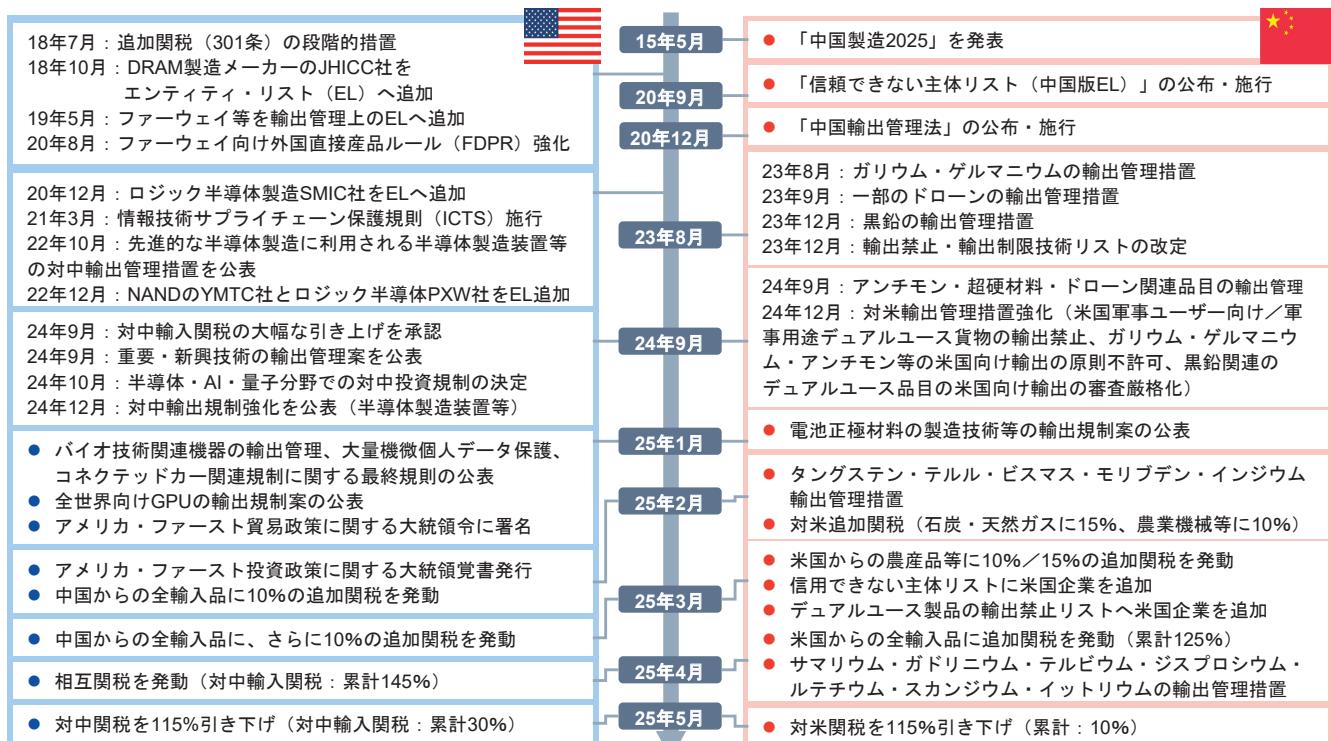
米中対立について大きな流れを確認すると、第1次トランプ政権、バイデン政権を経ても、貿易措置の応酬については収束するどころか増大の一途をたどっている。米国のバイデン政権の終盤となる2024年9月から2025年1月にかけては、輸出管理の厳格化など、米中両国による貿易・投資措置の応酬が激しさを増した。詳細は本節（2）「主要国・地域の通商政策」で述べるが、米国側は対中輸入関税の大幅な引き上げ、半導体・AI・量子分野での対中投資規制や半導体製造装置・AI用メモリの輸出規制の強化といった措置を打ち出した。これに対し、中国側は、アンチモンや超硬材料、ドローン関連品目の輸出管理を強化し、米国へのガリウム、ゲルマニウム、アンチモンの輸出を禁止した。2024年12月には、両用品目輸出管理条例を施行し、同条例では米国型の再輸出規制が導入され、エンドユーザー管理も強化されることになった（図表III-4）。

2025年1月に米国で第2次トランプ政権が発足して以降、貿易赤字の解消や合成麻薬フェンタニルの流入対策などを理由に、追加関税措置が続々と発動された。とりわけ中国に対しては同年2月、3月に追加関税を発動するなど厳しい対応を探った。加えて、4月に発表され

た相互関税では145%と極めて高水準の関税が設定されたため、在中国日系企業の中には、一時的に中国から米国への輸出を見合わせる日本企業もあった<sup>13</sup>。一方、中国も2025年2月から対抗措置として対米関税を順次引き上げた。最初のうちは、石炭・天然ガス、農業機械、農産品など品目別で追加関税を賦課する対応にとどまっていた。しかし、米国のさらなる追加関税を受けて、すべての米国産品を対象とした追加関税を賦課する措置へと切り替えた。同年4月には累計125%まで米国産品に対する関税を引き上げた（ただし、追加関税については最終的に米国の対中関税は累計30%、中国の対米関税は10%まで互いに引き下げた）。

さらに、中国は同年4月にサマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウムの7種の中・重希土類レアアースの関連品目の輸出管理を実施した<sup>14</sup>。レアアースは世界の生産量に占める中国の割合が約7割<sup>15</sup>と、圧倒的に高いシェアを有する中で、規制強化によって中国からの輸出サプライチェーンが滞り、実際に日本でも自動車生産ラインが操業停止に追い込まれる事態も発生している<sup>16</sup>。

図表III-4 米中間での輸出管理措置等の応酬



[出所] 経済産業省「通商戦略2025」（2025年6月）から作成

13 企業ヒアリング（2025年5月13日実施）に基づく。

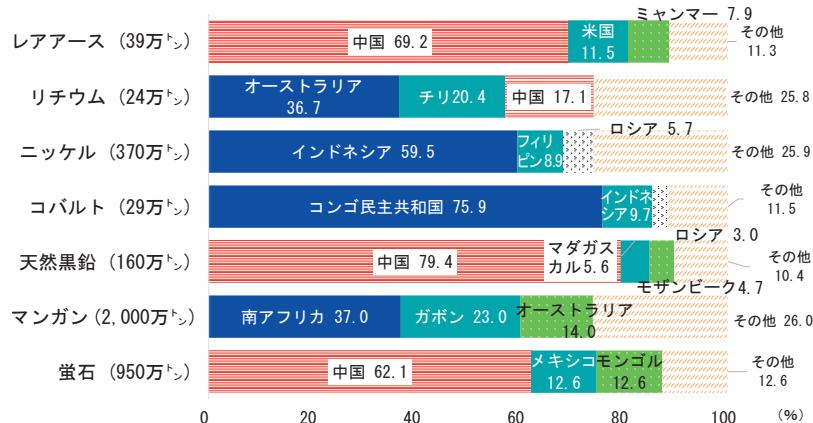
14 ジェトロ「中国、中・重希土類7種のレアアース関連品目で4月4日から輸出管理を実施」『ビジネス短信』（2025年4月7日付）

15 米国地質調査所（USGS）"MINERAL COMMODITY SUMMARIES 2025"（2025年1月31日）

## ■不安定化する重要鉱物供給、企業に求められる対応は

重要鉱物は産出国に偏りがあり、政情不安が懸念される国から産出されるものも多く、価格変動も大きい（図表III-5）。ロシア・ウクライナ情勢により、ニッケルやパラジウムの供給が不安定化していることに加え、レアアース、黒鉛（グラファイト）などの鉱物において、採掘から精製・加工まで高いシェアを持つ中国が輸出管理を強化し、供給のボトルネックとなっている<sup>17</sup>。インドネシアは2020年1月にニッケル鉱石、2023年6月にボーキサイト鉱石の輸出を禁止し、インドネシア国内での精錬・加工産業の発展を目指している<sup>18</sup>。

図表III-5 重要鉱物の生産シェア（主要鉱物／国・地域別、2024年）



〔注〕各鉱物記載右側のカッコ内は、2024年の世界全体の年間生産量

〔出所〕米国地質調査所（USGS）“MINERAL COMMODITY SUMMARIES 2025”から作成

日本は重要鉱物に関するサプライチェーンの多様化・強靭化を図り、安定供給の確保を実現する必要がある。経済産業省によると、日本企業は鉱山開発事業の経済性・収益性の悪化により参画に慎重な一方、他国企業による採算度外視の投資により、権益確保に競り負ける事象も見られる<sup>19</sup>。地政学リスクが高まる中、重要鉱物調達に対する企業の対応策として、鉱山や精製設備など上流への直接投資、調達多角化や長期契約による安定供給の確保、備蓄やリサイクルの強化、代替技術の開発および新技術による市場獲得に加え、規制に関する情報収集と対応を継続的に行うことが重要である。

## ■停戦に向けてロシア・第三国への制裁措置が増加

2022年に始まったロシア・ウクライナ戦争は長期化しているが、2025年5月以降、両国間で直接交渉が実施され、停戦に向けた動きが見られるようになった。米国も和平実現に向けて、ウクライナ・ロシア両国との交渉を進めている。2025年4月30日には、ウクライナと米国が復興投資基金設立に関する協定に署名した<sup>20</sup>。基金の運用枠組みとして、ウクライナが重要鉱物や石油・ガスのライセンス貸与からの収益のうち、50%を同基金に拠出することや、米国が基金に対する直接の資金拠出に加え、防空システムなど新たな支援を提供することなどが盛り込まれた。

一方、西側諸国を中心に、ロシアおよび迂回貿易をおこなう第三国に対する制裁措置は継続的に強化されている（図表III-6、図表III-7）。2025年6月末時点では実行中のウクライナ紛争に関連する貿易関連措置の内訳は、輸出制限・禁止措置が89件、輸入制限・禁止措置が66件、その他23件、ライセンス・許認可要請が6件、ウクライナ産品などに対する関税免除などの自由貿易措置が10件だった。日本では、ロシア559団体・ベラルーシ27団体に加え、制裁迂回に関与した疑いのある特定団体への輸出等禁止措置も厳格化されており、2025年1月23日時点でアラブ首長国連邦（UAE）3団体、アルメニア1団体、中国25団体、インド1団体、カザフスタン2団体、キルギス2団体、シリア1団体、タイ1団体、トルコ8団体、ウズベキスタン3団体が対象となっている<sup>21</sup>。米国は2025年1月、ロシア石油大手のガスプロムネフチおよびスルグートネフテガス、ならびにロシア産の石油を輸送した183隻の船舶を制裁対象とした<sup>22</sup>。英国とEUは2025年5月、ロシアへの追加制裁として、「シャドーフリーント」と呼ばれる原油輸出の制裁を回避するために運用されている船舶に対し、英国は船舶18隻、EUはタンカー189隻を制裁対象に指定した。さらに、100の個人や団体が新たな制裁対象に加えられた。なお、G7やEUなどは2022年12月以降、ロシア産原油に対して1バレル当たり60ドルの価格上限を設定しているが、中国やインドはロシアの侵攻前と比較してロシアからの原油購入量を

16 ロイター「スズキ、中国レアアース輸出規制で『スイフト』生産停止」（2025年6月5日付）

17 ジェトロ「中国、中・重希土類7種のレアアース関連品目で4月4日から輸出管理を実施」『ビジネス短信』（2025年4月7日付）

18 ジェトロ「インドネシア、ボーキサイト鉱石の輸出禁止を実施」『ビジネス短信』（2023年6月20日付）

19 経済産業省「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」（2023年1月19日、2025年6月19日更新）

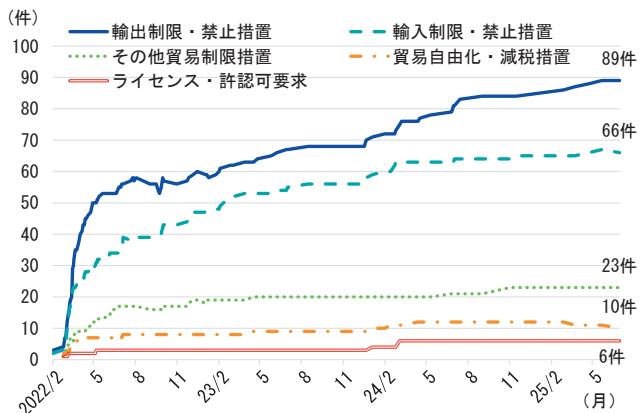
20 ジェトロ「ウクライナと米国、復興投資基金設立に関する協定に署名」『ビジネス短信』（2025年5月2日付）

21 経済産業省「外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正について」（2025年1月10日付）

22 ロイター「米英、対ロ制裁強化 ガスプロムネフチなどエネルギー部門標的」（2025年1月10日付）

4倍まで増やしており、ロシアの戦費調達を減らす制裁目標の妨げとなっている<sup>23</sup>。ロシア側も対抗措置を追加・継続しており、対ロビジネスは、日本を含むロシアにとっての「非友好国」企業にとって厳しい環境が続いている。

図表III-6 ウクライナ紛争に関する貿易関連措置



〔注〕2025年6月30日時点登録情報に基づく。

〔出所〕ITC “Number of Temporary Trade Measures Related to the War in Ukraine” から作成

図表III-7 2024年以降のロシアに対する主要国・地域の輸出入にかかる制裁措置

年	日本	米国	EU	英国
2024	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロシアを船積み地とする非工業用ダイヤモンドの輸入禁止（1月1日）</li> <li>ロシア産原油取引における上限価格規制順守の監視強化（2月20日）</li> <li>最惠国待遇の撤回措置を2025年3月31日まで延長（4月1日）</li> <li>自動車用エンジンオイル、リチウムイオン蓄電池など産業基盤強化に資する物品164品目の輸出禁止（4月17日）</li> <li>ロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンドの輸入禁止（5月10日）</li> <li>ロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンドのうち0.5カラット未満のものは輸入承認・事前確認制に変更（0.5カラット以上は輸入禁止を継続）（10月2日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学品、潤滑油、航空機・同部品などの輸出管理強化（1月23日）</li> <li>ロシア産原油取引における上限価格規制順守の監視強化（2月19日）</li> <li>ロシア産非工業用ダイヤモンドの輸入禁止（3月1日～：1.0カラット以上、9月1日～：0.5カラット以上、第三国加工品を含む）</li> <li>ロシア原産またはロシアから輸出されたダイヤモンド装飾品・未仕分けダイヤの輸入禁止（3月1日～）</li> <li>ロシア産アルミニウム、銅、ニッケルの輸入禁止（4月13日）</li> <li>ロシア産低濃縮ウランの輸入禁止（8月11日）</li> <li>ERP（業務管理システム）や設計・製造ソフトウェアに関するIT支援やクラウドサービスのロシアへの提供を禁止（9月16日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロシア産ダイヤモンド、同宝飾品の輸入禁止（1月1日）</li> <li>ロシア産原油取引における上限価格規制順守の監視強化（2月20日）</li> <li>トランプフォーマー、スタティックコンバーター、インダクターの輸出禁止（2月24日）</li> <li>全地形対応車、電子レンジ、ライトデータレコーダーなどの輸出制限の拡大、化学品、プラスチック、自動車部品、機械部品などの特定の産業製品、マンガン鉱の輸出禁止（6月24日）</li> <li>ロシア産ヘリウムの輸入禁止（6月24日）</li> <li>第三国向けロシア産LNGの域内積み替えを禁止（6月24日）</li> <li>ロシア/ベラルーシ産の穀物、油糧種子および派生製品、ビートパルプ、乾燥エンドウ豆に対する追加関税（7月1日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロシア産ダイヤモンド、同宝飾品の輸入禁止（1月1日）</li> <li>第三国で加工された特定のダイヤモンドの輸入禁止（3月1日）</li> <li>ロシア産アルミニウム、銅、ニッケルの輸入禁止（4月13日）</li> </ul>
2025	<ul style="list-style-type: none"> <li>カブサイシンなど化学物質、特殊車両等のエンジン及び部品など産業基盤強化に資する物品335品目の輸出禁止（1月23日）</li> <li>最惠国待遇の撤回措置を2026年3月31日まで延長（4月1日）</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学兵器の原料、CNC工作機械用ソフト、ゲーム用コントローラ等の両用品目の輸出禁止（2月24日）</li> <li>ロシア産一次アルミニウムの輸入禁止（2月24日）</li> <li>塩素酸ナトリウム、塩素酸カリウム、アルミニウム粉末、マグネシウム粉末、ホウ素粉末など、ボールねじやエンコーダーなどの部品の輸出禁止（5月20日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学製品、電子機器、機械、プラスチック、金属の輸出禁止（4月24日）</li> <li>ヘリウム、第三国で加工されたロシア産合成ダイヤモンドの輸入禁止（4月24日）</li> <li>エネルギー関連、先端産業、工業製品技術、ビジネスエンタープライズ、工業デザイン、石油・ガス関連のソフトウェアおよび技術の移転、供給、および関連サービスの禁止（4月24日）</li> </ul>

〔注〕ロシア関係者などに対する資産凍結、軍事関連団体等への輸出等禁止については除外。

〔出所〕ITC、米国財務省外国資産管理局（OFAC）、EU、英国政府、経済産業省公式サイトから作成

23 日本経済新聞「ロシアの原油収入減らず 中印の購入4倍、制裁に限界」（2025年2月24日付）

一方、停戦後を見据えたウクライナでのビジネス奨励の動きは盛んだ。ウクライナのデニス・シュミハリ首相と欧州委員会のマルタ・コス委員は2025年4月、EUとウクライナのビジネスパートナーシップを強化する共同声明を発表した。さらに、欧州委員会はEU企業によるウクライナ復興への投資を促進するため、企業からの提案を募集すると発表した<sup>24</sup>。日本政府もウクライナ復興に資するビジネスを支援しており、2024年10月にはジェトロがキーウ事務所を開設した。

#### ■原油価格はイスラエル・イラン交戦を受け乱高下

ロシア・ウクライナ情勢に対する西側諸国の制裁措置に加え、イスラエルとハマスによる断続的な衝突やイラン・イスラエル間の緊張など、中東情勢は複雑な様相を呈している。これらの動きは原油の安定供給への懸念を高め、原油価格が乱高下している（図表III-8）。

中東においては、2025年1月にイスラエルとハマスの停戦合意がなされたものの、同年3月にイスラエルがガザにて戦闘を再開しており、フーシ派も攻撃再開を表明

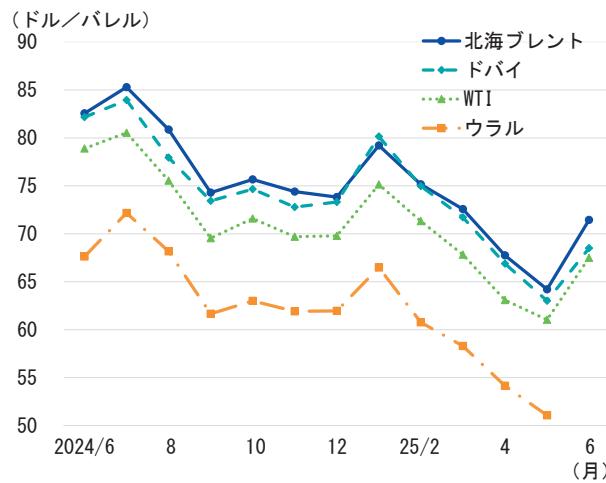
24 ジェトロ「欧州委、EU企業からの提案募集開始、ウクライナへの民間投資を促進」『ビジネス短信』（2025年4月17日付）

している。さらに、同年6月中旬にイスラエルがイランを攻撃し、イランが応戦したことで、緊張が高まったが、約2週間で両国は停戦に合意した。

原油価格について、米国による対ロシア制裁強化により、2025年1月に価格は一時上昇したが、トランプ大統領就任後のOPECプラスへの価格引き下げ要請、ロシア・ウクライナの停戦交渉開始などにより、その後下落した(図表III-8)。欧州の原油価格の指標となる油種の「北海ブレント」は、2024年半ば以降、1バレル当たり70ドル前後で推移していたが、2025年6月13日に開始したイスラエル・イラン交戦や米国によるイラン攻撃を受け、1バレル当たり81.4ドルまで高騰し、原油相場を一気に押し上げた。しかしながら、同月24日の停戦合意に伴い、原油価格は急速に下落し、1バレル67ドル程度とイスラエル攻撃前の水準に戻った<sup>25</sup>。

一方、G7、EU、オーストラリアはロシア産原油に設定している1バレル当たり60ドルの価格上限措置を継続しており、ロシアの代表的な油種である「ウラル」原油は60ドル前後で推移している。欧州や中東地域の日系企業はウクライナ・中東情勢によるエネルギーコストの上昇に直面しているが、進出先にて競合先となる中国・インド企業が、ロシア産原油を原油価格の代表的な指標を下回る値段で調達しており、価格競争力の面でさらなる苦戦を強いられている<sup>26</sup>。

図表III-8 國際原油価格の推移(2024年6月～2025年6月)



[注] ウラルについては、2025年5月時点までのデータを基に作成。  
〔出所〕世界銀行 Commodity Pricesなどから作成

## (2) 主要国・地域の通商政策

### 米国の通商政策

#### ■国際経済秩序を崩す米国の通商政策

米国で2025年1月、4年ぶり2期目となるトランプ政権が発足して以来、同政権の通商政策は世界経済と国際通商秩序に大きな衝撃を与えている。追加関税を軸とする同政権の保護主義的な通商政策の特徴は、関税を単なる貿易不均衡是正のための手段にとどめず、外交や安全保障、技術覇権争い、不法移民対策など広範な政策目的に利用する姿勢を鮮明にしている点にある。バイデン前政権の通商政策からの最大の変化は、同盟国と懸念国を区別しない強硬な追加関税措置の濫発であり、その対象には日本も例外なく含まれる。

2025年2月以降、米国が大統領令を通じて矢継ぎ早に発動する追加関税措置への対応は、世界中の多くの国・地域にとって、経済政策上の最優先課題に浮上している。一方的な追加関税措置の発動後の個別交渉においても、米国は「アメリカ・ファースト」の理念の下、自國主導で交渉相手を選別し、相手国・地域が米国にもたらす利益を追求する姿勢を前面に打ち出している。かつて米国が主導した、ルールに基づく自由で公正な経済秩序は瓦解の危機にあり、グローバル企業の事業戦略やサプライチェーンに深刻な不確実性とリスクをもたらしている。以下に、第2次トランプ政権発足後の約半年間の通商政策の全体像を整理し、企業活動への具体的な影響について解説する。

#### ■同盟国と懸念国を区別しない米国第一の通商政策

2021～2024年を担った前バイデン政権は、同盟国との協調路線と、中国を念頭とする懸念国への強硬路線を明確に区分する通商政策を推し進めた。信頼できる同盟・同志国との間ではサプライチェーンを多様化することで、その強靭性を高める「フレンドシヨアリング」を推進した。他方、中国を「国際秩序を再構築する意図とそれを実現する経済力、外交力、軍事力、技術力を併せ持つ唯一の競争相手」と位置付け<sup>27</sup>、第1次トランプ政権からの対中強硬路線を維持してきた。

具体的には、2018年以来続く1962年通商拡大法232条、1974年通商法301条に基づく関税措置などが該当する。経済安全保障の観点では、輸出管理改革法(ECRA)による対中半導体輸出規制強化、2018年外国投資リスク審査現代化法(FIRRMA)に基づく対米外国投資委員会

25 ロイター “Israel-Iran war highlights Mideast's declining influence on oil prices” (2025年6月25日付)

26 ジェトロ「2024年度海外進出日系企業調査（欧州編）」(2024年12月)、「2024年度海外進出日系企業調査（中東編）」(2024年12月)

27 ホワイトハウス「国家安全保障戦略（National Security Strategy : NSS）」(2022年10月12日)

(CFIUS) の権限強化を通じた投資規制の厳格化などを進めた。これは、トランプ政権1期目の強硬路線をバイデン政権が維持・拡充したものと位置付けられる<sup>28</sup>。

2024年米国大統領選挙に向け、共和党陣営が発表した政策綱領<sup>29</sup>では、「速やかに達成する20の約束」および10項目の政策方針を記載した。通商に関する政策は、10項目の政策方針の5項目に当たる「米国の労働者と農民を不公正貿易から守る」という方針に集約された。米国の労働者、農民、産業を不公正な外国との競争から守るためにのプランとして、外国製品に対する一律10~20%の「ベースライン関税」の導入や、米国向け輸出を行う国の品目別の関税率と同率を米国輸入時にも課税する相互関税の導入を挙げた。また、中国に対しては、恒久的正常貿易関係(PNTR)の撤回や必要不可欠な商品の輸入の段階的停止、米国の不動産や産業の買収阻止などを掲げた。またバイデン政権で課された自動車関連規制やEV購入義務の撤廃、中国車の輸入阻止による「米国自動車産業の復活」、「重要なサプライチェーンの米国回帰」、「バイアメリカン・ハイヤーアメリカン」などの方針を明記した<sup>30</sup>。

その後、2025年1月に発足した第2次トランプ政権は、米国の通商政策の見直しと再構築のため、商務長官、財務長官、米国通商代表部(USTR)代表などに対して、米国の抱える通商上の課題について調査を指示した。トランプ大統領に報告された同調査結果、およびこれを受けた提言内容の概要は、2025年4月、「米国第一の通商政策(America First Trade Policy、以下AFTP)」の要約版報告書として公表された<sup>31</sup>。AFTPは、24の分野別の章で構成され、市場アクセス、輸出管理、対外投資制限など、広範な通商政策上の課題に対する評価と提言を含んでいる(図表III-9)。

公表された文書は、その冒頭で「外国の非相互的かつ歪曲的な通商慣行により、米国では年間1.2兆ドルに及ぶ巨額の貿易赤字が生じている」と報告。過去4年間の不安定な地政学的状況から早急に脱却し、米国の経済的、技術的、軍事的優位性を持続的に確保するための協調的で戦略的なアプローチが求められると提言した。

報告書は、通商政策上の主要項目別に、外国政府や企業による米国企業への不公正な慣行や非相互的な扱いに

図表III-9 AFTPの主要項目および内容

AFTPの主要項目	課題および大統領への提案内容
大規模で持続的な貿易赤字の経済・国家安全保障への影響 AFTP第2条(a)	貿易相手国は米国製品・サービスに対する不当な関税や非関税障壁を賦課。不公平で非相互的な貿易慣行に起因する貿易赤字削減のため、特定の輸入品に対する関税の課税を含む措置を提案。
外国歳入庁 AFTP第2条(b)	商務省、財務省、国土安全保障省の連携による外国歳入庁(ERS: External Revenue Service)の設立。ERSを通じた関税徴収を最適化と税収の拡大。
不公平で非相互的な外國貿易慣行の審査 AFTP第2条(c)	貿易相手国の中間関税や非関税障壁など、不公平で非相互的な貿易慣行を500件以上特定。これにより、米国の大規模かつ持続的な貿易赤字を引き起こしているとして、現在の法的権限を活用する複数の方法を提案。
米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)の再交渉 AFTP第2条(d)	2026年7月が期限の協定見直しに向け、米国への非市場経済国製品の流入を削減するためのより厳格な原産地規則、カナダへの乳製品輸出の市場アクセス拡大、メキシコの差別的措置(エネルギー部門など)への対応などを検討。
為替操作の審査 AFTP第2条(e)	主要な米国貿易相手国の通貨と米国ドルとの為替レートに関する政策および慣行を審査。財務省は、為替分析を強化し、外国政府による為替市場における透明性の欠如に対処。
既存の貿易協定の見直し AFTP第2条(f)	20カ国との間で締結する14の包括的貿易協定を現代化し、貿易条件を米国の利益と一致させ、不均衡の根本原因に対処。相手国の関税率の引き下げ、規制制度の透明性・予測可能性の向上、米国農産物の市場アクセス改善、原産地規則の強化、米国の経済安全保障および非市場的政策・慣行へのアプローチとの整合性確保など。
新たな貿易協定の特定 AFTP第2条(g)	農業製品の輸出障壁を撤廃し、サプライチェーン強靭化、製造業の国内回帰など、アメリカ・ファースト協定の交渉に適した国とセクターを特定。新たな協定によりグローバルな貿易システムを再構築する機会を提供。
デミニミス免除の見直し AFTP第2条(i)	800ドル以下の小口輸入に対する関税免除措置(デミニミス)は、高リスク製品の流入手段となっているほか、年間108億ドルの損失をもたらしており、廃止すべき。
域外課税の調査 AFTP第2条(j)	デジタルサービス税など、米国のもっとも成功した企業の成功を標榜した差別的な税金や規制制度に対抗するため適切なツールを確保。
第11章 政府調達協定 AFTP第2条(k)	米国が不公平な競争を強いられている政府調達協定(GPA)改定のための再交渉を行い、交渉結果次第で脱退を検討すべき。相互防衛調達(RDP)協定もアメリカ第一を確実にする形で見直しの必要あり。
中国との経済・貿易関係 AFTP第3条(a)(b)(c)(d)(e)	米中貿易協議第1段階合意の見直し:中国の約束不履行を評価し対応策を講じる。 通商法第301条に基づく新たな措置:中国の広範な非市場的政策・慣行を踏まえ追加調査の可能性を検討。 恒久的通常貿易関係(PNTR)の評価:中国による保護主義措置、非市場経済システムへの関連立法案を審査し、大統領へ適切な助言を実施。 知的財産に関する相互主義の評価:中国による米国の知的財産権の濫用などへの適切な対応措置を推奨。
新たな第232条措置の特定 AFTP第4条(a)	通商拡大法第232条による鉄鋼・アルミニウム、自動車・自動車部品関税に加え、国家安全保障上不可欠な医薬品、半導体、特定の重要鉱物などに、新たに232条調査の開始を検討すべき製品と部門を特定。
鉄鋼・アルミニウムに関する第232条措置の見直し AFTP第4条(b)	鉄鋼・アルミニウムに対する第232条関税の製品除外措置と国別免除の終了を報告。同措置の必要性に関する根拠をさらに説明するとともに、鉄鋼・アルミニウムに関する追加措置の検討を推奨。
輸出管理の見直し AFTP第4条(c)	先端技術の敵対国への流出防止のため、シンプルで厳格、効果的な輸出管理によるAI分野での優位性を維持。グローバルな技術リーダーシップの追及。
対外投資制限の見直し AFTP第4条(e)	トランプ政権の「米国第一の投資政策」に基づき、米国の国家安全保障上の利益を損なわないための選択肢を検討・評価。技術開発戦略や懸念国戦略に対応するため、対外投資制限の範囲拡大についても検討。

[出所] ホワイトハウス発表資料(2025年4月)から作成

28 ジェトロ「第2次トランプ政権誕生、政策の転換と継続は」『地域・分析レポート』(2025年1月15日付)

29 米国共和党“2024 GOP Platform: Make America Great Again”(2024年7月8日)

30 ジェトロ「米共和党が政策綱領発表、中国との恒常的正常貿易関係の撤回など表明」『ビジネス短信』(2024年7月9日付)

31 ホワイトハウス“Report to the President on the America First Trade Policy Executive Summary”(2025年4月3日)

対して、必要な対抗措置を講じる必要性を強調している。主要項目には貿易赤字解消のための追加関税を含む輸入制限的措置の導入・強化に加え、対外直接投資の制限、外国企業への監視強化などが含まれる。通商政策を外交や安全保障戦略と一体化させ、保護主義や二国間主義をより前面に打ち出して運用する意思を示したものと読み取ることができる。

### ■相手国別の貿易障壁を特定

AFTPにおいて、米国の巨大かつ持続的な貿易赤字の要因として指摘する「相手国の不公正で非相互的な貿易慣行」とは具体的にどのようなものが該当するのか。その内容は、USTRによる「外国貿易障壁 (National Trade Estimate : NTE) 報告書」(以下、NTE) に集約されている<sup>32</sup>。NTEは、米国企業の輸出や投資に対して障壁となる外国の貿易慣行などについて、主要な国・地域別に示した報告書で、1985年以降毎年公表されている。最新版の報告書は2025年3月31日に発表されており、トランプ政権においては同報告書が追加関税をはじめとする対抗措置を講じるための根拠資料の一部として認識・活用されているものと考えられる。

図表Ⅲ-10 外国貿易障壁報告書 - 日本に関する記載

対象品目	障壁	障壁の具体的な内容
農林水産品 加工食品	高関税 非関税障壁 (コメ)	コメに関し、輸入・流通システムでの規制および運用の不透明性、関税割当が輸入米の市場アクセスを制限。 農林水産省による通常ミニマムアクセス (OMA) 入札、同時売買 (SBS) 入札を通じた関税割当の管理など、政府主導の流通制限が、米国産のコメの日本国内流通を阻害。
	非関税障壁 (小麦)	食用小麦に対する農林水産省生産局を通じた輸入の義務付け、および同局経由での小麦粉製造業者に対する高額な再販価格が貿易歪曲的。
	高関税 非関税障壁 (肉類)	米国産の豚肉などに対する高関税の維持。 米国産の牛肉、同製品に対する検疫措置が世界動物保健機関のガイドラインや、米国食品安全検査局の規制よりも過度に厳格であり米国産牛肉の市場アクセスを制限。 米国産の豚肉に対する貿易歪曲的な差額関税制度（ゲートプライス制度）の存在。
	高関税 関税割当 (水産物)	水産品の複数の品目に対して輸入割当制度 (TRQ) と関税を併用し、米国産水産物の輸出を阻害。割当の取得プロセスにおいて高額な費用と手続きの遅延が発生。
健康食品など	国内規制	日本では栄養補助食品が「健康食品」のサブカテゴリーとして規制され、一般食品よりも厳格な規制を適用。日本市場へのアクセスにおいて表示や使用原材料に関する追加の障壁が発生。
革製品・履物	高関税 関税割当	最大130%に相当する高関税（革靴など）や数量制限のある関税割当制度の存在が、米国製品の価格競争力を引き下げ。
医薬品・医療機器・医 薬部外品など	基準認証 国内手続き等	医薬品の薬価改定、医療機器の機能分類などのプロセスにおける透明性や予測可能性が欠如（※具体的には2025年度分の薬価改定の発表前に公聴会の機会が設けられなかったことなどを指摘）。 一部の医薬部外品オンライン申請システムの整備遅延により、承認取得に最大6ヶ月を要する。モノグラフ制度（製品標準）導入遅れにより、既存成分でも迅速な承認が困難。
自動車	基準認証	日本独自の安全基準・試験手順が存在し、米国の連邦自動車安全基準 (FMVSS) を同等と認めない。 短距離車間通信 (V2X) における周波数帯の割当が日本独自で、米国仕様と非互換。
	国内手続き等	規制策定において、利害関係者（特に外国企業）の意見を反映する機会が限定的。 外資系自動車メーカーが日本国内で販売・サービス網を構築する際に、制度的・商慣行上の障壁が存在。
	補助金	2035年までに「100%クリーンエネルギー車」への移行を目指す政策において、補助金制度が国内メーカーに有利に設計されている可能性。

[出所] USTR (2025年3月)、NTEから作成

32 USTR “2025 National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers of the President of the United States on the Trade Agreements Program” (2025年3月31日)

NTEは、各国・地域の貿易障壁について、輸入政策、貿易の技術的障壁 (TBT)、衛生植物検疫 (SPS) 措置、政府調達、知的財産保護、サービス分野の障壁、デジタル貿易障壁、投資障壁、補助金、非競争的慣行、国有企業、労働、環境という主に13の分野に分けて記載している。

対象とする国・地域は59カ国・地域に上り、特に中国やEU、中東の湾岸協力会議、インド、ロシア、インドネシア、および日本の障壁については、多くの分量を割いて重点的に報告されている。

日本に関する記載のうち、USTRがとりわけ強い懸念を示しているのが、米国の農林水産品や加工食品に対する高関税率および数量制限 (TRQ) などの市場アクセスの問題である。また、非関税分野の障壁としては、とりわけ自動車に関する日本国内の基準認証制度の米国制度との非互換性や、国内流通等における制度・商慣行上の障壁などの存在が指摘されている。

そのほか、医薬品・医療機器分野では、日本の薬価制度および医療機器の価格設定メカニズムについても透明性の欠如や外国製品に対する差別的扱いを問題視している（図表Ⅲ-10）。

また、同報告書の中で、中国に関する記述（48～95ページ）は最も分量が多く、主要貿易相手国のうち特に中国に対して深刻な懸念を有していることを明確に示している。報告書ではまず、中国の知的財産権の保護と技術移転に関する問題に最も多くの分量を割いている。中でも、（1）「中国製造2025」などの国家主導型の産業政策と連動し、中国市場への参入の際に事実上の技術移転が強いられる状況が続いていること、（2）特許や商標の侵害が深刻であり、特に地方レベルでの法の執行力の弱さに問題があること、（3）海賊版ソフトウェアや偽造品の流通が広範に存在し、オンラインプラットフォーム上の取り締まりも不十分であること、などが指摘されている。また、これらの問題について、米国政府が継続的に制度改革と執行強化を求めてきたものの、実効面での課題が残っていると報告している。

電子商取引（EC）およびデジタル貿易に関する中国の障壁に対しても、重大な懸念を表明している。中国は、サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法などを通じて、企業が国外にデータを移転する際に国家安全審査を義務付けており、その運用が不透明かつ恣意的であるとしている。また、クラウドサービス市場では、外国企業が独資で事業を展開することが事実上不可能であり、これが投資家の知的財産や機密情報保護を困難にし、不利な競争を強いていると指摘している。

加えて、報告書では、中国における補助金政策、国有企业の優遇、政府調達制度の運用が、外国企業にとって深刻な市場アクセス障壁となっていることが強調されている。中国政府は、国有企业を通じて戦略産業への支配力を維持し、補助金や優遇的な融資、規制上の便宜を与えることで、国内企業の競争力を高めていると指摘。これにより、市場の歪みが生じ、外国企業との間に不公平な競争環境が形成されているとした。政府調達では、外国企業に対して、入札への参加制限があるか、もしくは不利な条件を課されることが多く、特に「中国製造2025」などの国家主導型産業政策の下で、国産品の使用が事实上義務化されている、としている。さらに、政府調達に関して新たな法案で「国内製品が入手可能な場合には外国製品の購入を控える」と明記するなど、制度的に外国企業を排除する傾向が強まっているとしている。全体を通じ、中国の貿易・投資政策が依然として国家主導型であり、透明性、公平性、予見可能性に欠けることを繰り返し指摘しており、米国としては今後も二国間および多国間の枠組みを通じて、これらの問題の是正を強く求めていく姿勢を明確にしている。

## ■大統領権限による追加関税措置の濫発

第2次トランプ政権の経済政策の中でも、世界経済やグローバル企業活動に最も大きな影響を及ぼすのが、大統領権限に基づく追加関税措置の濫発である。米国では、一部の関税措置の発動について、過去に成立した法律を基に大統領に権限が委譲されている。中でも、国際緊急経済権限法（IEEPA）は、大統領が「国家に異例かつ重要な脅威がある」と判断した場合、国家緊急事態法の下で、国家緊急事態を宣言し、経済的措置を講じることができる。

第1次トランプ政権時より発動されていた1962年通商拡大法232条や1974年通商法301条に基づく追加関税の発動の場合、それぞれ商務省による270日以内、USTRによる最大12カ月の調査を必要とする。それに対し、IEEPAでは措置発動前の調査は求められておらず、トランプ大統領にとっては、自身の判断と権限によって迅速に関税措置を発動する根拠になり得る<sup>33</sup>。

その解釈の下、トランプ大統領は、2025年2月1日に、IEEPAを根拠法として、不法移民と違法麻薬対策の不備を理由に、カナダ、メキシコ、中国産の全ての輸入品に対する追加関税を発動する大統領令を発令。中国に対しては2月4日より10%の追加関税の適用を開始し、同税率が20%に引き上げられた。その後、3月にはカナダおよびメキシコに対して25%の追加関税の適用を開始した（図表III-11）。

そして、4月2日に発出された大統領令に基づき、4月5日には、IEEPAを根拠として実質的に全ての国・地域から輸入されるほぼ全ての品目に一律10%のベースライン関税の賦課を開始した。同4月9日からは57カ国・地域に対し、ベースライン関税を、それぞれ設定した関税率まで引き上げる「相互関税」（日本は24%など）を賦課するとした。しかし、4月10日以降、同相互関税について90日間引き上げを停止と発表。2025年7月時点では、各国に一律10%のベースライン関税の賦課が継続している状況となっている。

また中国との間では、追加関税の報復合戦に伴い、125%の相互関税が上乗せとなり、合計145%の追加関税が賦課されていたが、スイスでの米中経済・貿易協議を受け、5月14日から計30%（3月4日以降の20%+世界共通相互関税10%）まで引き下げられた。

一方、第1次トランプ政権下で2018年より賦課を開始

33 ジェトロ「トランプ次期政権下で取られ得る関税政策 - 実現可能性と法的根拠』『地域・分析レポート』（2024年12月10日付）参照。なおIEEPAの発動には、議会への事前報告義務や6カ月ごとの報告義務、議会による無効化決議の可能性などの制約もある。

図表Ⅲ-11 米国の主な追加関税措置（2025年2～6月末）

根拠法	対象品目	発動日	関税率など
国際緊急経済権限法（IIEPA）	中国原産品	2月4日	・既存の関税率に10%を上乗せ
		3月4日	・上乗せ関税率を20%に引き上げ
		4月12日	・125%の相互関税上乗せ
		5月2日	・デミニミスルール（少額貨物免税）の適用停止
		5月14日	・相互間税を34%に引き下げ（そのうち24%分の適用を90日間停止）
	カナダ、メキシコ原産品	3月4日	・全品目に25%（カナダ産エネルギー・資源品目は10%）
		3月7日	・米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の原産地規則を満たす產品は追加関税の適用除外対象 ※ただし、自動車・同部品は232条の追加関税の対象
	全ての輸入品 ※カナダ、メキシコ原産品は除く	4月5日	・第1段階として、国・地域問わず実質的に全品目に対して既存の関税率に10%を上乗せ
		4月9日	・第2段階として、57カ国・地域に対し、上乗せ率を個別に設定した相互関税率まで引き上げ→引き上げ税率の適用を4月10日より90日間停止 ※232条などで追加関税発動済み品目など一部除外
	ベネズエラ産原油を輸入する国・地域の原産品	4月2日	・ベネズエラで採掘・精製された原油や石油製品を輸入する国・地域の原産品に、既存の関税率に25%上乗せ。 発動の判断は国務長官の裁量”
1962年通商拡大法232条	鉄鋼・アルミ製品	3月12日	・アルミ製品の追加関税率を10%から25%に引き上げ ・適用除外を撤廃、対象品目を追加 ※米国で溶解・鑄造・精鍊された鉄鋼・アルミ材には賦課せず
		4月4日	・アルミ缶と缶ビールを関税上乗せ対象に追加
		6月4日	・追加関税率を50%に引き上げ
		6月23日	・派生品として白物家電を対象に追加
	自動車・同部品	4月3日	・自動車に対して、既存の関税率に25%を上乗せ
		5月3日	・自動車部品に対して、既存の関税率に25%を上乗せ ※いずれもUSMCAの原産地規則を満たす場合、非米国産部品の価格にのみ追加関税が課される
	銅、木材	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中
	半導体、医薬品	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中
	重要鉱物	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中
	中・大型トラック	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中
	民間航空機・同部品	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中

〔出所〕 大統領令などに基づき作成

した1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミ製品輸入への追加関税に関しては、3月より順次、(1) アルミ製品の追加関税の10%から25%への引き上げ、(2) 全ての適用除外制度の廃止、(3) 特定の鉄鋼・アルミ派生品を新たに232条関税の対象に追加、(4) 自動車・同部品に対して既存の関税率に25%を上乗せ、(5) 鉄鋼・アルミ製品に対する追加関税を25%から50%へ引き上げ、などを規定する大統領布告を発表。次々に適用を開始している。他方、追加関税率の引き上げと併せて、特定の追加関税の累積徴収の停止など、部分的な緩和措置も隨時導入されている。

また、米国税關・国境警備局（CBP）のガイダンスによれば、IIEPAに基づく中国への新たな追加関税は、輸入申告額が800ドル以下の少額貨物の輸入の際に受けられる関税支払い免除制度（デミニミスルール）の適用から除外されている。同免税制度の適用除外により、中国のECプラットフォーム経由での米国向けの個人輸入貨物などの販売に影響が及んでいる（第I章第2節（4）参照）。

このように刻々と状況が変化する追加関税措置に対し、多くの企業は、可能な範囲で適用除外などの申し入れを継続しつつ、情勢を見守らざるを得ない状況に置かれている。

#### ■相互関税の違憲性など巡る司法判断の行方に注目

2025年下半期以降のトランプ政権の通商政策の方向性を見る上で、重要な鍵となるのが、IIEPAによる追加関税措置の違憲性に関する司法判断の行方である。米国国際貿易裁判所（CIT）は5月28日、IIEPAに基づく追加関税は違法との判断を下した。その後、政権は直ちに連邦巡回区控訴裁判所に上訴した。最終的には連邦最高裁まで争われる可能性があり、先行き不透明な状況が続いている（2025年7月15日時点）。

CITはIIEPAに関し、議会は大統領に輸入を規制する無制限の権限を与えることを意図していないと判断した。また、IIEPAに基づく権限は、「米国の国家安全保障、外交政策、経済に対する、その原因の全部または大部分が米国外にある異常かつ特別な脅威に対処」する場合にのみ行使できるとし、トランプ政権が主張していた関税によって生じる「圧力」または「影響力」は、緊急事態に対処するための直接的な手段にはならないとの見方を示した<sup>34</sup>。

34 ジェトロ「米国国際貿易裁判所がIIEPA関税を無効と判断も、連邦控訴裁は判断の一時停止命じる、追加関税は当面継続へ」『ビジネス短信』（2025年5月30日付）

また米国憲法上でも「税金、関税、輸入税および消費税を課し、徴収する権限」が議会に属すと規定されており、IEEPAを根拠とする大統領権限での相互関税の発動が、憲法の規定する議会の立法権を侵害する可能性も指摘された。

IEEPAの条文には関税措置の明示的な規定はなく、いわば適用範囲を拡大解釈した相互関税措置についての適法性が問われている。

裁判の進展によって、IEEPAの適用範囲が明確化されれば、その後の大統領権限の行使に影響を与え、それはトランプ政権の通商政策の方向性にも及ぶ可能性がある。判決の行方とともに注視すべきなのが、通商政策における大統領と議会との権限のバランスの行方である。特に議会が今後、通商政策における主導権をどのように取り戻すかが焦点となる。加えて、大統領権限の濫用によって日々変わる米国の通商政策の不確実性は、米国の国際的な信用とビジネスの信頼度を著しく損なっている。今後の司法判断などを通じて、法の支配に基づく政策運営の遂行を国際社会に示し、信頼を回復することができるかが注目される。

## ■米国第一の投資政策

トランプ大統領は2025年2月、「米国第一の投資政策(America First Investment Policy; 以下、AFIP)」と題する国家安全保障大統領覚書を発表した。AFIPは「経済安全保障は国家安全保障である」との原則の下、米国の対内・対外直接投資に関する枠組みを再構築し、同盟国からの投資を歓迎・促進すると同時に、「外国の敵対者」との関係では、対内・対外直接投資を厳しく制限する内容となっている(図表III-12)。外国の敵対者には、中国(香港、マカオ含む)のほか、キューバ、イラン、北朝鮮、ロシア、ベネズエラのニコラス・マドゥロ体制が指定された。とりわけ中国については、大統領令の中で20回以上名指しし、先端技術や重要インフラ、戦略分野における対内・対外直接投資のリスクの大きさと、制限を強化することの必要性が繰り返し強調された。

AFIPの内容は、経済安全保障を理由に投資の自由を制限するものであり、WTO協定第21条(安全保障例外)との整合性については議論の余地がある。特に、「敵対国」概念の曖昧性や恣意性、「安全保障上の重大な利益」に対

図表III-12 AFIPの主な項目および内容

項目	内容
同盟国優遇	特定の同盟・パートナー国からの投資に対し、審査の迅速化(ファストトラック)を導入。投資家が外国の敵対者と提携しないなど、安全保障条項を設ける。
敵対国制限	中国など敵対国からの投資を厳格に制限。特に技術、重要インフラ、医療、農業、エネルギー、原材料、その他戦略分野などが対象。中国関係者による重要な米国企業や資産の買収を阻止。
対米外国投資委員会(CFIUS)	CFIUSの審査対象をグリーンフィールド投資にも拡大。米国の機微技術分野の人材や事業への外国の敵対者によるアクセスの制限、CFIUSの審査対象となる「新興・基盤的」技術の拡大を追求
対外投資規制	米国の対中投資の一層の制限(半導体、AI、量子、バイオテクノロジー、極超音速、航空宇宙、先進製造、指向性エネルギー、国家軍民融合戦略分野)。対象分野は定期的に見直し。年金基金や証券投資も対象に含める。

[出所] ホワイトハウス発表(2025年2月21日)から作成

する解釈などの点において、経済的動機に基づく規制措置の導入がWTO協定の原則に反する可能性がある<sup>35</sup>。

英国ロンドンに本社を置く大手法律事務所Clyde & Coが2025年3月に発表したレポート<sup>36</sup>は、第2次トランプ政権の対内・対外直接投資規制の重要基本方針であるAFIPに関し、「同盟国やパートナー国からの投資を歓迎する一方、特に中国などの特定国からの投資に対しては制限を強化する選別的な対応を取っている。こうした対応は外国の投資家にとって不確実性の増大につながり、米国市場への参入障壁を高める可能性がある」と分析する。また、他の国・地域からの投資に関しても、「米国市場への自由なアクセスの要件として中国との関係を制限するよう圧力をかけ、暗黙の選択を迫っている」とし、AFIPが投資の自由を損ない、国際関係の緊張を高める可能性に懸念を示す。また同レポートは、日本やシンガポールなどのアジア太平洋地域の米国同盟国の扱いに関して、「事業が中国経済と密接に結びついている」との理由から、対米投資における審査が他の同盟国に比べより強化される可能性を示唆している。

なお、米国財務省は2025年5月、同盟国・パートナー国の対米投資促進に向け、対米投資案件審査の「ファストトラック制度」を試験運用すると発表している<sup>37</sup>。同制度の内容や、対象国・地域、対象企業などの具体的な情報は2025年6月時点では明らかになっていないが、財務省は同制度を試験運用した後、対象を拡大する方針を示している。こうした制度の構築が進むことに伴い、日本からの投資は「同盟国」としてファストトラックの恩恵を受ける可能性が期待される反面、中国と資本関係を有

35 Caroline Henckels (2024) "Whither security? The concept of 'essential security interests' in investment treaties' security exceptions" など参照。近年、外国投資規制などが安全保障例外の新たな適用領域となる動きに関して「国際関係上の緊急事態」との関連が不明確な場合、WTO違反とされる可能性があるとし、経済安全保障概念の拡張には慎重であるべきと主張。

36 Clyde & Co "The "America First Investment Policy" – Implications for International Investors"(2025年3月7日)  
37 米財務省プレスリリースに基づく(2025年5月8日付)

する企業や中国資本が一部含まれるファンドなどによる対米投資については、審査の厳格化や遅延のリスクもあり、今後の制度の運用に留意が必要となる。

### ■米国を強くするための経済政策の成果を強調

スコット・ベッセント財務長官は、第2次トランプ政権発足100日間の経済政策の成果発表の中で、「トランプ大統領の経済政策の3つの要素、すなわち関税、減税、規制緩和は、それぞれ独立した政策ではない。これらは、経済成長と国内製造業を推進するために設計されたエンジンの相互に連携した部品である」ことを強調した<sup>38</sup>。関税は、再産業化と公正な貿易のインセンティブを生み出す役割を有し、減税によるコスト削減は家庭や企業の実質所得を増加させ、規制緩和は、エネルギーや製造業プロジェクトの投資を容易にすることで、関税を補完する役割を果たすとした。

このうち、減税などを柱とするコスト削減に関しては、米国連邦議会が7月、減税、歳出削減、債務上限引き上げなどの政策をまとめた「大きく美しい1つの法案」を可決した。同法案の主要項目には、前バイデン政権下で成立したインフレ削減法（IRA）に基づく税額控除削減などが含まれる。エネルギー転換や気候変動対策を重視した前政権の産業政策からの大きな方向転換となる（本章第3節（2）参照）。

こうした米国の経済政策をめぐる不確実性の高まりは、日本企業の投資意欲や対米ビジネスのスタンスにどのような変化をもたらしているのだろうか。ジェトロが2025年4月実施した米国の追加関税の影響に関するクイックアンケート調査によれば、追加関税への対応策のうち米国での事業見直しに関わる回答として、「米国での現地生産の増加」13.4%、「米国での販売縮小・撤退」10.8%と、相反する回答がいずれも1割強との結果であった（有効回答7,589社）<sup>39</sup>。いずれも全体に占める割合は1割台にとどまるものの、先行きが見通せない状況の中、企業の当面の対応方針にも大きなバラツキがある。また、ジェトロの在米国事務所が2025年4～5月にかけて在米日系企業向けに実施したインタビューの結果によると、同時点で現地生産体制やサプライチェーンの見直しに早急に着手する事例はほとんど見られない<sup>40</sup>。現地で生産活動を行う多くの企業は、既に最大限の現地化を進めている実態があるほか、米国内での人材採用やコスト、効率

性の観点で、さらなる生産移管は困難、との声も聞かれる。また、サプライチェーンの移管や調達先の変更には数年の歳月を要することから、現政権の政策に即応した対応を進めること自体への慎重姿勢も見られる。

ワシントンD.C.に拠点を構える米コンサルティング会社の代表によれば、米国でのビジネスの継続・拡大を図る日本企業にとって、現地における情報収集およびロビイングの体制強化がより重要になっていると分析する。「企業活動に大きな影響を及ぼす通商政策や投資関連規制などが次々に導入・変更される中、可能な限り事前に情報を収集し、適切に対応することで自社の利益を守るために体制整備が必要不可欠。そのためのコストは対価を前提とする費用ではなく、中長期的な保険であるという意識変革が求められる」としている<sup>41</sup>。

38 米財務省プレスリリースに基づく（2025年4月29日付）

39 2025年4月18日のジェトロ主催ウェビナー申込者向けにオンラインで実施（2025年4月11～16日、有効回答は7,589件）

40 ジェトロ在米国事務所による現地日系企業向けインタビュー（2025年4～5月実施）結果に基づく

41 ジェトロによるワシントンD.C.でのインタビューに基づく（2025年5月14日実施）

## ●物議を醸す米国相互関税率の算出方法

2025年4月2日に発表された国別相互関税発動に関する大統領令は、「相互関税を通じた輸入制限により、米国の巨額かつ恒常的な貿易赤字に寄与する貿易慣行を是正する」と題し、57の国・地域ごとに、個別の相互関税率が設定された。日本に対しては24%、中国には34%、EUには20%と発表された。

トランプ大統領は、大統領選挙期間中の公約として、米国へ輸出する国がある製品に対して課している関税率と同じ税率を、同じ製品の米国輸入時にも課す相互関税の導入を掲げており、その公約を実現したものとされる。「相互（Reciprocal）」という言葉を用いながら、米国が相手国よりも高い関税率を設定している製品の関税引き下げについては考慮されていない。

ホワイトハウスは当初、相互関税率を策定するアプローチとして、米国への輸入品に課される関税に加え、不公平・差別的な税制措置、非関税障壁、補助金などの政策、為替政策、市場アクセス面での不公正な慣行などの要素に従って算定するとしていた<sup>1</sup>。

では、4月2日に発表された国別の相互関税率は、実際にはどのような方法で算定されたのか。大統領令の発表直後から、多くのメディアでは、同相互関税率が、単純に、相手国に対して米国が抱える貿易赤字額を、輸入額で割って2分の1を乗じた値に等しいことが報じられた。これに対し、USTRは、相互関税率の理論上の算出根拠を公表している<sup>2</sup>。その中でUSTRは「数万件に及ぶ関税、規制、税制その他の政策の貿易赤字への影響を個別に計算することは複雑で場合によって不可能だが、これら政策の総合的な影響は、二国間の貿易赤字をゼロに導く関税水準を計算することで近似的に推計可能」と説明。その上で、相互関税率は、すなわち米国が各国との二国間貿易赤字を均衡させるのに必要な関税の変化率（ $\Delta \tau_i$ ）であり、以下の式で示されたとした。：

$$\Delta \tau_i = \frac{m_i - x_i}{\varepsilon \cdot \phi \cdot m_i}$$

この式では、 $m_i$ はアメリカからある国への輸出額、 $x_i$ は同輸入額を表す。すなわち、右辺の分数の分子部分は、ある国に対するアメリカの貿易収支（赤字ならマイナス、黒字ならプラス）、分母は輸入額に $\varepsilon$ と $\phi$ の2つの係数をかけて算出したと説明。また2つの係数のうち、 $\phi$ については、関税が輸入価格に転嫁される割合、

「価格転嫁率」であり、USTRは同値を先行研究などに基づき0.25と設定した<sup>3</sup>。米国で輸入関税が1%上昇すると、輸入価格が0.25%上昇することを意味する。

他方、 $\varepsilon$ については、輸入価格の上昇が輸入額に与える変化の割合、「貿易弾力性」に当たり、USTRはこちらも先行研究を用いて-4.0と設定した<sup>4</sup>。つまり当該国からの輸入価格が1%上昇すれば、輸入額は4%減少するという推計に基づく。つまり、同式において $\varepsilon$ と $\phi$ を掛け合わせた場合、関税の1%引き上げ→輸入価格が0.25%上昇→輸入額が1%減少（ $0.25 \times -4.0 = -1$ ）ということになる。これを前出の式に当てはめると、以下のとおりとなる。：

$$\text{相互関税率} = \frac{\text{輸出額} - \text{輸入額}}{0.25 \times -4 \times \text{輸入額}} = \frac{\text{貿易赤字額}}{\text{輸入額}}$$

つまり米国側の理論に基づいて必要な相互関税率として、貿易赤字額を輸入額で割った値が導き出されることになる。最終的には米国側がこの数値を半分にした値が、国別の相互関税率として設定された。

この、USTRによる関税率算定のアプローチに対しては、相互主義的な要素や科学的な根拠が存在せず、経済学的にも政策的にも正当性を欠くとの批判が強い。アメリカンエンタープライズ公共政策研究所（AEI）は、USTRの算出手法は関税率の理論から逸脱し、経済的なモデルとして無意味であると批判<sup>5</sup>。また、USTRが0.25と設定した価格転嫁率が誤りであり、正しい値（0.945）に基づいて計算した関税率は、発表された値の約4分の1に削減されることを具体的な根拠とともに主張している。アジア経済研究所・渡部氏も、USTRが参照した先行研究に基づき、「相互関税は本来、貿易赤字を解消するために必要な率の4倍の関税を課している」と分析している<sup>6</sup>。ブルッキングス研究所やピーターソン国際経済研究所など、米国を代表するシンクタンクも、一方的な関税措置を正当化するための恣意的手段、政策手段の誤用であると、厳しく追及している<sup>7</sup>。これらの批判の多くは、単なる政治、政策上の反発ではなく、経済理論や法的根拠、税制などを踏まえ、包括的・体系的に行われている点が重要であろう。

1 ホワイトハウス “Reciprocal Trade and Tariffs” (2025年2月)

2 USTR, Presidential Tariff Actions, “Reciprocal Tariff Calculations”

3 USTRによればCavallo et.al, 2021に基づく。

4 USTRによればSimonovska and Waugh 2014等に基づく。

5 AEI 「President Trump's Tariff Formula Makes No Economic Sense. It's Also Based on an Error」(2025年4月4日)

6 ブルッキングス研究所による同主催イベント報告 (2025年4月8日) 内容に基づく。

7 渡部雄太「トランプ政権「相互関税」、その計算式の“根拠”」『アジア経済研究所 IDEスクエア』(2025年4月)

## EUの通商政策

### ■経済安全保障の重要性を認識

EUの2024年の通商政策は、中国や米国を念頭に置いた域内産業の競争力強化を最優先し、過剰な域外依存の低減を目指す経済安全保障重視の方向性に特徴付けられる。2020年頃から、新型コロナウイルス感染拡大やウクライナ情勢など地政学リスクの高まり、世界情勢を受けたエネルギー価格の上昇、米国や中国と比較した研究開発投資の不足、域外からの製品流入などを理由に産業競争力が低下したこと、経済安全保障の重要性が認識されるようになった。2023年6月には、EUとして初めて「経済安全保障戦略」を策定した。

選挙イヤーとなった2024年は、難民・移民問題、高インフレなどの社会不安を背景に、6月の欧州議会選挙のほか、フランス、オーストリアなどの国政選挙でも反EU政党や極右政党の台頭が進んだ。ウルズラ・フォン・デア・ライエン委員長が2024年7月に発表した2024～2029年の5年間の政治指針では、欧州理事会（EU首脳会議）が採択した戦略アジェンダに沿うかたちで競争力や防衛・安全保障の強化が最優先課題に位置付けられた。

### ■域内の産業競争力強化に向け政策文書を発表

2024年後半から、第2次フォン・デア・ライエン体制発足（2024年12月）後の2025年第1四半期にかけて、域内の産業競争力強化に向けた政策が次々と発表された。中でも、大きな動きとして注目されたのが、「ドラギレポート」と「競争力コンパス」だ。

イタリア前首相で欧州中央銀行（ECB）総裁を務めたマリオ・ドラギ氏は2024年9月、「欧州の競争力の未来」と題する報告書を発表した。通称「ドラギレポート」と呼ばれる同報告書では、序章において、EUと米国との間に国内総生産（GDP）の大きな差が生じており、これは主に、デジタル革命とテック分野がもたらした生産性向上で、欧州が米国に大きく後れを取っていることが原因だと指摘。即座に実施可能な3つの政策として（1）特に先端技術において、米国や中国とのイノベーション・ギャップを埋めること、（2）脱炭素化と競争力強化の両立、（3）安全保障の強化と域外依存の低減、を提唱した。（1）については、欧州では既存の産業を破壊して新たな技術を生み出すような企業がほとんど生まれないとし、米国企業と比べて革新的な技術の研究開発（R&I）への投資が不足していると指摘した。（3）については、地政学リスクによる投資の減少を懸念するとともに、欧州は、クリーンテックによって需要が増えている重要な原材料を中国に依存しているとした。

2025年1月に欧州委員会が発表した政策文書「競争力

コンパス」は、域内産業のイノベーションの停滞や製造業の空洞化を是正すべく、ドラギレポートの提言を行程表にしたものだ。ドラギレポートで示された3つの領域に関して2025～2026年までに策定される政策・法案の具体的な発表時期とその内容が示された（図表Ⅲ-13）。

図表Ⅲ-13 競争力コンパスで示された主な政策・法案  
(2025年5月末までに発表されたもの)

(1) 米中とのイノベーション格差の是正	発表日	内容
AI ファクトリー/AI 活用戦略	4月9日	AI ファクトリー構想のネットワークを通じたインフラ強化、AIスキルと人材の強化など5つの柱からなる「AI大陸行動計画」を発表。
スタートアップ・スケールアップ戦略	5月28日	スタートアップ・スケールアップの規制障壁の低減を目指す戦略。
(2) 脱炭素化と競争力強化の両立	発表日	内容
クリーン産業ディール	2月26日	2050年の気候中立目標は維持。技術中立の原則に基づき、クリーンテック産業支援とエネルギー集約型産業の脱炭素化を推進。
安価なエネルギーに向けた行動計画	2月26日	エネルギー価格の引き下げに向けた、域内のグリッド整備への投資促進策。
炭素国境調整メカニズム（CBAM）の見直し	2月26日	報告対象事業者を約90%削減し、小規模事業者の報告負担を軽減する簡素化案を発表。
自動車部門に関する産業行動計画	3月5日	2025年1月の「欧州自動車産業の将来に関する戦略的対話」を基に、国際競争力強化や域内生産維持の向けた施策を提示。
鉄鋼・金属行動計画	3月19日	鉄鋼・金属業界が必要とする投資、原材料アクセスや域外の過剰生産など課題に対する具体案を提示。
(3) 過剰な域外依存の軽減と安全保障の強化	発表日	内容
重要医薬品法案	3月11日	重要医薬品とその原料の供給を強化し、域外依存を軽減。
欧州防衛の将来に関する白書	3月19日	ウクライナ支援、欧州の防衛力の再構築、不足する重要技術と域内防衛産業の強化に向け、EUが実行すべき政策を示す。
域内安全保障戦略（ProtectEU）	4月1日	オンライン・オフラインを問わずEUが直面する脅威への共通対応策をEU法制に組み込み、ガバナンス・情報共有・協力を強化。

[出所] ビジネス短信、欧州委員会資料から作成

第1次フォン・デア・ライエン体制（2019～2024年）においては、2050年の気候中立達成を目指すべく、脱炭素化政策を進めてきた。第2次体制では、脱炭素化の実現という大きな方向性は変えずに、EUの産業競争力強化を重視する方向にシフトしている。欧州委員会は2025年2月26日に「クリーン産業ディール」を発表。2050年の気候中立目標はそのままに、技術中立の原則に基づき、急務となるエネルギー多消費産業への支援と、将来の競争力の核心となるクリーンテックへの支援に焦点を置いた。また、規制対応コストが域内の競争力低下の一因になっているとして、同日、企業の規制対応負担軽減のた

めのオムニバス法案が発表された（本章第3節（2）参照）。

### ■中国を念頭に域内産業保護の政策を実施

2023年以降、EUの経済安全保障戦略において、中国は、互恵的な関係を目指す重要なパートナーかつ競争相手と位置付けられ、デカッピング（分断）ではなくデリスキング（リスク軽減）を推進してきた。2025年2月の演説でもフォン・デア・ライエン委員長は、対中関係を再び均衡化するため、経済関係の「デリスキング」を継続していく方針を示している<sup>42</sup>。

一方で、近年欧州は過剰生産され、大量流入する中国製品への警戒感を強めてきた。国家補助を受けた安価な中国製のバッテリー式電気自動車（BEV）の域内流入のほか、EUの重要課題である再生可能エネルギーへの転換においても、中国製品への依存が顕著である<sup>43</sup>。

欧州委員会は2023年10月、中国からEUに輸入されるBEVについて、相殺関税の賦課を視野に入れた反補助金調査を開始した。同調査に基づき、2024年10月には、中国製EVへの相殺関税を発動した<sup>44</sup>。反発を強めた中国は、2024年6月、EUを原産地とする豚肉と副産物に対するAD調査、同8月には乳製品に対する反補助金調査を行うと発表するなど、自国産業の保護に向けた両者の対立が強まっていた。

図表III-14 対中国を念頭に置いたEUの域内産業保護政策

政策・規制	時期	概要
中国製BEVに対する相殺関税措置	2024年10月30日	中国製BEVの輸入に対し、2023年10月に反補助金調査を開始。調査結果に基づき、相殺関税措置の発動を決定。メーカーごとに7.8~35.3%の追加関税率を設定。
政策文書「安全で持続可能な電子商取引に関する包括的EUツールボックス」	2025年2月5日	域外のオンライン販売事業者やオンライン・マーケットプレイス（MP）で販売される少額輸入品（150ユーロ未満）に対する輸入管理を強化する方針を発表。
重要医薬品法案	2025年3月11日	不足すると重大な影響を及ぼす重要医薬品について、域内製造能力強化に向けた投資促進策の導入、公共調達での価格以外の調達基準（備蓄義務、供給元の多角化などを想定）の適用義務付けなどの措置を盛り込む。
鉄鋼セーフガード措置の厳格化	2025年3月25日	急増する輸入からEU域内の鉄鋼産業の生産者を保護するため、鉄鋼製品26品目について関税割当枠（クオータ）を設定し、超過分には25%の関税を課す。
重要原材料法に基づき戦略的事業を初認定	2025年3月26日	重要原材料法に基づき、重要原材料を主に域内で採掘、加工、リサイクルする事業を支援する戦略的事業を、2024年5月の施行以来初めて認定（13の加盟国から47事業）。許認可手続きの簡略化や迅速化のほか、財政支援へのアクセスにおいて優遇を受けることができる。
ネットゼロ産業法の強靭性要件	2025年5月23日	再生可能エネルギー整備の競争入札の事前資格審査基準と選定基準に、域外への依存を一定以下に抑えることを目的とした強靭性要件を含める実施規則案を発表。最終製品、あるいは一定以上の主要部品が特定の域外国が域内シェア50%を超える場合、入札を認めない。
EU域内一部の医療機器公共調達から中国企業を排除	2025年6月20日	実施規則により、域内の500万ユーロ以上の医療機器公共入札から中国企業が排除されるほか、落札企業に対しては、設立国にかかわらず、提供する医療機器のうち中国製を契約額の50%以下にすることを求める。国際調達措置（IPI）規則に基づく初の措置。

〔出所〕 ビジネス短信、欧州委員会資料から作成

42 欧州委員会「Speech by President von der Leyen at the EU Ambassadors Conference 2025」（2025年2月4日付）

43 欧州委員会によると、2023年の域外からの輸入における域内シェアでは、太陽光発電（PV）システムの79%、PVモジュール・セルの94%、風力タービンの永久磁石の93%を中国に依存している。

重要分野における域外依存軽減、域内生産強化のため、EUはさまざまな分野で域内産業保護政策を発表しているが、念頭には中国への過度な依存への危機感があるとみられる（図表III-14）。

欧州委員会は2025年2月、域外のオンライン販売事業者やオンライン・マーケットプレイス（MP）で販売される少額輸入品（150ユーロ未満）に対する輸入管理を強化する方針を発表した。域内消費者向けの販売を急速に伸ばす中国のMPに対し、監督を一段と強化している。2025年5月には、中国発の越境ECプラットフォーム、シーイン（SHEIN）に対し、消費者保護規制に違反しているとして是正命令を出した。

エネルギーについては、ロシアによるウクライナ侵攻開始以降、ロシアへの過度な依存が浮き彫りとなった。安定供給と価格高騰の抑制が継続的な課題となる中、EUはロシア産エネルギー依存からの脱却を進めている。2027年末までにロシア産ガス輸入の完全禁止を目指す方針だ。

### ■第2次トランプ政権の関税措置への対応

過去数年、EUにとっての経済安全保障政策は、基本的には中国とロシアを念頭に置いたものであり、米国はEUの同盟国でパートナーだった。その姿勢は現在も変わらないものの、2025年1月に発足した第2次トランプ

44 ジェトロ「EU、中国製BEVに対する相殺関税措置を発動、協議継続の方針も表明」『ビジネス短信』（2024年11月6日付）、ジェトロ「EU、失速するEV需要の中、相殺関税措置発動」『地域・分析レポート』（2024年12月19日付）

政権による関税措置やウクライナ情勢に関する欧州抜きでの和平交渉にEUは危機感を強めるとともに、対外政策の見直しを進めている。米国の関税措置に対しては、建設的な対話や交渉による解決の道を探りつつ、不公平な追加関税の標的にされた場合には、対抗措置をとるスタンスを取る。EUがこれまでに発表した対抗措置は、以下のとおり（図表III-15）。

図表III-15 米国関税措置に対するEUの対抗措置

発効日	国	関税率など
3月12日	米国	鉄鋼・アルミ25%追加関税の一時適用を開始
	EU	鉄鋼・アルミ25%追加関税への対抗措置として、4月から米国に2段階で追加関税（総額260億ユーロ規模）を課すと発表 (第1弾) 鉄鋼・アルミ製品やウイスキーなどに対する2018年と2020年の追加関税の再適用（4月1日適用開始） (第2弾) 農産品や繊維、家電を含む工業製品など、今回新たに提案する180億ユーロ規模の関税パッケージ（4月15日適用開始）
3月20日	EU	4月1日に予定していた第1弾の対抗措置の適用開始を延期し、第2弾と合わせて4月中旬に同時に適用すると発表
4月2日	米国	10%の世界共通ベースライン関税と、個別に設定する相互関税を課す大統領令を発表
4月3日	米国	自動車に対する25%の追加関税を発動
4月9日	EU	加盟国の投票による承認により、4月15日からの鉄鋼・アルミ追加関税への報復措置の発動を正式に決定
	米国	相互関税を発動、13時間後に同関税を90日間停止と発表
4月10日	EU	米国の適用停止を受け、対抗措置の適用の90日間延期を発表
5月3日	米国	自動車部品に対する25%の追加関税を発動
5月8日	EU	米国との交渉が決裂した場合に実施を検討する、対抗措置の対象品目案の一覧表（950億ユーロ規模）を発表
7月12日	米国	EUに8月1日から30%の追加関税を通告

[出所] ビジネス短信、欧州委員会資料から作成

トランプ大統領が発動した相互関税は、米国の貿易赤字額や各国の関税率・非関税障壁に対応するものだとされている。EUに設定された関税率は、20%と比較的高い。米国商務省の貿易統計によると、2024年の米国の対EU貿易赤字は2,367億ドルで、1位の对中国（2,952億ドルの赤字）に次ぐ赤字額だった。USTRが2025年3月31日に公表した2025年版NTEの中で、EUに関しては34ページを割き、2023年のEUの最惠国（MFN）税率が平均5.0%で、特に農産品（10.8%）で高く、水産品（26%）のほか、非農産品としてトラック（22%）、自転車（14%）、乗用車（10%）などの関税が高いとした。非関税障壁に関しては、EUのサステナビリティ関連の各種規制、後述するデジタル貿易障壁、政府による補助金などを問題視しているとした。

EUは、前述のとおり対抗措置を用意しつつも、米国

との協議や交渉による解決の道を探っている。フォン・デア・ライエン委員長は4月7日、記者発表の場で、米国との交渉で工業製品の関税を相互にゼロにする提案（zero-for-zero tariffs）を行ったと発表した。zero-for-zero tariffsは、米国とEUが10年ほど前に包括的貿易投資協定（TTIP）の協議の中で工業製品関税の撤廃を目指したが、最終的にはトランプ大統領の最初の任期中に頓挫したものだ。

一方、英国は、国・地域ごとに個別に設定される相互関税の対象となっておらず、5月8日、米国との通商交渉で合意。農業分野を中心とする米国製品の輸出市場アクセス拡大で譲歩し、自動車関税について英國産自動車に対する関税割当の導入、鉄鋼・アルミニウム関税について代替措置の交渉で合意。一方、10%のベースライン関税は維持された。

### ■貿易パートナーの多角化を推進

EUは、対米関係の不確実性や米国依存のリスクへの危機感から、貿易パートナーの多角化を進めている。特に英国とは、EU離脱（ブレグジット）後初となる2025年5月19日のEU英国首脳会談で、農産品、防衛・安全保障、エネルギーなど多分野で関係深化に向け合意し、関係の再構築が進む。カナダ、日本といった自由貿易を支持する国々との連携強化を図る動きも見られる。（本章2節（2）参照）

2024年12月にEU・メルコスール間のFTA交渉で最終合意したほか、2025年1月には12年間の中斷を経てマレーシアとのFTA交渉再開を発表。インドネシア、タイとの交渉も着実に進展し、インドとも2025年中にFTA締結を目指すことで合意。同年6月にはオーストラリアとも2023年以来凍結されていた交渉再開で合意するなど、幅広い地域との協定交渉を積極的に推進している。

米国の関税措置は、EUの対中関係にも影響を及ぼそうとしている。2025年4月8日、中国の李強首相との電話会談で、フォン・デア・ライエン委員長は米国の関税措置などを踏まえ、「EUと中国が継続的かつ安定的な関係を維持する重要性」を強調した。2025年3月に行われた欧州委員会のマレシュ・シェフチョビチ委員（通商・経済安全保障、EU機構関係・透明性担当）と中国政府との会談では、中国製EVの最低輸入価格を設定する「価格約束」導入に関する交渉開始に合意した。一方で、トランプ政権下での関税引き上げによって、これまで米国に輸出されていた過剰供給製品がEU市場に流入し、特に中国からの安価な商品が氾濫することが懸念されている。「デリシキング」を進めてきた中で、EUの対中関係の変化にも注目が集まる。

なお、欧州委員会は2025年6月、第三国・地域による高税率の関税措置などの影響を受け、行き場を失った製品がEU市場に大量に流入するのを抑止するため、新たな輸入動向監視システムの立ち上げを発表した<sup>45</sup>。EU域内でも生産されている製品で、前年同期比較で輸入量が増加し、かつ平均輸入価格が低下した輸入製品を特定。保護が必要な製品については、通商防衛措置の実施に向けた調査や相手国との協議を実施するとした。

## ■ EUのデジタル関連規制と米国大手IT企業

EUで2022年11月に施行したデジタル市場法（DMA）は、オンライン仲介サービスや検索エンジン、SNS、動画共有、オペレーティングシステムなど「中核プラットフォーム」の中でも、アップル、メタ、マイクロソフト、アマゾンなど「ゲートキーパー」に指定された企業が域内の企業・ユーザーに不公平な条件を課すことを防止し、公平な競争条件を確保することを目的とする。違反した場合、前会計年度の全世界年間売上高の最大10%<sup>46</sup>という巨額の制裁金が科されることになる。現在までにアップルや、グーグルの親会社アルファベットなど、複数の米国企業がDMAを順守していないとして欧州委員会から指摘されている。

一方、米国のトランプ大統領は、EUや加盟国による米巨大テック企業に対する規制を問題視する。2025年2月には、1974年通商法301条に基づくデジタルサービス税の調査再開を発表した。フランスやイタリア、スペインが導入する同税を問題視し、対抗措置を検討している（本章第3節（1）参照）。

## 中国の通商政策

### ■ 多国間主義の堅持と国家安全保障の強化

2025年における中国の通商政策の方針は、多国間主義の堅持を基本としつつ、同時に国家安全保障の観点から、戦略的自律性、戦略的不可欠性を強化していくというものとなっている。加えて、米中対立を背景に中国の周辺国や中国が主導する一帯一路関係国との経済貿易関係をさらに強化する動きが見られる点が2025年の特徴といえる。

2025年の経済運営の方針を決める重要会議「中央経済工作会议」においては、重点政策として、従前より掲げられてきた「高水準の対外開放の拡大、対外貿易と外資企業の安定化<sup>47</sup>」に加え、「段階的に自主的な開放と、一

45 ジェトロ「欧州委、EUへの輸入急増リスク対応に向けた監視システム立ち上げ」『ビジネス短信』（2025年6月16日付）

46 8年以内に類似の違反をした場合は最大20%。

方的な開放を拡大する」との新たな方針を打ち出した<sup>48</sup>。なお、この方針は、2025年3月の全国人民代表大会（全人代）第3回会議において政府施政方針としても承認されている。

中国共産党新聞ホームページに掲載された解説によると、「自主的開放」とは、「中国が自国の発展ニーズに基づき、自主的かつ計画的に、範囲と段階を明確にしながら対外開放をすること」とされる<sup>49</sup>。他方、「一方的な開放」とは、「ある国や地域が国際貿易において、他国や地域に対して一方的に市場を開放すること」とされる。いずれも、外資や技術を引き付けることを目的とするものとして解説されている。つまり、この目的の達成のために、中国が他国・地域に対して自主的あるいは一方的に市場を開放するという手段が位置付けられている。

この思想の根幹は、2020年10月に公表された習近平国家主席の論文「国家中長期経済社会発展戦略上のいくつかの重大問題」に端的に表れている。具体的には、中国は改革開放政策の実施以降、世界の工場として発展を遂げてきたものの、その発展モデルにおいては、「市場と資源」をともに国外に依存しているとの問題意識である。それを踏まえ、内需拡大による国内の大循環を形成するとともに、サプライチェーンの安全保障を強化し、国際産業チェーンの中国への依存度合を高め、外部からの人為的な供給遮断に対する強力な反撃力と抑止力を形成するとの考えを示していた<sup>50</sup>。

この考え方方が第14次5カ年規画（2021～25年）期間における中国の通商政策の基礎となる「双循環発展」戦略の一部をなしている。中国政府は、この戦略について、戦略的自律性や戦略的不可欠性を高めるものという表現は使用していないが、概念としては非常に似通っていると考えられる。

### ■ 貨物、データ、技術の管理強化が進む

2018年前後からの米中対立の激化と同時期に中国政府は、貨物、データ、技術等の輸出管理の強化を進めてきた。貨物や技術に関しては基本法である輸出管理法が2020年12月から施行されたことに加え、2024年12月には、軍事用と民生用の両方で利用可能な両用品目の輸出管理を規定する、両用品目輸出管理条例が施行された。

データの管理については、データ3法と呼ばれる、サ

47 外資企業の安定的進出（誘致）や、進出外資企業の安定的活動の保障のためのビジネス環境整備などを指す。

48 新華社「中央经济工作会议在北京举行 习近平发表重要讲话」（2024年12月12日付）

49 中国共産党新聞網「有序扩大自主开放和单边开放」（2025年1月19日付）

50 求是「国家中长期经济社会发展战略若干重大问题」（2020年11月）

イバーセキュリティ法（2017年6月施行）、データセキュリティ法（2021年9月施行）、個人情報保護法（2021年11月施行）で、システム面の管理、データの中身の取り扱い、越境移転を含む個人情報の保護といった内容について管理を強化した（図表Ⅲ-16）。

図表Ⅲ-16 中国の主な安全保障貿易管理、データ管理関連制度

分野	法制度名	概要
貨物・技術	輸出管理法 (2020年12月施行)	安全保障貿易管理の観点からの輸出を包括的、全体的に管理規制する基本法。両用品目、軍用品、核等の貨物、技術、サービス等の品目の輸出等について適用される。技術の移転には、当該品目に関連する技術資料等のデータも含まれる。いわゆるキャッチオール規制の規定もある。
	両用品目輸出管理条例 (2024年12月施行)	両用品目輸出管理条例は輸出管理法などに基づき、両用品目の管理規定をより明確化し、強化するもの。対象となる品目のリストも公表されている。
データ	サイバーセキュリティ法 (2017年6月施行)	サイバーセキュリティ法は、ネットワーク空間の安全保障の観点で「システム面の管理」を規定するもの。
	データセキュリティ法 (2021年9月施行)	データセキュリティ法は、データおよびデータ取扱いの安全保障の観点で、「中身の取扱い」を規定するもの。
	個人情報保護法 (2021年11月施行)	個人情報保護法は個人情報の取り扱いを規定するもの。越境移転規制、データローカライゼーションなどが盛り込まれた。

〔出所〕中国国務院、商務部、国家インターネット情報弁公室、全国人民代表大会ウェブサイトから作成

両用品目の輸出管理については、黒鉛のほか、タングステン、ガリウム、ゲルマニウム、ジスプロシウム、サマリウム等のレアメタル、レアアースが段階的に管理の対象に追加された。なお、中国は過去に資源保護等を目的にレアアース等の輸出制限を行ったが、日米欧によりWTOに提訴され、敗訴した経緯がある<sup>51</sup>。安全保障貿易情報センター（CISTEC）は、中国がこれらの品目を輸出管理品目とする背景について輸出管理法の立法検討過程での中国商務部傘下のシンクタンクの報告書や起草説明において、「戦略的稀少鉱物資源の保護」を目的としていることなどを指摘した。その上で、中国がこれらレアアース等を「戦略物資」として輸出規制し、GATTの第21条（安全保障例外条項）を適用してWTO違反に問われないようにする可能性について言及していた<sup>52</sup>。

51 経済産業省「2014年版不公正貿易報告書」（2014年5月14日）

52 久嶋省一「中国の輸出管理－出口管制法（輸出管理法）案の分析－」安全保障貿易情報センター『CISTEC Journal No171』（2017年9月）

データと技術については、前述の第14次5カ年規画において、中国が中長期的に安定成長を維持するためには、新たな生産要素と定義付けたデータと技術の市場化、取引・管理ルール形成が必要と位置付けられ、越境に関するルール等が急速に整備された。中国政府は米中摩擦などによる生産要素のデカップリング、WTO等での紛争発生のリスクへの備えとして、さらには中国が国際的な制度や秩序の形成においての発言権（話語権）行使するためにもこれらの輸出管理やデータ管理等の国内法整備を加速させた側面が指摘される<sup>53</sup>。

これらの制度の施行により、日系企業に対しても特に、中国からの両用品目（技術）の輸出、個人情報を含むデータの越境について必要な当局の許認可取得が増えるなどの実務上の影響が発生した。

今後の注目点として、両用品目輸出管理条例では米国の輸出管理規則（EAR）に類似した再輸出規制が導入された点が挙げられる。この規制では、米国の規制同様に、デミニミス・ルール、直接製品規制、原産品規制が盛り込まれた。また、米国の未検証エンドユーザーリスト（Unverified List）に相当する「注視リスト」や、エンティティー・リストに相当する「輸出管理コントロールリスト」の導入などで、エンドユーザー やエンドユースの管理も強化するという制度的な建付けとなった。

これまで米国の輸出管理法令によって、特に半導体分野の日本企業が、再輸出規制の対応に苦慮してきた状況があった<sup>54</sup>。一方、中国の再輸出管理制度については、2025年5月時点で、組み込み品の比率など重要な点が明らかになっていない。しかし、本格的な運用がなされた場合、原材料の多くを中国から調達する日本企業にとっては、中国からの調達の一部の見直しを迫られる可能性もあるなど、大きな影響を与える可能性が指摘される。

#### ■追加関税の影響は限定的、レアアース等の輸出管理強化で日本企業に大きな影響

2025年2月以降、米国政府による中国原産の輸入に対する追加関税の賦課とそれを受けた中国の追加関税の賦課の応酬が繰り返し行われた（図表Ⅲ-17）。

米国が合成麻薬フェンタニルの流入を理由に2月4日、中国原産の輸入品に対する10%の追加関税を適用したことを受け、中国は2月10日より、米国原産の液化天然ガス（LNG）、コークス用石炭、原油など80品目に対し、10%もしくは15%の追加関税を賦課した。さらに、米国

53 慶應義塾「特集：東アジアから考える国際秩序」『三田評論』（2025年3月号）

54 ジェトロ「従来の輸出管理から脱却へ、企業はどう対応すべきか」『地域・分析レポート』（2023年9月8日付）

が同追加関税を3月4日以降、10%から20%に引き上げたことに対し、中国は3月10日より、米国原産の綿花、トウモロコシ、黄大豆などを含む輸入品740品目に対し、10%もしくは15%の追加関税を賦課する措置を発動した。

また、米国が4月5日に発動した国・地域を問わない一律10%のベースライン関税、および4月9日以降、中国に対しては追加で24%（合計34%）の相互関税の発表を受け、中国は対抗措置として、4月10日から米国原産の全輸入品に34%の追加関税を課すと発表した。米国はそれを受け、相互関税を84%に引き上げ、中国も84%に引き上げた。その後、米国は4月10日以降、中国原産品に対する相互関税率を125%に引き上げ、中国も125%まで関税を引き上げた。

5月12日にスイス・ジュネーブで行われた「米国と中国の経済と貿易に関する会談」の結果、中国政府は125%まで引き上げた追加関税のうち91%分を取り消すと発表した。さらに、4月10日から賦課した追加関税34%のうち、24%は90日間の暫定停止とし、10%を維持すると発表した。また、2025年4月2日以降に発動された、米国に対する非関税対抗措置を停止または取り消すとした。具体的に暫定停止された主な措置としては、中国商務部が4月4日と9日に発表した「信頼できないエンティティ・リスト」への米国企業計17社の掲載について、5月14日から90日間停止するというものがある。このほか、中国商務部が4月4日と9日に発表した「輸出管理コントロールリスト」への米国企業計28社の掲載も5月14日から90日間停止された。一方で、中国が4月4日から実施した「中・重希土類7種のレアアース関連品目の輸出管理」などについて、米中間で停止または取り消すと合意された「米国に対する非関税対抗措置」に該当するか2025年5月時点では不明確となっている。

中国でビジネスを展開する日系企業では、2018年前後からの米中対立をきっかけにサプライチェーン断絶のリスク低減のため中国と米国の間での直接貿易の比率を下げる動きが目立っていた。ジェトロの2024年度海外進出日系企業実態調査によると、中国進出日系企業による輸出先の内訳（平均）のうち、米国は5.4%となっており限定的となっていた<sup>55</sup>。ジェトロによる中国進出日系企業へのヒアリングにおいても、直接対米輸出を行っているケースは少なく、国内景気の悪化や取引先となる現地企業からの受注減など間接的な影響を懸念する企業が多くた<sup>56</sup>。一方で、米国の追加関税措置よりも、それと

図表III-17 中国が実施した関税以外の主な措置

施行日	項目	内容
2月4日	輸出管理	タンクステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウムの関連品目を輸出管理の対象に追加。
	信頼できないエンティティ・リスト	カルパン・クラインなどを運営する米アパレル大手PVHをリストに追加。米バイオ企業イルミナをリストに追加。
	独占禁止法	米グーグルに対し、中国の独占禁止法違反の疑いで調査開始。
	WTO	WTOに提訴。
3月4日	輸出管理	米国企業15社を「輸出管理コントロールリスト」に掲載し、これら企業への両用品目の輸出を禁止すると発表。
	検疫措置等	米国産原木から害虫を検出したとして米国産原木の輸入を停止すると発表。米国産大豆から麦角菌等を検出したとして、米国の農業協同組合CHSなど3社からの大豆の輸入を停止すると発表。
	信頼できないエンティティ・リスト	10社の米国企業を同リストに追加。米イルミナについて、中国向けのゲノムシーケンサーの輸出を禁止。
	貿易救済措置	米国を原産地とする一部の光ファイバー製品に対する「反規制回避調査」を行うと発表。
4月4日	輸出管理	サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム等の関連品目を輸出管理の対象品目に追加。米国企業16社を「輸出管理コントロールリスト」に掲載し、これら企業への両用品目の輸出を禁止すると発表。
	検疫措置等	米国産ソルガムから、基準値を超えるカビを検出したとして米国C&D社からの輸入停止を発表。米国産鶏骨粉からサルモネラ菌を検出したとして、米国3社からの輸入停止を発表。
	信頼できないエンティティ・リスト	11社の米国企業を同リストに追加。中国との貿易活動および中国への新規投資を禁止。
	独占禁止法	米化学大手デュポンの中国現地法人に対し、独占禁止法違反の疑いで調査開始。
4月10日	貿易救済措置	米国およびインドを原産地とする医療用CT装置用X線管・管芯に対するアンチダンピング調査を開始したと発表。
	輸出管理	米国企業12社を「輸出管理コントロールリスト」に掲載し、これらの企業への両用品目の輸出を禁止すると発表。
	信頼できないエンティティ・リスト	6社の米国企業を同リストに追加。中国との貿易活動および中国への新規投資を禁止。

〔出所〕中国商務部、税關総署ウェブサイトから作成

同時期に断続的に実施された中国によるレアアースやレアメタルの輸出管理強化による影響が大きいとの声が聞かれる<sup>57</sup>。特に2025年4月4日に施行されたレアアース7種に対する輸出管理の強化については、それを含む永久磁石などの中国からの輸出のために中国商務部の許可

56 中国北京市における日系企業ヒアリング（2025年5月実施）に基づく。

57 中国北京市における日系企業ヒアリング（2025年5月実施）に基づく。

55 ジェトロ「2024年度 海外進出日系企業実態調査（アジア・オセニア編）」（2024年11月29日）

を得る必要があり、その許可に時間がかかり、一部の品目で生産が停止するなどサプライチェーンに影響が出ているといった事例が出ている。

これらレアアース等の輸出管理の強化については、中国政府は直接的な対米対抗措置と公式には説明していないため、追加関税が取り消されても、残存する可能性がある。今後の日系企業のサプライチェーンの脆弱性として大きなリスクとなることが懸念される。

### ■周辺国等との経済貿易関係の強化

全人代において決定された2025年における経済連携等枠組みの推進の方針としては、質の高い「一带一路」共同建設の一層の深化・充実化および多国間・二国間および地域的な経済協力の深化が挙げられた。「一带一路」については、「中欧班列<sup>58</sup>」の安定的で円滑な運行や、中国企業の海外進出総合支援を強化し、産業チェーン・サプライチェーンの国際協力・配置を最適化することなどが示された。経済協力については、WTOを中心とする多国間貿易体制の擁護を強調するとともに、グローバル志向の高水準なFTAネットワークを引き続き拡大するとし、ASEAN与中国との自由貿易協定（ACFTA）のアップグレード（ACFTA3.0）の調印の推進、デジタル経済連携協定（DEPA）、CPTPPへの加盟交渉の推進などが示された。

周辺国との経済協力について、中国指導部は2025年4月8～9日に、周辺国との外交の在り方などを決定する中央周辺工作会议を開催。会議では「現在、中国と周辺諸国との関係は近代以来最も良好な時期にあり、同時に、周辺地域の情勢と世界情勢の変革が深く相互に影響し合う重要な段階に入っている」との認識が示された。

また、同会議では「周辺国家との相互信頼を強固にしなければならない」、「サプライチェーンの協力を強化し、地域の安定を共同で守り、各種のリスクや挑戦に対応する必要がある」などの方針が打ち出された。同会議後、4月14～18日にかけて、習近平国家主席がベトナム、マレーシア、カンボジアを訪問し、外交・貿易関係を強化した。ベトナムとの共同声明においては、両国が地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の質の高い運用を推進することに加え、香港のRCEPへの申請・加盟を積極的に歓迎すると示した。また、ベトナム側は中国がCPTPPの基準と加盟プロセスに合致することを前提に、同協定に加盟することを支持するとも表明した。また、中国とマレーシアとの共同声明において、マレーシア側が、CPTPPへの中国の加盟申請を歓迎した<sup>59</sup>。

58 中国と欧州や中央アジアなどを結ぶ国際貨物列車。

### ASEANの通商政策

#### ■トランプ2.0への対応に奔走するASEAN

ASEAN加盟国は、第1次トランプ政権以降に激化した米中対立の影響を受け、中国からの生産拠点・輸出拠点の移管先として注目され、直接投資の流入が増加傾向にあった。トランプ政権以前の2010年代前半では、2010年の尖閣諸島中国漁船衝突事件や、中国の入件費高騰などを背景として、日本企業が生産拠点の分散先としてASEANへ工場を設ける「チャイナ・プラスワン」戦略が進展した。その後、第1次トランプ政権からは、主要なグローバル企業、中国企業、台湾企業においても、中国からASEANやインドへと生産拠点をシフトさせる動きが加速した。中国の生産工場は中国市場向けとし、中国以外の市場についてはASEANを基幹工場とする「China for China」という考え方に基づいてサプライチェーンのポートフォリオを組みなおす企業が世界的に増えた<sup>60</sup>。そのため、世界的に外国直接投資（FDI）が低調となるなか、グローバルサウス諸国へのFDIは好調であり、特にASEANへの投資は拡大が見られた。つまり米中対立の構図の中では第三者的な立場、いわば「漁夫の利を得る」ポジションを得た。

しかし、米国で第2次トランプ政権が発足し、特に2025年4月に発表された相互関税措置では、中国のみならず、ベトナム、タイをはじめとするASEAN各国からの対米輸出品に対しても高関税を追加で賦課する内容となっており、ASEAN各国に衝撃を与えた。結果的に相互関税の賦課は7月9日まで延期された（同年6月末時点）ものの、ASEAN各政府は、当事者として米国との通商交渉に臨む必要に迫られている。米国が主張する貿易赤字の是正、迂回輸出の防止、知的財産の保護などの要求に対応するため、ASEAN各國は、米国からの輸入拡大や迂回輸出対策としての原産地証明手続きの厳格化などの対策に早急に取り組まねばならなくなつた。

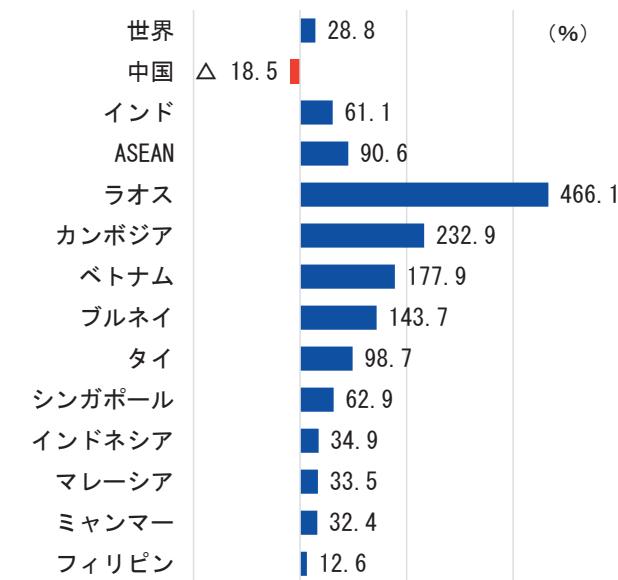
米国側の国・地域別輸入額の変化（2018年から2024年の変化）を見ると、米国の対中輸入は18.5%減となつた一方、ASEAN全体では90.6%増となっており、ラオスは5.7倍、カンボジアは3.3倍、ベトナムは2.8倍に拡大している（図表III-18）。第I章でも言及したとおり、米国の第2次トランプ政権は、第1次政権時と同様に、拡

59 マレーシア側は、CPTPPが3つのオークランド原則〔(1)協定のハイスタンダードを満たす用意があること、(2)貿易に関するコミットメントを遵守する行動を示してきてること、(3)CPTPP参加国のコンセンサスに基づいて決定がなされると認識されていること〕を満たすことができるエコノミーからの関心を歓迎し、引き続き加入に対して開かれていることを再確認した。

60 北見創（2024）「第10章 ASEAN」若松勇・箱崎大・藪恭兵編著『グローバルサプライチェーン再考』文眞堂、203～233ページ

大する貿易赤字を問題視しており、同大統領は「米国は長年にわたり、友好国か敵対国かを問わず、貿易相手国から不公正な扱いを受けてきた<sup>61</sup>」と述べている。

図表III-18 2024年の米国の輸入（2018年比伸び率）



[出所] Global Trade Atlasから作成

米国の貿易赤字について、国・地域別の構成を見ると、対中貿易赤字（2024年）は2018年に比べて減少したが、対ASEANの貿易赤字額は、2018年に比べて2.3倍に拡大している。特に伸び率が高いのが、ラオス、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、タイという、いわゆる大メコン圏（GMS）、陸側のASEAN諸国である。メコン諸国へ賦課された相互関税率（2025年4月2日発表）を見ると、カンボジアは49%、ラオスは48%、ベトナムは46%、ミャンマーは44%、タイは36%となっており、他国と比較しても高水準で設定されている。（図表III-19）

## ■米国との交渉に臨むASEAN

ASEAN各国では、トランプ政権の相互関税に対して報復措置を取らない方針を表明しつつ、対策本部を組織し、米国の貿易赤字解消（米国からの輸入増）、迂回輸出への対策の強化といった米国への提案を検討し、トランプ政権との交渉に臨もうとする動きが見られる。

ベトナムは、相互関税の導入が停止された2025年4月9日に、米国との二国間貿易協定の交渉開始に合意したと発表した。ベトナム側からは、輸入関税の税率引き下げや、航空機、LNG、防衛品などの輸入強化等を主な交

61 ジェトロ「トランプ米大統領、相互関税導入に向け、全貿易相手国との貿易関係調査を指示」『ビジネス短信』（2025年2月14日付）

図表III-19 米国の貿易収支と相互関税（国・地域別）

	2018年 (金額)	2024年 (金額)	相互関税(%)	
			(4月)	(8月)
世界	△ 870.4	△ 1,202.9	—	—
中国	△ 418.2	△ 295.4	125⇒34	
EU27	△ 174.2	△ 235.6	20	30
ASEAN	△ 98.9	△ 227.6	—	—
ベトナム	△ 39.5	△ 123.5	46	20
タイ	△ 19.3	△ 45.6	36	36
マレーシア	△ 26.4	△ 24.8	24	25
インドネシア	△ 12.7	△ 17.9	32	32
カンボジア	△ 3.4	△ 12.3	49	36
フィリピン	△ 3.9	△ 4.9	17	20
ラオス	△ 0.1	△ 0.8	48	40
ミャンマー	△ 0.2	△ 0.6	44	40
ブルネイ	0.2	△ 0.1	24	25
シンガポール	6.4	2.8	10	
メキシコ	△ 77.7	△ 171.8	対象外	30
日本	△ 67.1	△ 68.5	24	25
インド	△ 21.1	△ 45.7	26	

[出所] Global Trade Atlas、米国政府公開資料（大統領令のAnnex I）トゥルース・ソーシャル（トランプ大統領のSNS）から作成

涉材料として提案したほか、米国側の問題視する中国製品の迂回輸出や、知的財産の盗用、付加価値税（VAT）などにも取り組みが求められた。ベトナム政府は7月2日、米国との貿易枠組みに関して合意に達したと発表し、トランプ大統領もSNSを通じてベトナムとの関税交渉が合意に至ったことを明らかにしている<sup>62</sup>。米国がベトナムに対して課す相互関税は、当初発表の46%から引き下げる見通しである。

タイ政府は5月14日、（1）データセンター、人工知能（AI）分野での協力および関税・非関税障壁の削減策の検討、（2）米国からのエネルギー製品、農産品、航空機などの輸入拡大、（3）果物や飼料用トウモロコシなど農産品の市場開放、（4）原産地偽装請求防止法の施行、（5）タイ企業による米国向け投資の促進という5項目を盛り込んだ交渉枠組みをUSTRに提出<sup>63</sup>した。APEC貿易担当大臣会合においても、ピチャイ・ナリプラパン商務相がUSTRのジェミソン・グリア代表と面談し、米国政府からも前向きな反応があったという。

2025年のASEAN議長国であるマレーシアは、米国から設定された相互関税率は24%と周辺国に比べれば低い水準だったが、「米国の措置を深刻に受け止める」という声明を発表<sup>64</sup>。4月22日から24日にかけてワシントンD.C.で行われた二国間協議では、マレーシア投資貿易産

62 ジェトロ「ベトナムと米国が貿易協定に合意、ベトナム政府とトランプ大統領がそれぞれ発表」『ビジネス短信』（2025年7月3日付）

63 ジェトロ「タイ政府、米国関税政策に対し、交渉枠組みとして5項目を提案」『ビジネス短信』（2025年5月16日付）

64 ジェトロ「対米輸出の8割が相互関税対象のマレーシア、公正貿易の原則堅持を確認」『ビジネス短信』（2025年4月7日付）

業省（MITI）のザフルル・アジズ投資貿易産業相がハワード・ラトニック商務長官やグリア USTR 代表と会談した。（1）対米貿易黒字の削減、（2）非関税障壁への対応、（3）技術分野のセーフガードと安全保障の強化、（4）二国間貿易協定締結の検討の4つを議論した<sup>65</sup>。

米国からの関税措置に対応し、ASEAN加盟国間では横の連携を強めようとする動きがある。4月11日には ASEAN特別経済大臣会合がオンラインで開催され、「米国への報復措置をとらない」という共通の意向が表明された。ASEANと米国との枠組みである ASEAN米国貿易投資枠組み協定（TIFA）、拡大経済関与（E3）の下、双方向の貿易投資の促進、戦略的貿易パートナーシップの深化、デジタル技術を活用したサプライチェーン連結性と強靭性の強化を含んだ共通の関心事について、相互に受け入れ可能な解決策を探るため、「米国と協力する用意がある」との声明が発表された<sup>66</sup>。

### ■迂回輸出対策を強化する動き

貿易赤字に加え、米国が懸念を強めているのが、ASEAN諸国を経由した中国製品の「迂回輸出」の問題である。この現象は、2017年から2021年にかけての第1次トランプ政権期に顕在化したものであり、当時は中国製のタイヤ、太陽電池パネル、バッテリー等が米国市場に大量に流入していた。これに対し、米国政府はアンチダンピング（AD）税や相殺関税（CVD）などの貿易救済措置を発動し、中国からの輸入は一時的に減少した。

しかしその後、ASEAN諸国を含む第三国からの同種製品の米国への輸入が急増する事態が継続的に発生している。このような動きに対し、米国側は、中国製品が第三国を経由することで原産地を偽装し、関税回避を図っているのではないかとの疑惑を抱いている。

実際、導入された関税障壁を避けるように、中国メーカーは東南アジアへ輸出拠点を移管する動きを活発化させている。輸入製品について、米国側では「最後に実質的な変更」が行われた国を原産国と判断する。原産性を得るために十分な加工が行われていれば問題はないが、実際には十分な加工や付加価値が加えられず、米国に「メード・イン・○○（迂回地）」として流入している実態が指摘されている<sup>67</sup>。

65 ジェトロ「マレーシア代表団、相互関税巡ってUSTRなどと初会談、対話継続を確認」『ビジネス短信』(2025年4月30日付)

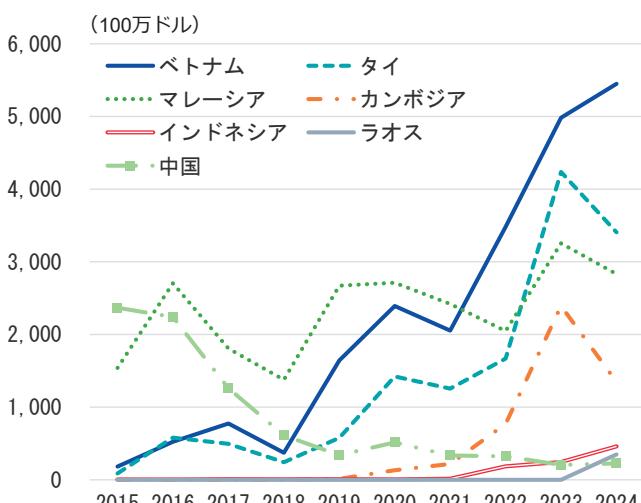
66 ジェトロ「ASEAN特別経済大臣会合を開催、米国への報復措置は譲さず」『ビジネス短信』(2025年4月11日付)

67 Hinrich foundation “China’s circumvention of trade remedies – and how the US can respond” (2021年11月23日付)、Rhodium Group “China’s Manufacturing FDI in ASEAN Grew Rapidly, But Faces Tariff Headwinds” (2025年4月24日付)

東南アジアを経由した迂回輸出の代表例として、太陽電池パネルが挙げられる。本件は、米国がかねてより問題視しており、米国商務省は2023年8月に、中国系メーカー5社がカンボジア、マレーシア、タイ、ベトナムの4カ国を経由して迂回輸出しているとの判断を示した<sup>68</sup>。さらに、2024年5月に同4カ国の太陽電池について、ADとCVDの発動要否を判断する事実確認調査を開始した。2024年10月にCVD、11月にADの賦課が仮決定された。

こうした措置の結果、タイ、マレーシア、カンボジアからの輸入は減少した。しかし、代替としてベトナム、ラオスやインドネシアからの輸入が増加している（図表III-20）。2024年の米国の対ラオス輸入額は前年比2.6倍の8億300万ドルとなったが、同增加分の内訳を見ると、70%が太陽電池関連2品目（HS8541.42、8541.43）の増加によるものである。同2品目の輸入額は、2023年はわずか6,700ドルに過ぎなかつたが、2024年に3億4,900万ドルにまで拡大しており、輸入増加額全体の約70%を占めた。これはラオス国内での太陽電池製造能力の拡充と密接に関連しており、中国系企業である中潤光能が2023年9月にラオスで太陽電池パネル製造工場を開設し、生産と米国向け輸出の増加に寄与している<sup>69</sup>。

図表III-20 アジアからの米国向け太陽電池輸出



[注] 2021年まではHS8541.40、2022年以降はHS番号の見直しに伴い HS8541.41、8541.42、8541.43、8541.49の合算。

[出所] Global Trade Atlasから作成

迂回輸出の防止に向けて、各国では取り組み強化を発表しており、米国にアピールする狙いがあるとみられる。マレーシアの投資貿易産業省（MITI）は2025年5月5

68 ジェトロ「米商務省、中国の太陽光発電製品の迂回輸出認定を最終決定」『ビジネス短信』(2023年8月24日付)

69 ジェトロ「米関税措置の影響受けるラオス」『ビジネス短信』(2025年4月9日付)

日、米国向けの輸出における非特恵原産地証明書(NPCO)につき、翌5月6日以降は同省を唯一の発給機関とすると発表した。これまで発給機関として指定していたマレーシア製造業者連盟(FMM)など業界団体や商工会議所でのNPCO発行を、米国向けに限り即時停止し、物品の原産地に関する虚偽申告や、これによる関税回避を断固認めない考えを改めて表明した<sup>70</sup>。

タイ政府も、迂回輸出への対策を強化している。タイではNPCOは、タイ商務省のほか、タイ工業連盟(FTI)、タイ商業会議所(TCC)で発給を受けることができる。この運用について、4月22日にタイ商務省、タイ税関などは関係者で会議を開催し、監視対象品目のNPCOについてはタイ商務省のみが発給する方式に変更することで合意した。また、監視対象品目についても65品目を追加し、合計224品目とした。

### ■適正な貿易管理の徹底が必要となる

業種や輸出先によっても異なるが、相互関税と迂回輸出の問題は、在ASEAN日系企業にも少なからず影響を与えるとみられる。前述のとおり、日本企業は2010年代を通じて「チャイナ・プラスワン」戦略に基づき、生産拠点を中国に一極集中するのではなく、ASEANなどにサプライチェーンを分散化してきた。経済産業省の海外事業活動基本調査(2024年調査)<sup>71</sup>によれば、製造業の現地法人数は東南アジアで3,445社に上り、世界全体の34%を占める。中国(3,207社)と並んで最も生産拠点が集積しており、日本企業の生産・調達ポートフォリオの要衝ともいえる地域だからだ。

ジェトロの海外現地法人向けアンケート調査(2024年)によれば、在ASEAN日系企業の輸出先の構成比では、圧倒的に日本(46%)、ASEAN(30%)が大きく、米国の割合は5%にとどまる。米国に輸出している日系企業の業種としては、プリンター、電子機器、輸送機器などが挙げられる<sup>72</sup>。こうしたASEANの工場から米国に直接輸出している企業では、相互関税など追加関税に対する対策を検討する必要がある。

迂回輸出の問題も無関係ではない。中国に比べればASEANに対する関税率は緩やかであることから、引き続きASEANからの輸出が優位であるという見方もある。その場合でもASEANの生産拠点における「実質的な変更」が十分でない場合、米国向け輸出においては「中国

製」と判定され、高い関税率を適用される可能性も高まっている。最終的には米国税関が判断することはあるが、米国側での原産地や関税番号を念頭にいれて、ASEANの生産拠点側でも対策を練る必要に迫られている<sup>73</sup>。また、前述した太陽光パネルのように、AD税などの追加関税措置を発動された場合、日系企業の輸出品にも関税コストが上乗せされるリスクがある。

反対に、米国が規制している品目について、ASEANを経由して中国へ輸出される事案についても留意が必要だろう。例えば、2025年1月には、米国が対中輸出管理の対象とする米半導体大手エヌビディア(NVIDIA)の先端半導体が、シンガポールを経由し、中国のAI開発スタートアップであるディープシークに販売されたことが報じられた。シンガポール貿易産業省(MTI)は米国輸出規制とシンガポール国内法の順守を求める声明を発表した<sup>74</sup>。

同年3月には、AIチップについて、シンガポールからマレーシアを経由して中国へ迂回輸出されたという疑惑が持ち上がり、マレーシア投資貿易産業省(MITI)は米国およびシンガポールとの連携を強化するという声明を発表した<sup>75</sup>。疑いをかけられていたマレーシア地場EMS企業(電子機器の受託製造)のネーションゲート・ホールディングスは迂回輸出への関与を否定しているが、万一、日系企業がこうした疑いをかけられた場合、米国からの罰則に加えて、レビューテーションの毀損など、大きな問題に発展するリスクが大きい。米国や中国の輸出規制については十分に留意して貿易管理を行う必要があるだろう。

### インドの通商政策

#### ■中国の代替生産地となるインドと米国追加関税

米国の対インド貿易赤字額は、対ASEANに比べれば小さいものの、拡大傾向にあり、2024年には457億ドルと2018年比で2.2倍に増加した。相互関税率は26%と、日本(24%)や韓国(25%)と同水準で設定された。2024年のインドの貿易統計を見ると、米国は最大の貿易相手国(構成比:18%)となっている。

インドから米国への最大の輸出品目は、電気・電子機器(HS85)だ。特に、電話機(HS8517)の対米輸出は2024年には74億ドルに上り、2022年に比べて4.9倍にも増大している。以前から台湾系EMSメーカーがインドで

70 ジェトロ「対米交渉で非関税障壁削減を提案、迂回輸出防止策も即日実施」『ビジネス短信』(2025年5月7日付)

71 経済産業省「第54回海外事業活動基本調査」(2025年5月30日)

72 ジェトロ「2024年度 海外進出日系企業実態調査(アジア・オセニア編)」(2024年11月)

73 企業ヒアリング(2025年5月13日実施)に基づく。

74 ジェトロ「シンガポール政府、中国発ディープシークの半導体入手経路で声明」『ビジネス短信』(2025年2月3日付)

75 ジェトロ「マレーシア政府、米半導体の迂回輸出疑惑受け声明発表、監視強化へ」『ビジネス短信』(2025年3月7日付)

生産工場を設置する動きが活発であったところ、アップルは米国の対中関税が高額になる可能性があることを理由に、米国市場向けiPhoneの生産について、2026年末までに大部分を中国からインドへシフトさせる見込みだ<sup>76</sup>。相互関税が発表される前週の2025年3月最終週には前年同月比1.8倍のiPhoneがインドから輸出され、その大半は米国向けであったという<sup>77</sup>。

米国側はインドからの輸入が増える中で、インドの関税・非関税障壁を問題視している。USTRは2025年3月の2025年版NTEにおいて、インドが農産品や加工食品、自動車（二輪車を含む）などに高関税を課しているほか、最大20%に及ぶ基本関税を有するという点に懸念を示している。非関税障壁については、化学品や医療機器、バッテリー、電子機器など広範な品目に、インド標準規格局（BIS）が定めた認証取得を義務付けており、当該規格は国際基準に準じておらず、認証取得の基準が不明瞭だとしている。また、製造業振興策「マーク・イン・インディア」の方針に従い、政府調達ではインドで生産された品目が選ばれる傾向にあると指摘している<sup>78</sup>。

なお、インドは5月9日、米国による鉄鋼・アルミニウムへの追加関税をWTOに通報した上で、対抗措置として米国原産品に対する輸入関税の引き上げを提示した。他方で、米国と非関税障壁を含む19分野について二国間協議を進めており、ピュシュ・ゴヤル商工相は5月17～20日にワシントンD.C.を訪問している。

ただし、米国の関税政策が在インド日系企業に与える直接的な影響は、限定的であるとの見方が多い。ジェトロの進出日系企業向けアンケート調査<sup>79</sup>によると、在インド日系企業の売上に占める輸出比率の平均値は18.9%と低い。また、輸出先をみても、日本（34.4%）やASEAN（23.4%）が多く、米国は7.2%にとどまっている。そのため、米国向けに輸出している日系企業自体が限られる。ただし、インドでの販売先が対米輸出している企業もあり、インド国内顧客からの受注減といった間接的な影響が出てくる可能性はある。

## ■新たな規格認証制度の導入に警戒感

目下、日系企業の操業に大きく影響しているのは前述のBISによる認証規格制度である。規制対象品目数は

76 ロイター “Apple moving to make most iPhones for US in India rather than China, source says” (2025年4月26日付)

77 ジェトロ「インドからiPhoneの米国向け輸出、3月に急増」『ビジネス短信』(2025年4月16日付)

78 ジェトロ「米USTR、「マーク・イン・インディア」政策を問題視、2025年外国貿易障壁報告書（インド編）」『ビジネス短信』(2025年4月7日付)

79 ジェトロ「2024年度 海外進出日系企業実態調査（アジア・オセニア編）」(2024年11月)

2025年2月時点で774品目となっており、前年同月に比べて170品目増えるなど増大の一途をたどっている<sup>80</sup>。BISは強制規格となっており、認証取得にあたってはBIS担当者の工場査察を受ける必要があり（日本からの輸入の場合は、日本の工場に査察）、申請してから受理・査察されるまでに時間を要する。このため、インド国内では入手できない製品や、そうした製品の原材料の輸入が遅れることもあり、企業の事業運営上、大きな問題となっている。

加えて、2024年8月にインド重工業省から発出された「設備・電気機器安全規則（包括的技術規制）2024（オムニバス技術規制：OTR）」も、新たな認証取得制度として日系企業の事業運営の影響を及ぼすと目されている。OTRの施行は2025年8月の予定であったが、1年間、先延ばしされた<sup>81</sup>。施行日以降に新たに設置される設備・電気機器は、BIS当局が定める「スキームX」に従った規格準拠証明書の取得が義務付けられるため、インドでの生産拠点等の立ち上げを計画する企業に影響が大きく、OTR施行によって工場の稼働が遅れるという声も多かったためだ。

## グローバルサウスの動向

### ■新興国ブロック「BRICS」の拡大と脱ドル化の動き

近年、グローバルサウスを牽引する存在として、加盟国拡大を通じ、国際社会の中で存在感を高めているのが、新興国・地域を中心に構成された国際的な枠組みBRICS（ブラジル、ロシア、インド、中国が原加盟国、南アフリカ共和国が2010年12月に加盟）である。BRICSには2024年、UAE、イラン、エジプト、エチオピアが新たな加盟国として加わり、さらに2025年にはインドネシアが加盟した<sup>82</sup>。また、2024年10月、第16回BRICS首脳会議のカザン宣言<sup>83</sup>にて、新たに「BRICSパートナー国」制度が導入され、新興国による国際的連携の枠組み拡充が図られている（図表III-21）。パートナー国は加盟国に次ぐ立場に当たる準加盟国に相当し、加盟国との経済協力や会議への参加に対する権利を持つ。パートナー国に招待された国の中、ベラルーシ、ボリビア、キューバ、カザフスタン、マレーシア、ナイジェリア、タイ、ウガンダ、ウズベキスタン、ベトナムがパートナー国として正式に加盟した。さらに、2025年7月の第17回BRICS

80 ジェトロ「インドでの競争環境（1）日系企業の8割が黒字も、当面は国内に注力」『地域・分析レポート』(2025年3月19日付)

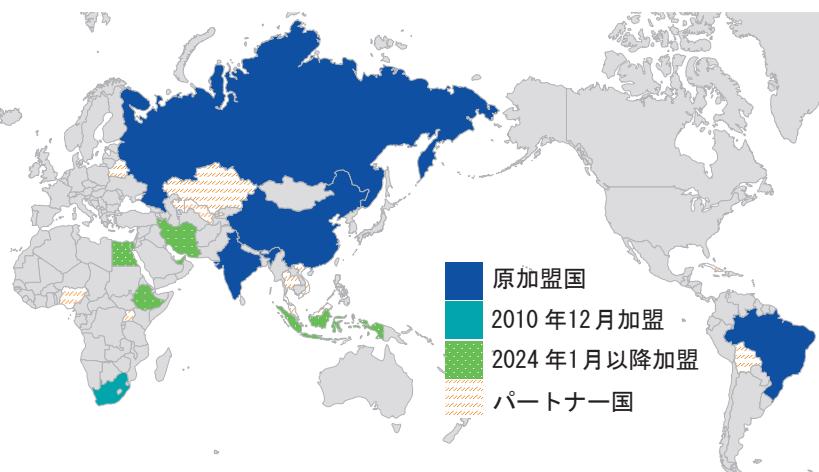
81 ジェトロ「重工業省、設備・電気機器安全規則（OTR2024）の1年間の施行延期を発表」『ビジネス短信』(2025年6月16日付)

82 2025年6月時点で正式加盟の手続きをしていないサウジアラビアを除く。

83 XVI BRICS Summit “Kazan Declaration” (2024年10月23日付)

首脳会議で採択されたリオデジャネイロ宣言<sup>84</sup>では「多国間主義の強化とグローバルガバナンスの改革」を強調するとともに、先進国・地域が主導権を握る国連やIMF、WTOなどの国際機関の改革を訴求した。これらにより、BRICSは台頭する「グローバルサウス」の代表的なブロックとして、多極化する国際秩序の中で発言力強化と新たなルール形成を目指す動きを強めている。

図表III-21 BRICS加盟国およびパートナー国



[出所] BRICS公式サイトおよび各種報道から作成

BRICS諸国は、米ドル中心の国際金融への依存を減らす脱ドル化の取り組みを検討している。特にウクライナ危機以降、ロシアに対するドル決済網からの締め出しや外貨準備凍結といった制裁措置が実施されたことを契機に、金融の多極化を模索する機運が新興国で高まっている。一方、米国のトランプ大統領は2024年11月および2025年1月に、自身が運営するソーシャルメディア「トゥルース・ソーシャル」において「BRICS通貨導入やドル代替通貨の支持をすればBRICS加盟国に100%の関税を賦課する」と発言し、BRICS諸国の脱ドルの動きを牽制している<sup>85</sup>。

2015年にBRICS原加盟国によって設立された新開発銀行（NDB）は、加盟国のインフラ整備や持続可能な開発プロジェクトへの融資を通じて、既存の世界銀行・国際通貨基金（IMF）体制の補完を目指している<sup>86</sup>。原加盟国に加え、バングラデシュ、UAE、エジプト、アルジェリア、コロンビアが正式に加盟している。一方、NDBは脱ドルを掲げつつも融資資金の大部分を依然ドル建て

84 XVII BRICS Summit “Rio de Janeiro Declaration” (2025年7月6日付)

85 ロイター “Trump repeats tariffs threat to dissuade BRICS nations from replacing US dollar” (2025年1月31日付)

86 NDB ウェブサイト “About NDB”

で調達・貸付している現状が指摘されている<sup>87</sup>。また、2015年にはBRICS諸国間で相互に外貨を融通する仕組みである予備準備制度（CRA）が創設され、ドル資金不足に備えるセーフティネットが構築された。加えて、中国の中央銀行である中国人民銀行を中心に、自国通貨スワップ協定の網の目を広げる動きも見られる<sup>88</sup>。また、ロシアはウクライナ侵攻後に主要銀行が国際銀行間通信協会（SWIFT）から排除され、さらに自国の連邦証券保管振替機関（NSD）が欧州の国際中央証券預託機関（ICSD）であるユーロクリアやクリアストリームとの接続を断たれるなど、金融インフラ面で深刻な制約を受けた<sup>89</sup>。ロシア政府・中央銀行は「国際通貨金融システムの改善」に関する共同研究報告書を取りまとめ、2024年10月にモスクワで開催されたBRICS財務相・中央銀行総裁会合にて複数の新構想を提案した。2024年のカザン宣言には、各国金融市场インフラの相互接続可能性を探る文脈で「独立したクロスボーダーの決済預託インフラ『BRICSクリア』の創設可能性を検討する」ことが明記されている。また同宣言では、「より早く安価で効率的かつ透明性・安全性の高いクロスボーダー決済手段」の重要性を謳い、ローカル通貨建て取引の拡大やBRICS間の銀行ネットワーク強化を促進する方針も示した。

長期的な構想として2023年のBRICS首脳会議（南アフリカ共和国で開催）では共通通貨の創設も提案されたが、具体的な進展はほとんどなく、現段階でBRICSにて共通通貨が早期に導入される見通しは低い。むしろ貿易・金融取引における自国通貨の相互利用を現実的な第一歩として推進する動きが優勢である。例えば、インドは2022年7月、自国通貨ルピーでの貿易決済を可能にする新制度を発表した<sup>90</sup>。既にロシアやマレーシア、ミャンマーなど30カ国がこの枠組みへの参加承認を得ており、ルピー建てでの輸出入決済が一部実現している。ロシアもウクライナ侵攻後、エネルギー貿易代金のループ

87 ロイター “‘BRICS bank’ looks to local currencies as Russia sanctions bite” (2023年8月10日付)

88 新華社 “China’s central bank signs 40 currency swap agreements with foreign counterparts” (2024年2月16日付)

89 ロイター “Russia bans payments to foreigners holding rouble bonds, shares” (2022年3月3日付)

90 ロイター “Exclusive: India central bank seeks lifting cap on ‘vostro’ accounts investments to push rupee-denominated trade, sources say” (2025年5月2日付)

ル建て受け取りを要求するなど急速に自国通貨利用を拡大させた。特に中国との間では、現在貿易の95%が自国通貨（人民元建て・ルーピー建て）で決済されているとされる<sup>91</sup>。また、中国とブラジルは2023年3月に両国通貨での貿易決済を直接行う枠組みに合意した。

通貨と並行して、BRICSは独自の決済・送金プラットフォームを構築し、ドル決済網への依存を減らす取り組みも進めている。BRICSは既に2018年頃から、共通の決済システム「BRICSペイ」構想に着手していた。これは、加盟国間で企業・個人が自国通貨による直接決済を可能とする分散型決済システムを目指すものだ<sup>92</sup>。この延長線上に位置するのが、「BRICSブリッジ」と呼ばれる加盟各国間で利用可能な決済プラットフォームで、SWIFTの代替決済手段を志向するものとみられる。各国のデジタル通貨などを用いて国境を越えた決済を実行する。既にロシアは自国のSWIFT代替システムである金融メッセージ転送システム（SPFS）を中国の人民元決済網（CIPS）と接続する動きを進めていると報じられる<sup>93</sup>。BRICSブリッジ構想が実現すれば、こうした二国間ネットワークを包含し、より広範囲的な「非SWIFT圏」のデジタル決済ネットワークが誕生する可能性がある。ただし、インドは「人民元が支配的な立場をとる」ことを懸念しているなど、加盟国間での協調面・技術面の課題も多い。また、「BRICSクリア」は各国の中央証券預託機関（CSD）を連結する分散型のICSDとも位置付けられ、実現すればBRICS各国の投資家が相互に債券・株式を直接取引できるようになる<sup>94</sup>。ただし、こちらも宣言されたばかりの構想であり、具体的な設計はこれから進められる段階だ。

日本企業にとって、BRICSの脱ドル化は為替リスク管理や資金繰りに新たな選択肢をもたらす一方、米国の金融制裁や輸出管理の効力が低下することでBRICS圏内企業の競争力が高まり、グローバル市場での競争がさらに激化する可能性がある。また、将来的にBRICSが主導する決済網が一定の地位を築いた場合、貿易取引の決済通貨構成や銀行取引コストに変化が生じるかもしれない。短期的には、これら新システムの構築は道半ばであり、実務面で直ちに既存スキームが大きく置き換わる状況ではないと考えられる。

91 ガーディアン “Putin calls for alternative international payment system at Brics summit” (2024年10月23日付)

92 BRICS Pay公式ウェブサイト “BRICS Pay for Retail Payments”

93 ロイター “Exclusive: First Russia-China barter trade may come this autumn, sources say” (2024年8月8日付)

94 ブルームバーグ “Russia Pushes for BRICS Clearing, Depository System to Sidestep the West” (2024年10月24日付)

## ■新興・途上国で膨らむ対中債務、デフォルトリスクも

2025年3月、第2次トランプ政権は米国国際開発庁（USAID）の解体と同庁業務の国務省への移管を議会に通知し、業務の大部分を再配置・廃止すると発表した<sup>95</sup>。これにより、新興・途上国・地域に対する米国からの開発支援が急減し、中国がその空白を埋めて、ますますグローバルサウス諸国における存在感が高まるとみられている。

中国は2017年に打ち出した広域経済圏構想「一帯一路」における事業を通じて、沿線諸国に対しインフラ融資などを積極的に行ってきました。米国のボストン大学グローバル開発政策センターによると、2008年から2021年の間に、中国国家開発銀行と中国輸出入銀行は、世界各国に対して1,099件の融資を行い、総額は約5,000億ドルに上る<sup>96</sup>。これらの融資はエネルギー、交通、通信、金融など多岐にわたる分野で行われており、特にエネルギーと交通インフラへの投資が顕著だ。

一方、借り手のグローバルサウス諸国では、对中国債務比率やデフォルトリスクも高まっており、過剰債務を返済できず債権国から政策や外交などに圧力を受ける「債務の罠」が問題視されている（図表III-22）。特に新型コロナ禍以降の景気減速や通貨安、資金流出による借換えコストの急騰により、多数の国で債務返済が逼迫している。ザンビアは2020年、ガーナとスリランカは2022

図表III-22 グローバルサウス諸国の対中国債務（2023年）

国名	对中国債務			対世界債務 GNI比 (%)	対外債務危機のリスク
	億米ドル	GNI比 (%)	対世界債務比 (%)		
ジブチ	14.7	37.5	51.9	72.3	債務危機
ラオス	60.7	37.5	55.0	68.1	債務危機
アンゴラ	178.6	22.9	39.5	57.9	—
コンゴ共和国	31.8	21.0	46.3	45.3	債務危機
ザンビア	54.2	20.3	35.3	57.5	債務危機
モルディブ	11.3	19.4	33.0	58.7	高
モンゴル	27.4	16.2	28.2	57.4	—
スリナム	4.9	14.8	20.2	73.5	—
キルギス	17.1	13.6	40.7	33.5	中
バヌアツ	1.6	12.7	43.1	29.6	高
サモア	1.1	12.1	37.3	32.5	中
モンテネグロ	7.9	11.1	19.9	55.5	—
スリランカ	82.2	10.5	19.9	53.1	—
カンボジア	40.6	9.7	36.6	26.6	低
モザンビーク	16.7	9.2	17.5	52.3	高

[注] ①对中国債務のGNI比でみた上位15カ国で絞り込み。②对中国債務、対世界債務はExternal debt stocks, public and publicly guaranteed (PPG) (DOD, current US\$)で計算。

[出所] 世界銀行 “International Debt Statistics”, IMF “Debt Sustainability Analysis” から作成

95 UPI “State Department formally notifies Congress of dissolving USAID; court allows cuts” (2025年3月28日付)

96 Boston University Global Development Policy Center, “China’s Overseas Development Finance Database”(2025年6月18日時点)

年に債務不履行状態に陥った。こうしたグローバルサウス諸国におけるリスク増大や、債権国としての中国の存在感の高まりに留意が必要であろう。

### 日本の通商政策

#### ■国際経済秩序の再構築、海外活力取り込み、自律性強化が3本柱に

2025年6月に経済産業省が公開した最新の通商戦略<sup>97</sup>は、「世界の課題解決を通じて、日本の付加価値を最大化する」こと、「不確実な国際環境においても、信頼できる経済パートナーで在り続ける」こと、を目指す方針を掲げている。方針を達成する上での重要な業績評価指標(KPI)は、貿易・サービス輸出額、対外直接投資収益、交易条件(輸出物価／輸入物価)などが検討されている。また、特定の国・地域に過度に依存しない対外経済関係の確保(自律性の確保)は、「日本の世界における付加価値を最大化する上での重要な基盤」であり、経済安全保障がますます重要になる、としている。

上記KPI目標を達成するため、通商政策の3本柱として、(1)保護主義の台頭を踏まえた国際経済秩序の揺らぎへの対応、(2)付加価値の最大化に向けた海外活力の取り込み、(3)自律性・不可欠性の確保に向けた内外一体の取り組み、が打ち出されている(図表III-23)。

柱1では、特に二国間関係について、米国の一連の関

税措置にかかる同国政府への働きかけが目下の重要課題となっている。第2次トランプ政権は2025年1月の発足以降、複数の関税措置を発表している。そのうち日本からの対米輸出に直接的に影響するのは、鉄鋼・アルミ製品および自動車・同部品への追加関税、相互関税である。武藤容治経済産業大臣は、同年3月にラトニック商務長官、グリアUSTR代表、ケビン・ハセット国家経済会議(NEC)委員長と会談を行った。日本側の主張として、鉄鋼・アルミ関税、相互関税、自動車関税について、日本が対象になるべきでない旨を申し入れた。日本政府としては、米国の関税措置が両国の投資・雇用拡大に与える影響を説明し、米国側から理解を得るべく、協議を進める方針だ。

米国が4月9日に適用開始した相互関税では、日本からの物品には24%の追加関税が賦課されることとなった(同日に90日間停止)。赤澤亮正経済再生担当大臣は4月16日、初回となる日米両政府による米国関税措置に関する協議を行った<sup>98</sup>。赤澤経済再生相は、ベッセント財務長官、ラトニック商務長官、グリアUSTR代表との閣僚間協議を行い、米国の関税措置について「極めて遺憾」と述べ、日本の産業や日米両国の投資・雇用に与える影響などについて説明し、関税措置の見直しを申し入れた。

日米両政府の協議は、6月30日までの間に7回<sup>99</sup>実施された。トランプ政権は、日本の関税だけでなく、非関

図表III-23 日本の通商政策の柱と主要施策

柱1：保護主義の台頭を踏まえた国際経済秩序の揺らぎへの対応	
国際経済秩序の再構築を目指して、保護主義の台頭に適応した 「公正で自由なルール」を追求し、多層的な経済外交を展開	
主要施策	Win-Winの二国間関係の積み上げ イシューに応じた同志国との連携・共創(AZECでの脱炭素化、G7での経済安保連携等) 国際経済秩序の維持・強化・再構築(CPTPPの拡大、EPA・投資協定の拡大、秩序の再構築に向けた検討、WTOの機能回復・強化) グローバルサウス諸国との関係強化(地域別・国別戦略等) 国際情勢に関するインテリジェンス機能の強化
主要施策	柱2：付加価値の最大化に向けた海外活力の取り込み
	輸出市場の確保・多角化やグローバルサウス・同志国との共創など、日本企業の海外展開を支援 ルール・環境整備(経済外交の推進、貿易手続のデジタル化、諸外国のルール整備に向けた働きかけ、標準化、模倣品対策) グローバルサウス市場の獲得(マスタープラン策定・実証支援、貿易保険事業の財務基盤強化、人材育成・交流) サービス輸出・海外展開の政策支援の強化(同志国連携、コンテンツ輸出支援等) 中堅・中小企業の輸出・海外展開支援の強化(新規輸出1万社支援プログラム、民間の支援ビジネス、高度外国人材採用支援、知財活用支援) 高度外国人材の獲得(研究者の受け入れ促進)
主要施策	柱3：自律性・不可欠性の確保に向けた内外一体の取り組み サプライチェーンに関する同志国との協調や経済安保確保に向けた 海外展開支援など、内外一体に取組を推進
	同志国間での国際協調・連携の推進と国内施策の検討(非価格基準、規制的アプローチ、人権) 有事の対応も含めた国際協力枠組みの拡大(多国間、二国間) インド太平洋を中心とした同志国とのRun Fasterパートナーシップの推進 サプライチェーン強靭化や我が国不可欠性によるグローバルな社会課題の解決に資する日本企業の海外展開支援(実証支援) エネルギー・鉱物資源の権益確保・調達先多角化の推進(資源外交、JOGMEC、NEXI)

[出所] 経済産業省

97 経済産業省通商政策局「通商戦略2025」(2025年6月)  
98 ジェトロ「初の日米関税協議を実施、閣僚級での協議継続で一致」『ビジネス短信』(2025年4月18日付)

99 ジェトロ「日米両政府、7回目の関税協議実施、相互関税一時停止後は交渉の進み具合に応じて異なる対応か」『ビジネス短信』(2025年6月30日付)

税障壁も米国の貿易赤字の要因になっていると問題視している。これらを踏まえて、関税措置の見直しのほか、(1) 貿易の拡大、(2) 非関税措置、(3) 経済安全保障面での協力といった事項について協議されている<sup>100</sup>。両国は日米双方にとって利益となる合意を実現できるよう、引き続き精力的に調整を続けていくことで合意した。

### ■重要物資の確保に向けた産業政策が進展

通商政策の3つ目の柱<sup>101</sup>である「自律性」の観点では、日本の経済安全保障の確保が一層重視されるようになっている。地政学的変化、技術革新が起こるなか、各国は国力を増大するため、「経済安全保障」の切り口で施策を強化している。経済産業省は「技術力を梃子に、資源制約を乗り越え、経常収支バランスを確保してきた日本において、今こそ取り組み強化が必要」としている<sup>102</sup>。同省には、2024年7月に貿易経済安全保障局が設置<sup>103</sup>され、経済安全保障に関連する施策を総合的に推進する司令塔としての役割を担う。

日本の経済安全保障関連の法制としては、2022年8月に「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）<sup>104</sup>」が施行されている。自律性の向上、優位性・不可欠性の確保に資する取り組みとして、(1) 特定重要物資の供給確保計画の認定制度（12の特定重要物資<sup>105</sup>）、(2) 重要技術育成プログラム（50の重要技術）、(3) 基幹インフラ事前届出制度（15分野<sup>106</sup>、2024年5月に施行）、(4) 特許出願非公開制度<sup>107</sup>（同月に施行）が実施されている。

サプライチェーン強靭化については、2024年12月に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議（経済安保法制有識者会議）において、特定重要物資に関する取り組みの方向性が示された。(1) 永久磁石について、ネオジム磁石の重希土類の使用量を節減し、永久磁石の安

定供給確保を図るために、磁石とEV駆動用モーターの一体開発が取り組み対象に追加すること、(2) 半導体について、半導体に不可欠なエッチング工程等で使用される蛍石のリサイクル対象範囲を拡大すること。加えて、半導体製造の「後工程」についても国内回帰の必要性が高まっているため、後工程と例外要件に該当する半導体について、設備投資額が要件未満であっても政府が支援すること。また、(3) 半導体の原材料となるタンゲスタン、フッ素、シリコン、リン、先端電子部品の原材料となるジルコニウム、バリウム、計6鉱種を施策対象に追加<sup>108</sup>すること、が提案されている。

これらの産業支援策と産業防衛策を有機的に組み合わせながら、官民連携で具体的な取り組みを実行するための行動計画として、2023年10月に「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプラン」が公表された。同計画は2024年5月に改訂され、2025年5月末に再改訂版<sup>109</sup>が発出された。わずか1年で再改訂された理由として、日本を取り巻く経済安全保障環境が大きく変化し、一層厳しさを増していることが背景にある。日本政府として取り組みを強化、対象となる産業・技術領域を拡大する必要に迫られている。

アクションプランでは、今後の経済安全保障上の重要領域であるコンピューティング、クリーンテック、バイオテック、宇宙・防衛、基盤技術等について、「破壊的技術革新が進む領域」、「日本が技術優位性を持つ領域」、「対外依存の領域」という3つに分類されている（図表III-24）。日本として経済安全保障上重要な物資・技術等が特定されている。今回の再改訂版で追加された経済安全保障上重要な物資・技術には、海底ケーブル、フュージョンエネルギー（部素材等）、原子力機器・部素材等製造技術（重要機器・部品）、人工衛星・ロケット、産業用データがある。

### ■補完的輸出規制の見直しを実施

外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく輸出管理では、米国の政策動向やロシア・ウクライナ紛争等による情勢の変化から、国際輸出管理レジームに基づく輸出管理の限界等を踏まえた新たな輸出管理政策が検討されている<sup>110</sup>。2024年4月の産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会中間報告<sup>111</sup>では、補完的輸出規制の見直し、

100 ジェトロ「日米両政府、4回目の関税協議を実施、G7サミット前に再度協議へ」『ビジネス短信』（2025年6月2日付）

101 なお、柱2では、ルール・環境整備やグローバルサウス市場の獲得が盛り込まれている。デジタルや環境といったルール整備については本章第2節、第3節を参照。グローバルサウス市場における動向は第II章コラムを参照。

102 経済産業省貿易経済安全保障局「第12回産業構造審議会通商・貿易分科会資料3」（2025年4月17日付）

103 旧「貿易経済協力局」を改称・改組し、経済安全保障施策の総合調整を担う経済安全保障政策課を新設し、体制を強化した。

104 内閣府「経済安全保障推進法」（2022年）

105 抗菌性物質製剤、肥料、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機の部品、半導体素子および集積回路、蓄電池、クラウドプログラム、天然ガス、重要鉱物、船舶の部品、先端電子部品（コンデンサーおよび濾波器）

106 電気、ガス、石油、水道、鉄道、貨物自動車運送、外航貨物、港湾輸送、航空、空港、電気通信、放送、郵便、金融、クレジットカード

107 内閣府「特許出願の非公開に関する制度」参照。

108 既存の取り組み対象となるのは、蓄電池の原材料（マンガン、ニッケル、コバルト、リチウム、グラファイト）、永久磁石の原材料（希土類金属）、半導体の原材料（ガリウム、ゲルマニウム）、原子力燃料（ウラン）の9鉱種。

109 経済産業省貿易経済安全保障局「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプラン再改訂版」（2025年5月30日付）

110 梅津英明・滝口浩平・森琢真（2024）「変容する輸出管理制度」、『ジュリスト』、2024年9月号、pp49-53

図表III-24 経済安全保障上重要な物資・技術

破壊的技術革新が進む領域 (技術優位性の創出)		日本が技術優位性を持つ領域 (機微技術の流出・拡散防止)	対外依存の領域 (過剰依存構造の防止・是正)
コンピューティング	量子コンピューター、AI、先端・次世代半導体、先端後工程、光電融合、PFAS代替	組み込みソフトウエア・システム、高性能パワー半導体、高性能な電子部品、マイコン、半導体製造装置・部素材、光ファイバー、海底ケーブル、複合機	クラウド、一般的な電子部品、一般的なレガシーハードウェア、パソコン・スマートブレット
クリーンテック	全固体電池、固体電解質、次世代型太陽電池（ペロブスカイト）、フュージョンエネルギー（部素材等）、水素還元製鉄技術	液体リチウム電池（三元系）、正負極バインダー、ヨウ素、封止技術、原子力機器・部素材等製造技術（重要機器・部品）	液体リチウム電池（LFP）、重要鉱物（銅、リチウム、ニッケル、コバルト、黒鉛等）
バイオテック	大量培養・発酵生産技術、微生物・細胞設計プラットフォーム、SaMD等のデジタル領域、血管内治療、遺伝子編集・合成	分析装置、分離・精製技術（分離膜等）、CT/MR/内視鏡、検査機器、細胞治療薬の製造（iPS細胞等）	人工呼吸器、基礎的医療機器（ガーゼ、シリンド等）、生体計測機器、ベースメーカー等の治療機器、後発医薬品製造・原料（抗菌性物質製剤等）
3分野以外	防衛・宇宙分野の先端技術、重要機器・部品等	航空機部素材等（炭素繊維・エンジン用素材）、 <u>人工衛星・ロケット</u> 、工作機械・産業用ロボット、 <u>産業用データ</u> 、品質安定化ノウハウ・すり合わせ技術	航空機部素材等（大型鍛造・鋳造）、 <u>人工衛星・ロケット</u> 、永久磁石

〔注〕太字・下線は2025年5月の再改訂で追加された物資・技術

〔出所〕経済産業省

技術管理強化のための官民対話スキームの構築などが盛り込まれた。

経済産業省は2023年3月に半導体製造装置等の23品目（国際輸出管理レジーム外の品目）をリスト規制の対象とするよう省令を改正し（同年7月に施行）、2024年7月に相補型金属酸化膜半導体集積回路、走査型電子顕微鏡、量子計算機なども新たに対象品目に加えた（同年9月8日に施行）。また、2024年10月の省令改正では、電子部品や半導体などの10分野で、海外への技術移転に際して事前報告を義務付けた（同年12月30日施行）。2025年3月25日には、閣議で「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令」が決定され、重要・新興技術に関する品目（五フッ化ヨウ素、金属積層造形装置ほか）の追加等が盛り込まれた（同年5月28日施行）。

安全保障貿易管理小委員会で提案された補完的輸出規制の見直しは、2025年4月9日に公布された<sup>112</sup>。（1）補完的輸出規制見直し、（2）制度・運用合理化、（3）官民対話による技術管理スキームに係る技術の追加が盛り込まれている。これまでリスト規制の対象ではなかった汎用品（工作機械、集積回路、無人航空機部品等）についても、通常兵器の開発等に用いられる懸念が高いと自ら判断する場合は、経済産業大臣の許可申請が義務付けられた。また、申請すべき要件（用途要件、需要者要件）を明確化し、懸念の高い取引の適切な管理を可能にした。また、グループA<sup>113</sup>国向けであっても、懸念国等の迂回調達の懸念がある場合、インフォームする制度を導入した（迂回対策）。

技術管理に関する官民対話スキームは、2025年6月に施行された。15技術<sup>114</sup>が指定されており、これらの技術移転について、契約前の経済産業省への報告を義務付ける。その上で、官民で現状・課題を認識共有し、支援策の検討、懸念情報提供、具体的対策の助言等を通じて、官民で技術管理の方策を検討する。技術移転を止めることが目的ではなく、適切な技術管理を徹底することが目的とされる。

## ■セキュリティ・クリアランス制度がスタート

2025年5月16日には、経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス（SC）制度を創設する「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」（重要経済安保情報保護活用法）が施行された。同法では、行政機関が、保有する重要インフラや重要物資のサプライチェーンに関する一定の機微な情報を重要経済安保情報として指定する。そのうえで、一定の基準を満たす民間事業者（適合事業者）は、必要に応じ、当該行政機関との契約に基づき、当該重要情報へのアクセスが認められる。当該民間事業者においてその重要情報を取り扱う従業者は、適性評価によって重要情報を漏洩する恐れがないと認められた者に限られる。万一、情報を漏洩した場合は、個人・事業者の双方について、5年以下の拘禁刑もしくは500万円以下の罰金、または併科となる可能性もある。

これまででも特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保

111 経済産業省「産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会中間報告」（2024年4月24日）

112 経済産業省貿易経済安全保障局「補完的輸出規制の見直しについて」（2025年5月）

113 国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している、輸出令別表第三に記載の欧米諸国等27カ国。

114 積層セラミックコンデンサー、表面弹性波（SAW）およびバルク弹性波（BAW）フィルタ、電解銅箔、誘電体フィルム、チタン酸バリウム、炭素繊維、炭化ケイ素繊維、フォトレジスト、非鉄金属ターゲット材、走査型／透過型電子顕微鏡（SEM/TEM）、磁気センサー、スピンドルチタン、正負極バインダ、固体電解質、セパレータ製造装置

護法)は存在したが、当該情報は安全保障に著しい支障を与える恐れがある機微な情報に限られていた。SC制度で取り扱う情報は、それよりは機微度合いが低いが、これまで保全対象となっていたいなかった情報が対象となる。重要インフラ(電気、ガス、金融、情報通信など)、重要物資のサプライチェーン(半導体、蓄電池、先端電子部品など)、革新的な技術(量子コンピューター・先端半導体、宇宙分野の先端技術など)、重要インフラのサイバーセキュリティに関連する適合事業者は、SC制度に基づき、日本政府から重要経済安全保障情報を受け取れる可能性がある<sup>115</sup>。適合事業者は当該情報を活用することができるほか、適合資格が必須要件となっている会議、取引や入札に参加できる、自社の情報保全が強化されるなど、さまざまなメリットを享受できる。

### (3) 経済安全保障のトレンドと企業の対応

#### ■輸出規制強化に懸念が増大

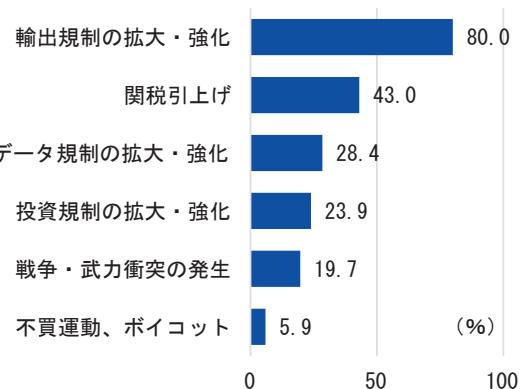
本節で述べてきたとおり、2024年後半から米国による新たな輸出管理や投資規制が発表され、中国も輸出管理を強化・厳格化する流れとなっている。両国は矢継ぎ早に新たな輸出管理措置を打ち出しており、加えて、2025年からの第2次トランプ政権下においては、追加関税など関税措置の応酬も激しさを増している。日本企業を取り巻く地政学リスク、不確実性は高まっており、日本企業の経済安全保障リスクへの対応が、ますます重要なになっている。

ジェトロが2025年3月に日本の企業関係者に対して実施したアンケートによると、「懸念する地政学リスク(最も地政学リスクが高い事業展開先の国・地域を想定)」に関する質問では、「輸出規制の拡大・強化」が8割と最大になっている。続いて、「関税引き上げ」が43%と高く、「データ規制の拡大・強化」(28.4%)や「投資規制の拡大・強化」(23.9%)も一定数の企業関係者が懸念している(図表III-25)。

経済安全保障(貿易管理、投資規制など)の観点で抱える課題について聞いたところ、「規制の最新情報のフォロー、アップデート」が52.9%と最も高い。2025年1月に発足した第2次トランプ政権においては、輸出管理に加えて、追加関税など新たな貿易関連措置の発表や、変更の頻度も高い。また、これに伴って、中国による対抗措置も増加しており、両国の最新情報を収集・フォローするだけでも困難に感じる企業が半数以上に上っている。

115 アンダーソン・毛利・友常法律事務所「2025年5月施行!セキュリティ・クリアランス制度の概要を重要経済安保情報保護活用法に基づき解説」、『Business Layers』(2025年6月5日)

図表III-25 日本企業が懸念する地政学リスク(最も地政学リスクが高い事業展開先の国・地域について)(複数回答)

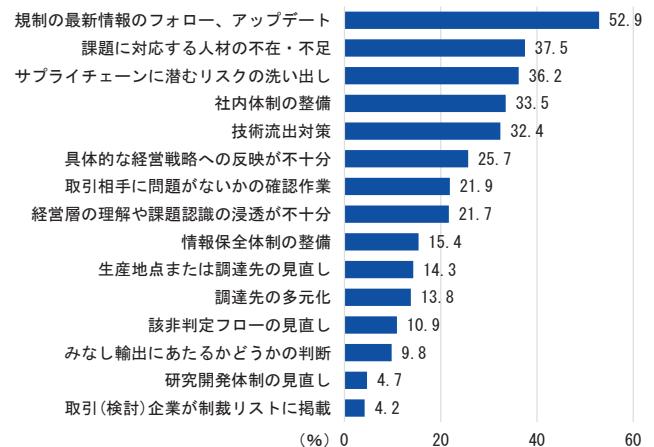


[注] 有効回答数は426名。

[出所] ジェトロ実施によるアンケート(ジェトロ主催ウェビナー「米国、中国の経済安全保障政策と日本企業の技術管理」参加者を対象に実施、2025年3月7日)から作成

また、「課題に対応する人材の不在・不足」(37.5%)、「サプライチェーンに潜むリスクの洗い出し」(36.2%)、「社内体制の整備」(33.5%)といった面で課題を感じる企業関係者は3割超に上る(図表III-26)。

図表III-26 日本企業が経済安全保障(貿易管理、投資規制など)の観点で抱えている課題(複数回答)



[注] 有効回答数は448名。

[出所] 図表III-25に同じ

#### ■中国からの調達の重要性が浮き彫りに

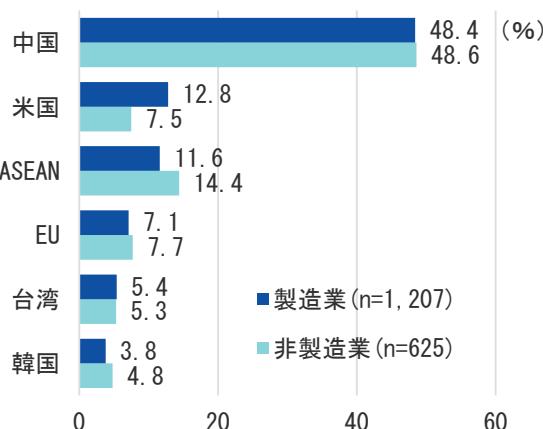
サプライチェーンの途絶リスクに関しては、2025年以降、中国の輸出規制による影響が広がっている。中国は、2025年2月にレアメタルであるタンゲステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウムを、同年4月にレアアースであるサマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウムを輸出管理の対象とした。これらの重要鉱物を中国から輸出する場合は、「輸出管理法」「両用品目輸出管理

条例」の規定に基づき、國務院商務主管部門（商務部）に許可申請を行う必要がある。そのプロセスの中で、エンドユーザー、エンドユースが確認され、疑義が持たれる場合は輸出通関ができない<sup>116</sup>。

こうした新たに規制対象となったレアメタルやレアアースを製品の原材料として調達している企業では、中国で輸出許可が下りなければ、操業が止まる可能性もあり、死活問題となるため非常に影響が大きい措置となっている。同年5月30日、スズキは部品供給不足に伴う一部車種の生産一時停止について発表。レアアースを使用する部品の調達に遅れが出たと報じられている<sup>117</sup>。

日本企業は調達先の集中リスクを回避するため、多元化（マルチプルソーシング）に取り組んでいるとはいえ、海外調達先としての中国の重要性は依然として高い。ジェトロが2024年11～12月に実施した日本企業の本社向けアンケート<sup>118</sup>では、回答企業3,079社のうち59.5%が「海外調達をしている」と回答している。こうした企業に対して、主要原材料・部品の海外調達先（金額ベースで最大の調達先）を聞いたところ、製造業・非製造業とも「中国」という回答が約半数に上っている（図表III-27）。

図表III-27 日本企業の主要原材料・部品の海外調達先（金額ベースで最大の調達先）



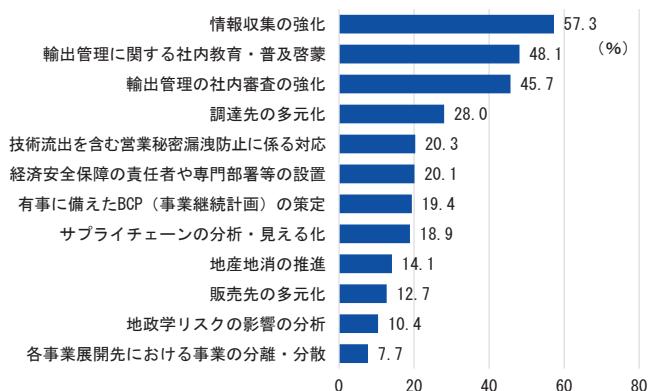
〔注〕nは無回答および「主要原材料・部品の海外調達をしていない」を選んだ企業を除く。

〔出所〕ジェトロ「2024年度 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」

## ■関心が高い米国の輸出管理規制、トランプ政権の方針転換にも留意

こうした地政学リスクへの対応策については、「情報収集の強化」を行っている回答者が57.3%と過半数に上る。また、「輸出管理に関する社内教育・普及啓蒙」(48.1%)や「輸出管理の社内審査の強化」(45.7%)といった社内体制を充実させる企業も4割超となっている。また、「調達先の多元化」(28.0%)、「地産地消の推進」(14.1%)、「販売先の多元化」(12.7%)と、サプライチェーンを変更・多元化を検討する企業関係者も少なくない（図表III-28）。

図表III-28 地政学リスクへの対応状況（複数回答）



〔注〕有効回答数は403名。

〔出所〕図表III-25に同じ

情報収集の強化に取り組む企業が多いが、特に情報収集を強化しているテーマを聞いたところ、「米国輸出管理規則（EAR）関連情報」(72.3%)が圧倒的に高く、続いて「日本の外為法・経済安全保障政策関連情報」(61.0%)、「中国の反外国制裁法、反制裁法制の動向」(58.3%)、「米国のエンティティー・リスト（EL）」などのリスト改訂状況(51.0%)が続いた（図表III-29）。

EARとは、米国の輸出管理制度で、軍事用途等に利用可能な民生品目（両用品目）の輸出について管理する規則である。米国からの貨物、技術、ソフトウェアの輸出に加え、日本を含む第三国からの輸出（再輸出、同一国内で外国人に技術等を伝達する「みなし輸出」を含む）にも適用される。対象となるのは（1）米国所在品目、（2）米国原産品目、（3）米国原産比率が25%を超える外国製品、（4）米国外で米国原産リスト規制該当技術・ソフトウェアによって直接生産された製品である。これらについて商務省の規制品目リスト（CCL）に掲載されている品目であったり、輸出相手がELに記載されている者であったりする場合は、米国商務省産業安全保障局（BIS）への輸出許可（ライセンス）申請が必要となる<sup>119</sup>。違反した場合は、日本企業であっても米国の刑事罰や行政制裁の対象となり、高額の制裁金のほか、ELや「輸出

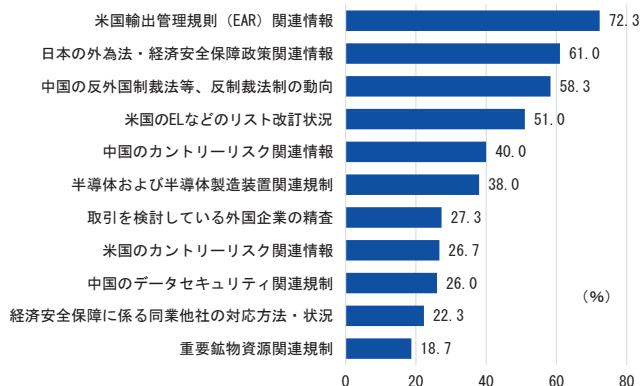
116 ジェトロ「中国、中・重希土類7種のレアアース関連品目で4月4日から輸出管理を実施」『ビジネス短信』(2025年4月7日付)

117 ロイター「スズキ、中国レアアース輸出規制で『ソフト』生産停止」(2025年6月5日付)

118 ジェトロ「2024年度 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」。海外ビジネスに関心の高い日本企業（本社）9,441社を対象にしたアンケート。

権限をはぐ奪された個人・企業リスト（DPL）」といったブラックリストに掲載される可能性があり、EAR対象品目の取引が困難になることが懸念される<sup>120</sup>。

図表Ⅲ-29 日本企業（本社）が情報収集を強化しているテーマ（複数回答）



〔注〕有効回答数は300名。

〔出所〕図表Ⅲ-25と同じ

2024年下半期からの米国輸出管理に関するアップデートとしては、バイデン政権末期の2024年12月に発効した中国に対する半導体の輸出管理強化が挙げられる<sup>121</sup>。同規則では、140の事業体（日本企業2社を含む）をELに追加した上で、特定の半導体製造装置24種類や、特定のソフトウェア、広帯域幅メモリ（HBM、AI訓練などのハイエンドアプリケーションに使用される）を規制対象に追加した。

2025年1月には、バイデン政権が「AI拡散規則（AI Diffusion Rule）」と呼ばれるAI向け半導体などへの輸出管理を強化する暫定最終規則（IFR）を発表し、同年5月から先端AIモデルの開発に不可欠とされる先端コンピューティング集積回路（IC）の輸出規制をさらに厳格化する方針を示した<sup>122</sup>。しかし、BISは施行直前の5月13日にIFRを撤回する意向を発表した。BISは、これらの新たな要件が米国のイノベーションを阻害し、企業に過度の規制負担を課すものだとしている。同発表は、第2次トランプ政権として初めて輸出管理の方針を公に発表したものであり、前政権からの方針転換を示す内容となつた<sup>123</sup>。

119 詳細はジェトロ「『安全保障貿易管理』早わかりガイド」（2024年1月）を参照。

120 EARへの日本企業の対応や取り組みについては、ジェトロ「世界貿易投資報告2024年版」の106～109ページを参照。

121 ジェトロ「米商務省、半導体製造装置を中心とした新たな対中輸出規制を発表」『ビジネス短信』（2024年12月3日付）

122 ジェトロ「米商務省、AI向け半導体などへの輸出管理を強化」『ビジネス短信』（2025年1月14日付）

123 ジェトロ「米商務省、AI半導体などへの輸出管理を強化する暫定最終規則の撤回方針を発表」『ビジネス短信』（2025年5月15日付）

## ■日本企業の技術流出対策が求められる

日本企業が経済安全保障上の課題に対応するにあたり、経済産業省が2025年5月に公開した「経済安全保障上の課題への対応（民間ベストプラクティス集）」は、企業の総合的な体制整備やリスク低減にあたっての実践的な参考資料となっている<sup>124</sup>。同資料では、経済安全保障上の対策について、（1）組織体制の構築（意識醸成、体制整備）、（2）技術流出の対策（技術の区分、人員配置の工夫、接触リスク分析、従業員・退職者・取引先等に分けた流出防止策）、（3）サプライチェーンリスクへの対策（供給網の可視化、リスク分析、サイバー攻撃または制裁・紛争等での寸断防止策）の3つの領域に分けて、具体的な取り組みを紹介している。

上記のうち技術流出対策は、これまででも営業秘密の漏洩防止といった観点で関心が高かったが、近年は経済安全保障リスクとして、改めて日本企業の重要な課題と見なされている。企業の持つ技術情報の漏洩が、国の安全保障リスクにも及ぶようになっているからだ。図表Ⅲ-26のとおり、32.4%の企業が経済安全保障の観点での「技術流出対策」に課題を抱えている。また、地政学リスクへの対応（図表Ⅲ-28）についても、20.3%の企業が「技術流出を含む営業秘密漏洩防止に係る対応」を行っていると回答している。経済産業省貿易経済安全保障局は2025年5月に、企業等が技術流出対策に取り組むまでの参考資料として「技術流出対策ガイド」<sup>125</sup>を公表した。同資料の中で、具体的な手法として（1）生産拠点の海外進出に伴う技術流出、（2）人を通じた技術流出について、対策を紹介している。

貿易経済安全保障局は同ガイドについて、「企業に対して取り組みを義務付けるものではない」としており、また、「完璧な技術流出対策は存在しない」と記載している。特に中小企業においては、すべての対策を講じることはリソース面からも限界があるため、取り組み可能な対策から確実に実行していくことが望ましい。

124 経済産業省「経済安全保障上の課題への対応（民間ベストプラクティス集）第2.0版」（2025年5月23日）

125 経済産業省「技術流出対策ガイド第1版」（2025年5月23日）

## 第2節 多国間貿易体制の現状と課題

### (1) WTOにおけるルール形成

#### ■ WTOへ強い不満を表明する米国

2025年に設立30周年を迎えたWTOだが、WTOを中心とする多国間主義に基づく自由貿易体制、通商秩序は瓦解の危機に瀕している。2025年1月に誕生した第2次トランプ政権はWTOに対する批判を強めており、厳しい姿勢を鮮明にしている。米国通商代表部（USTR）が2025年3月に発表した「2025年の通商政策課題と2024年の年次報告」では「設立30周年を迎えるWTOと米国の利益」と題されたセクションが設けられた<sup>126</sup>。その中で、USTRは「WTOの実行可能性と持続可能性はますます疑問視されるようになっている」と指摘している。

米国が問題視するのは、WTOにおける貿易自由化交渉の失敗であり、他国が米国ほどの自由化を達成していない点だ。同報告書によれば米国の最惠国（MFN）税率が平均3.3%である一方、インドは17.0%、韓国が13.4%にとどまっている。また、中国の補助金や国営企業などの非市場経済がもたらす課題に、WTOが対処できていないことも批判しており、「我慢にも限界がある」と強い文言で不満を表明した。米国はWTOにとって最大の資金拠出国だが、2025年3月にロイターは、トランプ政権がWTOへの拠出を一時凍結したと報じている<sup>127</sup>。

他方、米国を除く諸外国からは多国間貿易体制の回復を求める声が上がっている。2025年5月のアジア太平洋経済協力会議（APEC）貿易相会合では、米国こそ名指ししていないものの、「国際貿易体制が直面する根本的挑戦を懸念する」との共同声明を全会一致で採択した<sup>128</sup>。また、同共同声明においては、「貿易課題の進展におけるWTOの重要性を認識し、国際貿易体制の重要な一部として、WTOで合意されたルールを認識する」、「今日的な貿易課題について、WTOでの議論を深化させる努力を称賛する」と記載された。

日本政府も、WTOを中核とする、ルールに基づく自由で開かれた多角的貿易体制を支持する態度を表明している。2025年5月のシゴジ・オコンジョ＝イウェアラ事務局長の訪日に当たり、日本政府はWTO事務局と共同

126 ジェトロ「米USTR、2025年の通商課題を報告、WTO体制に『我慢の限界』も改革に取り組む」『ビジネス短信』(2025年3月4日付)

127 ロイター「トランプ米政権がWTO資金拠出凍結、歳出削減の一環=関係者」(2025年3月28日付)

128 外務省報道発表「APEC貿易担当大臣会合の開催（結果）」(2025年5月16日付)

プレスリリースを発出<sup>129</sup>。日本政府は、WTOと多角的貿易体制の重要性を強調しつつ、(1) 複数国間協定によるものを含む、現在の状況に対応するためのルール形成機能の強化、(2) 紛争解決制度改革、(3) WTO協定の履行状況の監視と審議の機能の強化の3つの柱に基づくWTO改革を推進するよう呼びかけた。

なお、中国の何立峰副首相も同月にスイス・ジュネーブでオコンジョ事務局長と会談を行い、多国間貿易の重要性を強調し、米国との立場の違いを鮮明にしている。何副首相は、「WTOを中核とする多国間貿易システムは国際貿易の基礎であり、世界経済のガバナンスにおいて重要な役割を果たしている」と述べ、「WTOの枠組みで対等な対話を通じて相違と紛争を解決し、多国間主義と自由貿易を共同で守り、世界のサプライチェーンの安定化・円滑化を促進すべきである」と述べている<sup>130</sup>。

#### ■ MC14に向けてWTO改革が最重要課題

今回の第14回WTO閣僚会議（以下、MC14）は、2026年3月26～29日にカメルーンの首都ヤウンデで実施される予定である。MC14の最重要課題は、前回会合から引き続き、WTO改革である。ほかに農業・漁業補助金、電子的送信に対する関税不賦課、WTO電子商取引協定、WTO投資円滑化協定などの論点がある。

WTO改革では、上級委員会の機能回復、高額な訴訟費用（途上国・地域が利用しにくい）などの課題が焦点となっている。WTOの紛争解決制度では、2019年12月から紛争処理の最終審に当たる上級委員会が機能停止に陥っている。米国は、WTO上級委員会がWTO協定で与えられた権限を逸脱し、法的解釈を通じて加盟国の合意を超えた新しいルールを作っていると批判しており、裁判官に当たる上級委員の選任・再任を阻止している（上級委員会は7名から構成され、一事案につき3名が審理を担当するが、2019年12月に上級委員が3名から1名に減って審査が不可能となり、2020年11月に最後の委員の任期が終了した）。

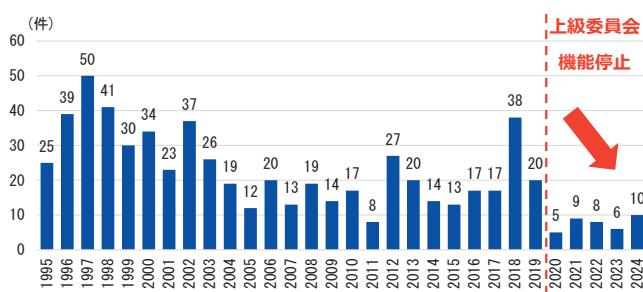
このため、小委員会（パネル）を設置したとしても、上級委に上訴することで紛争案件はペンドティングされる（いわゆる「空上訴」）。空上訴は、これまで25件（2024年12月末時点）に上っている。日本がパネルを設置したインドの鉄鋼製品に対するセーフガード措置（DS518）、韓国のステンレス棒鋼に対するAD措置（DS553）、インドのICT製品関税引き上げ措置（DS584）についても、

129 外務省「日本政府と世界貿易機関事務局による共同プレスリリース」(2025年5月13日付)

130 ジェトロ「米中共同声明、中国側は重要な一步と評価、協議継続で一致」『ビジネス短信』(2025年5月13日付)

空上訴のため審理待ちの状態が続いている。WTOの紛争処理件数は、機能停止前の半分以下に減少しており、紛争解決機能への信任が失われつつある（図表Ⅲ-30）。

図表Ⅲ-30 WTOの紛争処理件数



[出所] WTO “Dispute settlement” から作成

#### ■一定の役割を果たすMPIA、マレーシアや英国も参加

WTO上級委員会が機能停止する中、WTO加盟国の一員では、暫定的な措置として多国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）の利用が進んでいます。参加国間の紛争について、パネルの判断を不服とする場合には、機能停止中の上級委員会に上訴するのではなく、仲裁により解決することを定める仕組みだ<sup>131</sup>。2020年4月に立ち上がり、日本も2023年3月に参加している。MPIAは上級委員会の代替する上訴手段として57カ国・地域が参加している。2025年5月にパラグアイ<sup>132</sup>とマレーシア<sup>133</sup>が、6月に英国<sup>134</sup>が新たに加わった。

実際にMPIAによる仲裁判断が行われたのは2件<sup>135</sup>に留まっているが、仲裁判断に至らずとも、MPIA参加国同士の紛争では、パネル判断を不服とする場合、上級委に「空上訴」しないという合意がとれているため、MPIAは一定の役割を果たしている（図表Ⅲ-31）。例えば日本が申し立てた、日本製ステンレス製品に対するAD措置（DS601）では、日中両国ともMPIAに参加し、互いに空上訴を行わないことを約束していたため、中国は空上訴を行わず、措置の撤廃に至った<sup>136</sup>。

図表Ⅲ-31 MPIAを活用した紛争案件

	案件名	申立国・地域	結論
MPIAによる仲裁判断	コロンビア-EU産冷凍ポテトフライへのAD措置（DS591）	EU	2022年12月 仲裁判断
MPIAに準拠した仲裁判断	トルコ（注）一医薬品の生産・輸入・販売に関する措置（DS583）	EU	2022年7月 仲裁判断
MPIAへ不服申立てせずに最終決定、撤回、失効、紛争解決した案件	カナダ-商用航空機に関する措置（DS522）	ブラジル	2021年2月和解
	カナダ-ワイン販売に関する措置（DS537）	オーストラリア	2021年5月和解
	EU-鉄鋼セーフガード措置（DS595）	トルコ	2022年5月パネル報告書
	コスタリカ-アボカド輸入に関する措置（DS524）	メキシコ	2022年5月パネル報告書、措置撤廃
	中国-カナダ産キャノーラに対する検疫措置（DS589）	カナダ	2022年8月 パネル中断
	中国-オーストラリア産大麦に関するAD・CVD措置（DS598）	オーストラリア	2023年8月 和解、措置撤廃
	中国-オーストラリア産ワインに関するAD措置（DS602）	オーストラリア	2024年3月 和解、措置撤廃
	オーストラリア-中国産品に対するAD・CVD措置（DS603）	中国	2024年4月 パネル報告書
	中国-日本製ステンレス製品に対するAD措置（DS601）	日本	2024年7月 措置撤廃
当事国がMPIAに参加メンバーである案件	EUによるブラジル産鶏肉調製品の輸入に関する措置（DS607）	ブラジル	2021年11月 協議開始
	中国によるリトニア製品に対する通関拒否（DS610）	EU	2025年1月 パネル停止
	中国-知的財産権の行使（DS611）	EU	2025年4月 仲裁申し立て

[注] トルコはMPIAに不参加であるものの、当事者間の合意により仲裁による上訴は可能。

[出所] WTOおよび各種資料から作成

#### ■トランプ政権発足以降、米国を被申し立て国とする紛争解決協議要請が増加

米国により機能停止に陥っているWTOだが、第2次トランプ政権の一連の関税政策（鉄鋼・アルミニウムに対する関税、相互関税など）を巡り、複数の国・地域がWTO関連会合の場で米国を批判する動きが続いている。2025年5月のWTO市場アクセス委員会では、EU、カナダ、ノルウェーが「関税による世界貿易の分断と世界的なコスト」と題した議題を提出した。13カ国が発言し、

131 MPIAの仕組みについては、ジェトロ「世界貿易投資報告2024年版」参照

132 WTO “JOB/DSB/1/Add.12/Suppl.12”（2025年5月7日付）

133 WTO “JOB/DSB/1/Add.12/Suppl.13”（2025年5月23日付）

134 WTO “JOB/DSB/1/Add.12/Suppl.15”（2025年6月26日付）

135 EU産冷凍ポテトフライへのAD措置（DS591）、EUが申し立てたトルコの医薬品に対する措置（DS583）。詳細は2024年の本報告書を参照。

136 WTO - DS601: China - Anti Dumping Measures on Stainless Steel Products from Japan、ジェトロ「世界貿易投資報告

2024年版」参照。本件は、中国が2018年7月に日本製ステンレス製品に対するAD調査を開始し、2019年7月に同製品に対するAD措置を実施する最終決定を発表したもの（日本企業に対する課税率は18.1～29.0%）。日本は、本AD措置に關し、中国当局の認定や調査手法に瑕疵がありWTO協定違反の疑いが強いとして、MPIA発足後の2021年6月に二国間協議を要請、その後、2021年8月に中国をWTOに提訴した。WTOは2023年6月のパネル最終報告書において日本の主張を認め、中国に對し措置の是正を勧告した。同措置は同年7月22日をもって撤廃された。

一方的な貿易措置への懸念を表明した<sup>137</sup>。

米国は一連の関税について、国家安全保障措置に該当し、国家安全保障例外条項の対象だと主張しており、WTOに対して通知を行っていない。他方、EUやインドは、トランプ政権による鉄鋼・アルミニウム関税の引き上げについて、事実上のセーフガード措置だと主張し、WTOセーフガード委員会での協議を要請した。米国は「これらの措置はセーフガード措置ではなく、したがって、セーフガード協定に基づく協議を行う根拠はない」として、協議要請を拒絶している<sup>138</sup>。

また、トランプ政権が誕生した2025年1月以降、米国を被申し立て国とする紛争解決協議要請が増大している。2025年5月末時点で8件の申し立てが行われており（前年同期は3件）、そのうち5件が米国の一連の追加関税に対する案件となっている。WTOの場において、米国との協議は平行線をたどっているが、今後も米国の関税措置に対する協議要請は増えるとみられる（図表III-32）。

図表III-32 2025年のWTO紛争解決協議要請

案件名	協議要請日	申立国	被申立国
中国－標準必須特許（SEP）に係る世界規模のライセンス条件の措置（DS632）	2025年1月20日	EU	中国
米国－中国からの輸入物品に対する追加輸入関税（DS633）	2025年2月4日	中国	米国
米国－カナダからの輸入物品に対する追加輸入関税（DS634）	2025年3月4日	カナダ	米国
米国－カナダからの鉄鋼・アルミニウムに対する追加輸入関税（DS635）	2025年3月12日	カナダ	米国
中国－カナダからの特定の農林水産品に対する追加輸入関税（DS636）	2025年3月20日	カナダ	中国
米国－カナダからの自動車および同部品の輸入に対する追加輸入関税（DS637）	2025年4月3日	カナダ	米国
米国－中国からの輸入にかかる全世界および特定国への追加輸入関税（DS638）	2025年4月4日	中国	米国
EUおよび加盟国－炭素国境調整メカニズム（DS639）	2025年5月12日	ロシア	EU

〔出所〕 WTOおよび各種資料から作成

#### ■ WTO電子商取引協定のテキスト案が公表

また、WTO、特に米国が関連する重要な論点として、電子商取引（EC）とデジタル課税に関するルールがある。デジタル課税については本章第3節で詳述するが、WTOにおいては電子的送信に關稅を課さない現在の慣行（モラトリアム）があり、1998年以降、WTO会合に

おいて継続して延長されてきた。MC13では、關稅不賦課モラトリアムを維持することに同意し、2026年3月31日もしくは次回のMC14開催日のいずれか早い日まで延長する。本モラトリアムは、法的枠組みを有さない政治合意としての時限付き（2年ごと）措置であり、MC13においてはインド、インドネシア、南アフリカ共和国が延長に反対した（最終的には合意）。このうちインドネシアは、關稅率は0%としつつも、ソフトウェア、電子データ、電子送信を介して配信されるマルチメディアデジタル商品に關稅を課す制度を2023年に導入し、具体的な申告手続きまで規定されている<sup>139</sup>。2026年3月末までは關稅率の引き上げは行われない可能性が高いが、引き続き注視していく必要がある。

WTOでの新たなルールづくりに向けた有志国間交渉のうち、電子商取引については、WTO電子商取引協定で進展があり、2024年7月に同協定の「安定化したテキスト（Stabilised Text）」が公表されるに至った<sup>140</sup>。同協定における交渉では、2017年のMC11にて日本、オーストラリア、シンガポールがWTO電子商取引有志国会合を立ち上げ、共同声明イニシアチブ（JSI）が形成された。2019年にWTOにおいて電子商取引に関する有志国間交渉が始動し、2025年6月時点で91カ国・地域が交渉に参加している。日本は、オーストラリア、シンガポールとともに、共同議長として交渉をリードしてきた。

安定化したテキストは38条文から構成され、（1）貿易書類の電子化や規制の透明化等を通じた電子決済の促進による電子商取引の貿易円滑化、（2）政府データの公開やインターネットのアクセス・使用を通じた開かれた電子商取引の確保、（3）サイバーセキュリティ、オンライン消費者保護や個人情報保護による電子商取引の信頼性向上に係る規律を含む。特に第11条には、産業界からの要望である電子的送信に対する關稅賦課の恒久的な禁止も含まれている。他方、越境データ流通促進、データの国内保存要求禁止、ソースコードや暗号の開示要求禁止については含まれておらず、将来的な交渉での議論が想定されている。

2024年12月のWTO一般理事会では、交渉参加メンバーの中から71カ国・地域が共同提案国となり、電子商取引協定を「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO協定）」の附属書4へ組込申請を行う旨が全加盟国に情報共有された。2025年2月の一般理事会にて申請が

137 Inside U.S. Trade “U.S. faces renewed frustration, action at WTO over Trump’s tariffs” (2025年5月14日付)

138 Inside U.S. Trade “U.S. rejects EU’s request to join WTO steel, aluminum dispute with Canada” (2025年5月5日付)、“U.S.: EU-proposed retaliation at WTO invalid as tariffs aren’t safeguards” (2025年6月11日付)

139 ジェトロ「第13回WTO閣僚会議、デジタル製品の国際的取引に係る關稅不賦課モラトリアム延長に合意」『ビジネス短信』(2024年3月13日付)

140 経済産業省報道発表「WTO電子商取引交渉安定化したテキストを達成しました」(2024年7月26日付)

行われたものの、WTO加盟国によるコンセンサスは得られなかった。

## (2) 世界および日本のFTAの現状

### ■新興国・地域でFTA発効・交渉加速の動き

世界的に保護主義や関税の引き上げ、過剰生産による廉価販売といった通商上の問題が顕在化し、グローバルビジネス環境において競争が激化する中、自由貿易協定(FTA)による関税コストの低減に加え、同志国間での連携強化、保護主義に対抗する自由で公平なルールの維持・構築がより重要となっている。ジェトロの調査によると、2025年1月1日時点で、世界の発効済みFTA件数は、407件に上る。2024年には14件が新たに発効した(図表III-33)。特に、中国を締約国に含むFTAの新規発効が目立ち、1月にニカラグア、5月にエクアドル、7月にセルビアと中国のFTAを新たに発効した。包括的経済連携協定(CEPA)の締結に積極的なUAEは、2024年1月にカンボジア、6月にジョージアとのCEPAが発効した。2025年には、中国・モルディブFTA、台湾・マーシャル諸島経済協力協定(ECA)、UAE・コスタリカ、

図表III-33 2024年に発効したFTA

発効年	月	協定名	経緯
2024	1月	中国・ニカラグア 自由貿易協定	○2022年7月交渉開始 ○2024年1月発効
		UAE・カンボジア 包括的経済連携協定	○2022年4月交渉開始 ○2024年1月発効
	3月	グアテマラ・イスラエル 自由貿易協定	○2019年8月交渉開始 ○2024年3月発効
	5月	中国・エクアドル 自由貿易協定	○2022年4月交渉開始 ○2024年5月発効
		EU・ニュージーランド 自由貿易協定	○2018年6月交渉開始 ○2024年5月発効
	6月	UAE・ジョージア 包括的経済連携協定	○2022年9月第1回交渉 ○2024年6月発効
		3機関自由貿易圏 (TFTA)	○2011年10月交渉合意 ○2024年7月発効
	7月	中国・セルビア 自由貿易協定	○2023年6月交渉開始 ○2024年7月発効
		EU・ケニア 経済連携協定	○2022年2月交渉開始 ○2024年7月発効
	9月	EFTA・モルドバ 自由貿易協定	○2021年3月交渉開始 ○2024年9月発効(モルドバ、アイスランド) ○2024年11月発効(ノルウェー) ○2025年4月発効(リヒテンシュタイン、スイス)
2025	10月	コスタリカ・エクアドル 自由貿易協定	○2022年8月交渉開始 ○2024年10月発効
	11月	ベトナム・イスラエル 自由貿易協定	○2015年12月交渉開始 ○2024年11月発効
	12月	韓国・フィリピン 自由貿易協定	○2019年6月交渉開始 ○2024年12月発効
		パキスタン・アゼルバイジャン特恵貿易協定	○2021年1月交渉開始 ○2024年12月発効

[注] 2025年1月1日時点。

[出所] ジェトロ「FTAデータベース」から作成

UAE・モーリシャス間のCEPAがそれぞれ発効しており、4月にはUAE・EUのFTA交渉が開始した<sup>141</sup>。

さらに、ASEANと中国とのFTAのアップグレード(ACFTA3.0)交渉の全面的妥結、EU・チリ連合協定の改定、ロシアやベラルーシが参加するユーラシア経済連合(EAEU)とイランのFTAの恒久化など、対象品目の拡大やより包摂的かつ現代的な内容を盛り込むことを目指した既存協定のアップデートに係る交渉妥結や改訂が見られる<sup>142</sup>。

2024年に新たに開始されたFTA交渉は12件だった。韓国は新たに5カ国と交渉を開始した(図表III-34)。韓国・タイ経済連携協定およびインドネシア・湾岸協力会議(GCC)FTAはいずれも2024年7月に交渉が開始され、2025年内妥結および実質的な合意を目指している<sup>143</sup>。また、韓国・マレーシアFTAについても2024年4月、4年ぶりに交渉を再開した<sup>144</sup>。欧州(EU、EFTA)や英国を締約国・地域に含むFTAについても、特にASEAN諸国や中南米との交渉で進展が見られた<sup>145</sup>。EUは、2024年12月にメルコスールとのFTAについて最終合意に至った。2025年1月にマレーシアとのFTAの交渉再開が発表された<sup>146</sup>。ほかにもインド、インドネシア、タイとそれぞれ2025年内のFTA交渉妥結を目指している<sup>147</sup>。EFTAは2024年11月にタイとのFTA、2025年4月にマレーシアとのEPA、同年7月にはメルコスールとのFTAの交渉が妥結した<sup>148</sup>。英国・インドFTAは5月に合意に至った<sup>149</sup>。このように、交渉開始から早期妥結に向けて交渉を加速させ、各国間の連携強化を進める傾向にある。

141 ジェトロ「UAEのCEPA発効国拡大、EUとのFTA交渉も開始」『ビジネス短信』(2025年4月16日付)

142 WTOのデータベースやジェトロ「中国企業の1～4月の対外直接投資額は7.5%増、データセンターや車載電池・材料の案件が上位に」『ビジネス短信』(2025年6月4日付) 参照。

143 ジェトロ「韓国・タイ経済連携協定(KTEPA)、2025年内妥結の方針を表明、第5回交渉会合」『ビジネス短信』(2025年5月2日付)、「GCCとの第2回FTA交渉を実施、実質合意の目標は2025年中」『ビジネス短信』(2025年2月27日付)

144 ジェトロ「マレーシアと韓国、自由貿易協定の交渉再開へ」『ビジネス短信』(2024年4月22日付)

145 ジェトロ「EU・メルコスールFTA交渉が合意」『ビジネス短信』(2024年12月10日付)

146 ジェトロ「マレーシアとEUのFTA交渉、12年の中断を経て再開へ」『ビジネス短信』(2025年1月23日付)

147 ジェトロ「交渉が難航するEUとのCEPA交渉、妥結目標は2025年前半」『ビジネス短信』(2025年3月3日付)、「タイEU・FTA交渉が進展、持続可能な食料システムなど合意」『ビジネス短信』(2025年5月7日付)

148 ジェトロ「タイ、EFTAとの貿易交渉妥結、EUとのFTAにも弾み」『ビジネス短信』(2024年12月10日付)、「EFTAとの交渉11年越しに妥結、欧州と初の複数国間FTA」『ビジネス短信』(2025年4月14日付)、ロイター「メルコスールとEFTA、輸出品97%超を自由化するFTAで合意」(2025年7月3日付)

149 ジェトロ「英政府、インドとのFTAに合意、関税を削減、調達へのアクセスなどを確保」『ビジネス短信』(2025年5月7日)

図表III-34 2024年に新たにFTA交渉を開始した国・地域

交渉当事国・地域	開始月
韓国、ジョージア	2月
アラブ首長国連邦、ペルー	
アラブ首長国連邦、エクアドル	4月
エルサルバドル、中国	
アラブ首長国連邦、ニュージーランド	5月
韓国、タンザニア	6月
インドネシア、GCC	
EAEU、モンゴル	7月
韓国、タイ	
アラブ首長国連邦、日本	9月
韓国、セルビア	
韓国、バングラデシュ	11月

[出所] ジェトロ「FTAデータベース」から作成

#### ■米国の保護主義的措置に対抗、主要国は自由貿易を維持

米国の第2次トランプ政権による保護主義的な関税措置により、従来の自由貿易体制が揺らいでいる。これを受け、米国を除く自由貿易を重視する国・地域間では、自由貿易体制の維持に向けた協調が図られている。各国レベルでの交渉の進展に加え、メガFTAの拡大も見込まれている。

EUを離脱した英国は、環太平洋諸国との連携を強化しており、2024年にはCPTPPに加盟し、同協定は12カ国体制となった。CPTPPには現在、中国、台湾、エクアドル、コスタリカ、ウルグアイ、ウクライナ、インドネシアの7カ国・地域が加盟を要請しており、このうちコスタリカは、2024年11月に加入手続きを開始した。

EU域内では、2025年に入りCPTPPとの連携への関心が高まっている。これまで、域内に自由貿易協定に反対する農業者が多く、調整が困難だったため、欧州委員会は2024年末までCPTPPとの連携に慎重な姿勢を示していた。しかし、第2次トランプ政権による関税政策への危機感から、方針を転換した。欧州委員会のフォン・デア・ライエン委員長は2025年4月、シンガポールのローレンス・ウォン首相との電話会談において、CPTPP加盟国との貿易面でのより緊密な協力への期待を示した<sup>150</sup>。また、輸出依存度の高いスウェーデンはEUのCPTPP加盟に積極的な姿勢を見せ、2025年5月、同国のベンヤミン・ドゥーサ国際開発協力・貿易相は「EUがCPTPPに加盟することを政府として提案する」と表明している<sup>151</sup>。さらに、同年6月末にはフォン・デア・ライエン委員長が記者会見にて「CPTPP加盟国との構造的協力により次世代の多国間主義を築く」と発言し、「WTO再設計の一歩」として新たな世界貿易イニシアチブの設立構想を示

150 日本経済新聞「TPP・EU連携を主導せよ」(2025年4月21日付)

151 ロイター「スウェーデンがEUのCPTPP加盟を提案へ、トランプ関税に対抗」(2025年5月14日付)

した<sup>152</sup>。

米国の保護主義的通商政策への転換に対し、中国は自由貿易の擁護者としての立場を強調している。2025年4月のG20財務省・中央銀行総裁会議では、中国人民銀行の潘功勝総裁が「中国は自由貿易ルールと多国間貿易体制を断固として支持する」と述べ、「一国主義と保護主義には出口がなく、誰の利益にもならない」と批判した<sup>153</sup>。また、EUとの関係修復を模索しており、2025年7月下旬にEU首脳が訪中し、首脳会談を開催する予定だ<sup>154</sup>。

日本は自由貿易体制の旗振り役として、米国離脱後のTPPを主導してCPTPPとして発効に導いたほか、英国の加盟も主導するなど、自由貿易を支持する立場を維持している。2025年6月に策定された政府の経済財政運営指針（骨太の方針）では、第2次トランプ政権の関税措置に対して強く是正を求めるとともに、米国離脱後に日本が主導したCPTPPなど多国間の経済連携枠組みを一層強化し、同志国との協調を通じて経済的つながりを高める方針が示された<sup>155</sup>。

#### ■日本はFTA拡大目指す、利活用を推奨

日本はこれまで50カ国・地域と21のEPA/FTA等を発効・署名済みだ<sup>156</sup>。2025年4月には、日インドネシアEPAの改正議定書が国会承認され、改正議定書発効のための日本での国内手続きが完了した<sup>157</sup>。2008年7月に発効した同EPAは、発効後5年目に一般的な見直しを行う旨を規定しており、両国政府は2013年12月に見直し開始に合意し、以降交渉を進めてきた。改正議定書では、両市場へのアクセス改善として、インドネシアの自動車および鉄鋼・鉄鋼製品計19品目の関税撤廃・引下げや、日本の農水産品等114品目の関税撤廃・引下げなどが盛り込まれた。さらに、ルール面では新たに電子商取引章が追加されるなど、協定内容の現代化が図られている。

2024年9月には日UAE・EPAの交渉を開始した<sup>158</sup>。加えて、トルコ、バングラデシュ、GCCなどの新興国・地域とのFTA交渉を通じ、自由貿易圏のさらなる拡大を目指している。また、ジェトロが2025年1月9日～2月5

152 ポリティコ“EU leaders try to out-bully Trump, floating world trade club without US”(2025年6月27日付)

153 ロイター「中国は自由貿易を支持する—G20会合で人民銀総裁＝国営TV」(2025年4月24日付)

154 ブルームバーグ「中国が関係修復へEUに秋波、トランプ関税で市場開拓狙う－米は牽制」(2025年4月25日付)

155 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2025」(2025年6月13日)

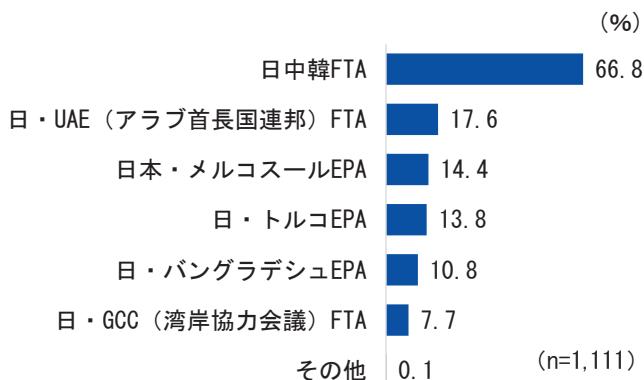
156 経済産業省資料「EPA活用推進に向けた最近の取組」参照(2025年4月時点情報)

157 外務省「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書」(2025年4月30日付)

158 ジェトロ「日本とUAEがCEPA交渉入り」『ビジネス短信』(2024年9月19日付)

日に行ったアンケート調査<sup>159</sup>にて日本企業からの関心が高かった日中韓FTAについても、交渉が継続している（図表Ⅲ-35）。

図表Ⅲ-35 今後期待するEPA／FTA（複数回答）



〔出所〕ジェトロ「2024年度輸出に関するFTAアンケート調査報告書」（2025年4月）

前出のアンケート調査によると、EPA／FTAを利用する日本企業は増加傾向にある。日本のEPA／FTAの締結国へ輸出を行う企業のうち、1カ国・地域以上でEPA／FTAを利用している企業（以下、FTA利用企業）の比率（以下、FTA利用率）は61.3%で、特に大企業（71.3%）が牽引している。2025年1月時点での日本とのFTAなどが発効済みの24カ国・地域中、5カ国でFTA利用率が5割超だった（図表Ⅲ-36）。とりわけ、MFN関税率が原則

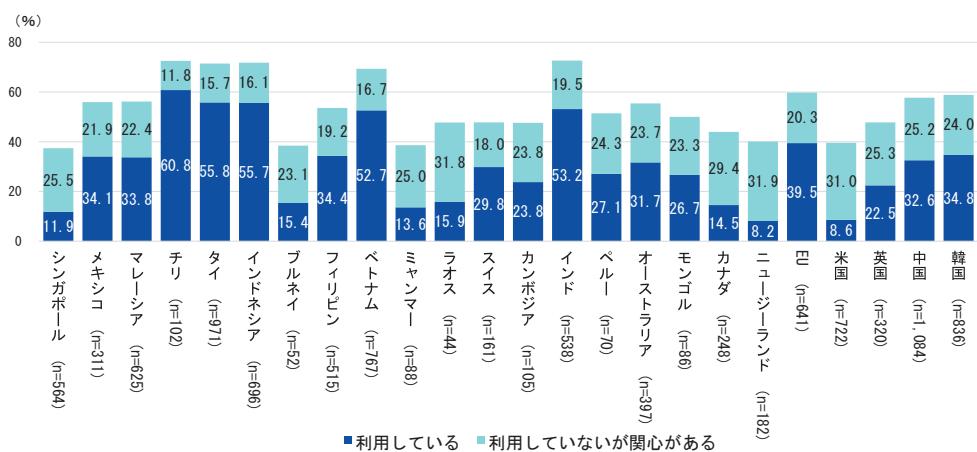
一律6%で無税品目がほとんどないチリではFTA利用率が6割を超えたほか、関税率が比較的高いタイ、インドネシア、インド、ベトナムで5割を超えた。一方、ニュージーランド、ラオス、米国<sup>160</sup>向けでは「利用していないが関心がある」と回答した企業が3割超と、今後の利用拡大が期待できる。

FTA利用による取引の変化としては、「変化なし」（57.5%）が最多であり、輸出側にメリットを感じられにくい状況が明らかになった（図表Ⅲ-37）。その理由としては、輸出量や輸出額が少ないと加え、「関税を削減しても輸入側がメリットを独占する」（38.7%）との指摘が一定数あった。一方で、「輸出量・取引量が増えた」（19.2%）、「取引製品が増えた」（7.7%）など、メリット実感している企業も存在した。

EPA／FTA利用時の特惠税率とMFN税率との関税差について把握している企業では「4%以上～6%未満」と回答した割合が高かった。輸出ボリューム次第では、税率差が小さくてもFTAを利用するメリットを享受している企業が一定数存在することも確認された。また、2022年と2024年を比較すると、33.8%の企業が「FTAを利用した輸出の割合が拡大した」と回答した。この傾向は、繊維・アパレル（61.5%）や化学（47.3%）といった業種で顕著だった。

一方、FTA利用の実態としては、輸出相手・取引先からの要請に基づく「受動型」の利用が多い。企業がEPA／FTA等を利用したきっかけや協定の選定理由として、「輸出先国の取引先からの要請」が最多だった。さらに、FTAを利用していても、47.2%の企業では輸出先での関税削減幅を把握できていない。グローバル競争が激化する中、大企業のみならず中小企業においても、FTAを戦略的ツールとして積極的に利活用することが重要だ。

図表Ⅲ-36 相手国・地域別FTA利用率



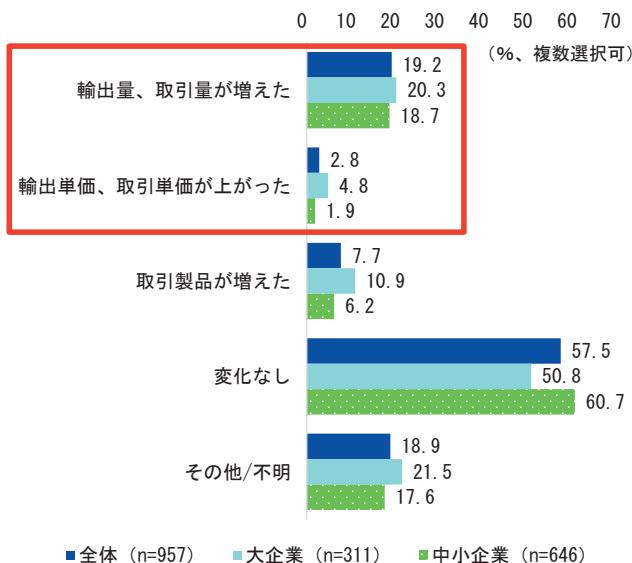
〔注〕①nは、2020年度以降にFTA等相手国・地域向けに自社で直接輸出を行っている社数。②左から発効年が古い順（複数の協定が併存する場合は、そのうち最も発効が早い協定の発効年の順）。③米国については、他のFTAとは異なる物品貿易協定との位置付け。④利用率を計算する際の母数には、一般関税が無税またはFTA以外の関税減免措置を利用している企業も含まれる。

〔出所〕図表Ⅲ-35と同じ

159 ジェトロ「2024年度輸出に関するFTAアンケート調査報告書」（2025年4月）。経済産業省企業活動基本調査のうち輸出実績のある企業9,107社に対しアンケート調査を実施し、1,948件の有効回答が得られた（有効回答率21.4%）。

160 米国は、第2次トランプ政権で発動した関税政策以前の日米貿易協定を想定。FTAとは異なる物品貿易協定の位置付け。

図表III-37 FTA利用による取引の変化（企業規模別）



■ 全体 (n=957) ■ 大企業 (n=311) ■ 中小企業 (n=646)

〔注〕 nは、「FTAを利用している」と回答した企業。

〔出所〕 図表III-35に同じ

#### RCEPや日インドCEPAにて原産地証明書の発給進む

日本政府はEPA/FTAを通じた関税率の撤廃のみならず、貿易円滑化および企業負担の軽減の観点から、従来の紙媒体に依存した原産地証明書の発給手続きの電子化を推進している。近年では、PDF形式での発給や、輸入国との電子データ交換(e-CO)方法の導入が進められている。2024年2月には、日チリEPAに基づくチリ向けPDF発給が開始されたほか、2025年9月から日タイEPAに基づくe-COの運用が開始される予定だ<sup>161</sup>(図表III-38)。

図表III-38 日本のEPA/FTA、原産地証明書の電子化の状況

開始時期	内容
2022年1月～	日タイEPA、RCEP協定向けのPDF発給
2023年6月～	日インドネシアEPAに基づくデータ交換
2023年7月～	日インドCEPA、日マレーシアEPA及びAJCEP協定に基づくマレーシア向けのPDF発給
2023年9月～	日ベトナムEPA及びAJCEP協定に基づくベトナム向けのPDF発給
2024年2月～	日チリEPAに基づくチリ向けのPDF発給
2024年6月～	日オーストラリア(豪)EPAに基づく豪向けのPDF発給
2025年5月～	日モンゴルEPAに基づくモンゴル向けのPDF発給
2025年9月～	日タイEPAに基づくデータ交換(予定)

〔出所〕 経済産業省公式サイト、ジェトロビジネス短信から作成

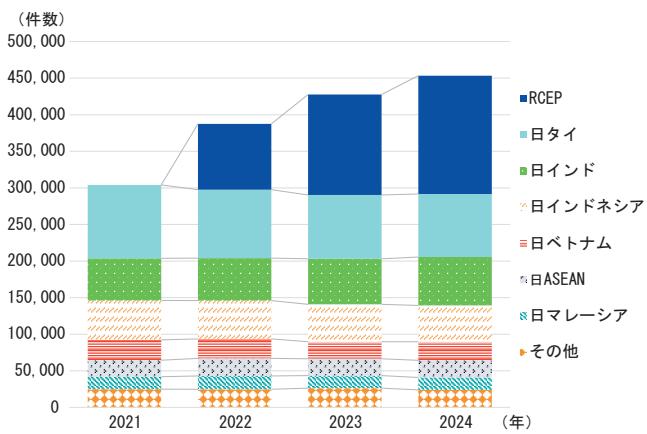
特定原産地証明書の発給件数は、2024年に45万3,293件を記録し、過去最高となった。中でも中国、韓国を含め、日本の貿易額の約5割を占める地域がカバーされているRCEP協定に基づく原産地証明書「フォームRCEP」

161 経済産業省「経済連携協定(EPA)に基づく原産地証明制度」

の発給件数は、2022年以降、毎年増加している。2024年は16万1,691件と、2023年の13万7,199件から17.9%増加した(図表III-39)。

また、日インドCEPA(6万6,612件)と日ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定(2万3,455件)についても、2023年からそれぞれ6.4%増、2.2%増となった。インド向け輸出においては、日インドCEPAが唯一のEPAであり、「マーク・イン・インディア」政策の影響により、インド側で関税が高水準の品目が多く、EPAを活用したコスト削減のメリットが大きいことが発給件数増加の要因とされる<sup>162</sup>。また、2023年に原産地証明書のPDF化対応が進んだことで申請手続きが簡素化され、利用の増加を後押ししていると考えられる。

図表III-39 特定原産地証明書の発給件数(2021～2024年)



〔注〕 日本商工会議所による発給件数に限る。

〔出所〕 経済産業省「第一種特定原産地証明書の発給状況」から作成

162 ジェトロ「マーク・イン・インディアの成果に夜明け? (インド)」『地域・分析レポート』(2021年4月22日付)

## 第3節 世界の新たなルール形成の動き

### (1) デジタル社会のルール形成

デジタル技術の急速な進展と社会全体のデジタル化の加速を背景に、越境データ流通、個人情報保護、サイバーセキュリティなどのデータガバナンスに関する国際的なルール整備が喫緊の課題となっている。同分野では、WTOの枠組下での電子商取引に関するルール整備の動きに加え、二国間・複数国間でデジタルに特化した協定によりルールを形成しようという取り組みも進展する。また、デジタルに関する国際的な議論として、「デジタル課税」や「AI規制」も新たなトピックとして登場。これらの分野でのルール形成における動きと第2次特朗ブ政権の動向を報告する。

#### ■2025年に入り、EUのデジタル特化型協定2件に進捗

デジタルに特化した協定はシンガポールが主導しているものが多く、2020年頃から締結が進んだ。2025年6月時点では、シンガポールを締約国に含むデジタル特化型協定は4件が発効済み、1件が署名済み、2件が交渉中である。また、EUはシンガポール、韓国とのデジタル貿易協定の交渉を終え発効手続きを進めている状況にある(図表III-40)。

図表III-40 デジタル特化型協定の発効状況

状況	協定名	発効年
発効済	シンガポール・オーストラリアデジタル経済協定	2020年
	デジタル経済パートナーシップ協定(DEPA)	2021年
	英国・シンガポールデジタル経済協定(UKSDEA)	2022年
	韓国・シンガポールデジタルパートナーシップ協定	2023年
署名済み	EU・シンガポールデジタル貿易協定	—
交渉妥結	韓国・EUデジタル貿易協定	—
交渉中	ASEANデジタル経済枠組み協定(DEFA)	—
	EFTA・シンガポールデジタル経済協定	—

[注] 2025年6月1日時点の情報に基づく。

[出所] ジェトロ「世界のFTAデータベース」および各国・地域政府発表から作成

EUは締結済みのFTAを補完するものとしてデジタル貿易協定を進めている。2025年5月には、EU・シンガポールデジタル貿易協定(EUSDTA)が署名された。シンガポール産業貿易省によると、EUSDTAの主な特徴として、(1)自由で開かれた安全なデータ流通の実現と促進、(2)エンド・ツー・エンドのデジタル貿易の円滑化、(3)信頼のある安全なデジタルシステムの確立、(4)企業・国民のデジタル経済の機会への参加とアクセス拡大を挙げた。具体的には、(1)は、電子商取引やそ

のほかのデジタル化された活動のための信頼ある越境データ流通を支援するため、データを特定の場所に保存する要件の禁止を含め、企業がデータを移転できることなどをEUSDTAで約束する。(3)は市場アクセスの条件として、ソースコードの移転またはアクセスを要求しないことなどを盛り込んでいる<sup>163</sup>。また、韓国・EUデジタル貿易協定の交渉が、2025年3月に妥結した<sup>164</sup>。

そのほか、ASEANにおいては、加盟10カ国間でのデジタル経済枠組み協定(DEFA)の交渉が進んでいる。同協定はASEAN域内におけるデジタル貿易のルール・規則を調和させ、域内の電子商取引(EC)市場を2020年の1,050億ドルから2025年に3,000億ドルへ拡大させる目標を掲げる。交渉は2023年9月に開始された。2025年2月に開催された第31回ASEAN貿易円滑化共同協議会では、ASEAN事務局がDEFAに関して、同月時点で約3割の条文で合意に至ったと説明している<sup>165</sup>。

#### ■コスタリカが新たにDEPAに加盟へ

デジタル経済パートナーシップ協定(DEPA)は、2020年6月にチリ、ニュージーランド、シンガポールの3カ国が署名し、翌年1月より順次発効した世界初のデジタル分野特化型の多国間協定である。DEPAは加盟国間のデジタル貿易における協力を推進し、高水準なデジタルルールを保つための枠組みとして、WTO電子商取引協定を補完するものと位置付けられている。DEPAには複数国からの加盟申請が寄せられ、既に手続きが開始されている。韓国が2024年5月にDEPAに加盟、2025年1月にはコスタリカの加盟交渉が実質妥結している。その他には、2025年5月時点で、カナダ、中国、ペルーが同協定に加入するための作業部会が進行中だ。エルサルバドル、ウクライナ、UAEも正式に加盟申請を行っている<sup>166</sup>。

DEPAの初期加盟国のはCPTPPの加盟国であり、DEPAは自由なデータ流通などに関してCPTPPの高水準のルールに準拠している。経済産業研究所(RIETI)発行のレポート<sup>167</sup>によれば、データ流通に関連するDEPA 4.3条 - データの越境移転、4.4条 - データローカリゼーション措置を規定するコンピューター設備の設置要求禁止は、CPTPP条文の引用であり「これらは、

163 ジェトロ「シンガポールとEU、デジタル貿易協定に署名」『ビジネス短信』(2025年5月9日付)

164 欧州委員会プレス発表(2025年3月10日付)

165 ジェトロ「ASEAN事務局、貿易円滑化に関する会合開催、DEFAの交渉進捗状況を報告」『ビジネス短信』(2025年3月6日付)

166 ニュージーランド外務貿易省 "Overview of the DEPA"

167 渡辺翔太(2024)「デジタル経済連携協定(DEPA)の意義に関する一考察」RIETI Discussion Paper Series,24-J-003

CPTPPの関連義務についての確認規定で、DEPA独自の義務ではないと解される」と述べられている。では、CPTPP非加盟国である韓国の加入に際し、当該規定はどのように韓国に適用されるのか。

2024年3月にDEPAの当初加盟3カ国間で発効した改正議定書では、これらの条項についてはCPTPPの義務を行うことの確認規定ではなく、CPTPPの条文同様の義務規定（法的拘束力あり）に改められた。これにより、韓国などのCPTPPの加盟国以外にも、DEPAのルールが適用できるように協定の一部が改正されたかたちである。CPTPP加盟国以外にもCPTPPのデジタルルールの一部やそれ以上の水準のルールを適用できる手段としてのDEPAの役割が明らかになったといえる。

#### ■デジタル課税を巡るOECDルールの整備は停滞

近年、デジタル課税は、国際的な議論を呼んでいる分野だ。デジタル課税とは、オンラインサービスを提供する多国籍企業が、恒久的施設を持たない国で収益を上げながら、当該国に税金がほとんど払われていない問題に対処するための仕組みである。オンラインのサービスとは、例えば、リモート会議サービス（ズームなど）、ストリーミングサービス（ネットフリックスなど）で見られるデジタルコンテンツ（映画など）、SNS、ECサイトなどが挙げられる。

2021年10月、経済協力開発機構（OECD）とG20による「税源浸食および利益移転（BEPS）包括的枠組み」において、「経済のデジタル化に伴う課税上の課題」への対応策として、国際的な合意が形成された。第1の柱は、デジタル課税に関する「市場国への新たな課税権の配分」、第2の柱は、最低法人税率を規定する「グローバル・ミニマム課税」（第II章第1節（2）参照）である。

このうち、第1の柱では、売上高が200億ユーロ（約2.6兆円）超、利益率が10%超の多国籍企業を対象に、利益の一部をサービス提供先である「市場国」に再配分する仕組みが導入される。具体的には、利益率10%を超える超過利益の25%が市場国に配分される。

2023年10月には、同内容に基づく多国間条約（MLC）の条文案が公表された。2025年1月には2024年の交渉を踏まえた条文のアップデートがOECDによって示されたが<sup>168</sup>、2025年7月1日時点での署名には至っていない。

#### ■各国で導入されたデジタル課税に反発する米国

フランスやスペインでは、2021年にBEPS包括的枠組

168 OECD “Pillar One Update from the Co-Chairs of the Inclusive Framework on BEPS”（2025年1月13日付）

みで第1の柱が合意される前から独自のデジタル課税の導入を進めていた。同年、BEPS包括的枠組み合意の直前に「デジタルサービス税法」を導入したスペインは、同税はデジタル課税をめぐる国際ルールが合意されるまでの一時的な課税との立場を示していた。2023年7月、BEPS包括的枠組み参加国145カ国うち138カ国が、「対象多国籍企業の最終親事業体の60%以上を占める30以上の国が、2023年末までにMLCに署名する」という条件で、少なくとも2024年末までデジタルサービス税の導入を保留していた<sup>169</sup>。しかし、前述のとおり第1の柱に基づく多国間条約の締結が進展しない中、米国連邦議会図書館議会調査局によると<sup>170</sup>19カ国がデジタルサービス税を導入した（2025年1月6日時点）。

米国は、バイデン前政権の頃から、各国が導入するデジタル課税に反対してきた。2024年8月にカナダが導入したデジタルサービス税に対しては、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）に基づく紛争解決協議を要請した。カナダがUSMCA第15章「越境サービス」に基づいて米国企業を差別的に扱わないとした合意に抵触している、というのが米国側の主張である<sup>171</sup>。第2次トランプ政権発足後の2025年1月には、OECDの国際課税ルールからの離脱を発表。BEPS包括的枠組みで進められてきた課税ルール形成について、米国が参加しないことが明らかになった。トランプ大統領は、2025年2月に、「海外からの恐喝や不当な罰金・罰則から米国企業とイノベーターを守る」と題する大統領覚書を発表した。1974年通商法301条に基づくデジタルサービス税の調査再開検討などを行う内容となっている。具体的には、フランス、オーストリア、イタリア、スペイン、トルコ、英国の同税に関する301条調査を更新するかどうかを決定するなどだ<sup>172</sup>。なお、カナダは2025年6月29日に米国との通商交渉を理由に同税の撤回を発表した<sup>173</sup>。

OECDのデジタル課税の導入保留期限も過ぎ、米国がデジタル課税の国際ルール作りに参加することが見込めない。そのような状況下で、各国がデジタル課税を導入することにより、米国との新たな応酬の種が生まれている。

169 OECD “Outcome Statement on the Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy”（2023年7月11日付）

170 米国連邦議会 “Canada’s Digital Services Tax Act: Issues Facing Congress”（2025年1月6日付）

171 ジェトロ「米USTR、カナダのデジタルサービス税に対してUSMCAに基づく協議要請」『ビジネス短信』（2024年9月2日付）

172 ジェトロ「トランプ米大統領、外国のデジタルサービス税などの調査を指示する大統領覚書を発表」『ビジネス短信』（2025年2月26日付）

173 カナダ政府財務省プレス発表（2025年6月29日付）

## ■ EUは罰金ありのAI規制を施行、米国は規制緩和へ

2025年に入ってから、中国の人工知能（AI）「ディープシーク」が米国市場で急速に注目を集め、議論を呼んだ。ディープシークが、米国の輸出管理の対象である高性能の半導体を使用したのではないかという疑惑や、ChatGPTなどを手掛ける米国オープンAIの生成AIから大量のデータを取得し学習に使用したのではないかという疑惑からだ<sup>174</sup>。生成AIの開発・利用が急速に拡大し、AIの活用を推進するとともにその安全性を担保するためのルール作りが模索されている。AIの法規制を率先して行ってきたのは中国と米国、EUだ。米国では第2次トランプ政権が発足し、AI政策は大幅に緩和の方向に転換する見通しだ。EU、日本は関連法整備を進める（図表III-41）。

図表III-41 主要国のAI関連法令

国	法令
中国	生成人工知能サービス管理暫定弁法 (2023年8月)
米国	人工知能に対する規制緩和を支持する大統領令 (2025年1月)
EU	人工知能を包括的に規制する規則 (2025年2月2日から一部規定が先行適用)
日本	人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律 (2025年5月国会で成立)

〔注〕発効日順

〔出所〕ジェトロビジネス短信および各国・地域政府発表から作成

米国のトランプ大統領は就任直後の2025年1月23日、「人工知能に対する規制緩和を支持する大統領令」を発表した。大統領令に基づく指示は大きく2つあり、(1) AIで米国のグローバルな優位性を維持・強化するための行動計画を策定し、大統領に提出すること、(2) バイデン前政権の大統領令を見直すこと、を命じるものだ。バイデン氏による大統領令は、AIの安全性評価や、公平性と公民権に関するガイダンス、AIが労働市場に与える影響に関する調査を義務付けるもので、米国で初めての法的拘束力のある行政措置とされていた<sup>175</sup>。バイデン前政権の政策では、先端AI技術の進歩が近い将来、国家安全保障や外交政策に重大な影響を及ぼすなどとして、開発を促進すると同時に、AIのリスク管理を求めるなどガバナンスの強化にも取り組んできた。これに対しトランプ氏は、バイデン氏の政策は「AIイノベーションを妨げ、AIの開発に過剰で不必要的規制を課す」<sup>176</sup>としてバイデン

174 ジェトロ「中国発AIディープシークの台頭、米中AI競争の新たな火種」『ビジネス短信』(2025年1月31日付)

175 ジェトロ「トランプ米大統領、AIに対する規制緩和を指示する大統領令発表」『ビジネス短信』(2025年1月27日付)

176 米国ホワイトハウスファクトシート “President Donald J. Trump Takes Action to Enhance America’s AI Leadership” (2025年1月23日付)

氏が実施した大統領令の撤回を選挙期間中より訴えてきた。第2次トランプ政権のAI政策の詳細はまだ明らかになってはいないが、一部の規制が緩和されることが予想される。

EUは、罰金制度を持ったAI規制を導入した。「人工知能を包括的に規制する規則（AI法案）」は2024年8月に発効し、2026年8月の完全施行まで2年間の猶予期間が設けられている。罰金は、最大3,500万ユーロあるいは前年度の全世界総売り上げの7%のいずれか高い方を課す。同規則は、4つのリスクに応じてそれぞれAI規制を設定しており、リスクが高いほど規制が厳しくなる。2025年2月には、禁止事項とAIリテラシーに関する義務が適用開始され、国民の安全や基本的権利の関係から「禁止されるAIシステム」（最上位のリスク）の詳細についてのガイドラインも公表された。汎用AIモデルに関するガバナンス・ルールと義務は2025年8月2日から適用される。欧州委員会は、2025年後半にも他のリスクに関するさらなるガイドラインを発表する予定。

日本では、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」が2025年5月28日に参議院本会議で成立した。日本は、2024年4月に「AI事業者ガイドライン」を定めて方針を示していたが、今回、法律の制定に至った。同法律は、AIを「安全保障上重要なリスク」と位置づける。開発の面では、米国（約672億ドル）、中国（約78億ドル）と比較し、日本の民間投資が約7億ドルと低水準であることから、日本のAI開発を強化・促進したいという意図だ<sup>177</sup>。規制面では、不正な目的や不適切な方法による人工知能関連技術の開発による国民の権利利益の侵害については、調査を行い、指導や助言などの措置を講じるとする。日本の法律に罰則規定はなく、国内におけるイノベーション促進を進めながらリスク対応との両立を目指す方向だ。また、日本は、AIの国際ルール作りのため、G7議長国であった2023年に「広島AIプロセス」を立ち上げ、さらに、同プロセスの取り組みとして、広島AIプロセスに賛同する国々の枠組みとして「フレンズグループ」を立ち上げた。フレンズグループにはG7だけでなく合計64カ国（2025年5月14日時点）が参加している。2025年2月に開催された同グループの会合では、民間企業や国際機関などで構成される「広島AIプロセス・フレンズグループパートナーズコミュニティ」が設立された。同コミュニティには米国巨大テック企業のアマゾン、グーグル、マイクロソフトやオープンAIなども参加している。さらに、広島AIプロセスに関連した

177 内閣府「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案（AI法案）」概要（2025年2月28日）

取り組みとして、OECDのウェブサイトで、AI関連企業のリスク管理などの情報開示を一覧できる取り組みが2025年2月に開始<sup>178</sup>。日本企業や米国企業などが既に提出、公開している。

## (2) 見直されるサステナビリティ政策

2025年に入ってから、EUのサステナビリティ関連の企業負担を軽減する政策や、米国の第2次トランプ政権の「アメリカ・ファースト」政策など、サステナビリティ政策の見直しの動きが見られた。EUでは、理想的なゴールを見据えた中長期的な目標設定とその達成のための厳格な手続きを様々な分野で導入していたが、特にサステナビリティ関連の報告義務について、実装可能性のある現実路線への転換を図る。米国では気候変動関連政策を重視したバイデン前政権からの根本的な政策転換が行われ、気候変動対策に積極的な州の方向性との不一致が目立つ。バイデン前政権下でインド太平洋における経済連携を強化することを目的として締結が進められていたインド太平洋経済枠組み（IPEF）でのグリーン分野での経済協力も不透明な状況にある。

投資情報会社モーニングスターによると、世界のサステナブルファンドは2025年の第1四半期に前四半期の181億ドルの資金流入から一転し、86億ドルという記録的な資金流出に直面した。2025年の第1四半期は、米国では10四半期連続の資金の引き上げとなり、欧州では、同統計開始の2018年以来の純流出となつた<sup>179</sup>。背景には、前述の政策転換による不透明感の増大とともに、グリーンウォッシュ（見せかけの環境アピール）への監視強化や特に米国におけるESGという用語の使用回避の風潮<sup>180</sup>などの要因が複雑に絡む。このように、世界のサステナビリティを取り巻く制度設計は再構築の時期を迎える。

## 米国

### ■米国はパリ協定を再び離脱

パリ協定は、2015年に開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で合意された気候変動に関する国際的な枠組みである。米国のトランプ大統領は、2025年1月20日に署名した「国際環境協定でも米国を第1に位置づける」と題した大統領令に、パリ協定からの離脱を盛り込んだ。同大統領は1期目でもパリ協定を脱退し、

178 OECD AI Policy Observatory “G 7 reporting framework – Hiroshima AI Process (HAIP) international code of conduct for organizations developing advanced AI systems”

179 モーニングスター “Global Sustainable Fund Flows: Q1 2025 in Review” (2025年4月)

180 全米産業審議会プレス発表 (2025年4月28日)

その後米国は、バイデン政権でパリ協定に復帰していた（図表III-42）。

図表III-42 米国のパリ協定加入／離脱の状況

年月	動向	大統領
2016年11月	パリ協定発効	オバマ大統領（2期）
2017年6月	大統領が離脱を発表	トランプ大統領（1期）
2019年11月	離脱を正式通告	トランプ大統領（1期）
2020年11月	協定離脱（1回目）	トランプ大統領（1期）
2021年2月	パリ協定に復帰	バイデン大統領
2025年1月	2回目離脱を正式通告	トランプ大統領（2期）
2026年1月	2回目離脱予定	トランプ大統領（2期）

〔出所〕 ジェトロビジネス短信から作成

同大統領令には、「気候変動枠組み条約に基づくパリ協定から離脱する通告を直ちに国連に提出すること。米国はこの通告をもって同協定からの離脱が即時発効するものと見なす」という記載が含まれている。ただし、パリ協定では、離脱の効力は寄託者が離脱通知を受領した日から1年が経過した日以降に発効すると定められている。そのため、国連は、「米国は2025年1月27日、パリ協定からの離脱を事務総長に通告した」と述べ、2度目の離脱は（パリ協定の規定どおり）2026年1月27日に発効すると発表した<sup>181</sup>。国連はまた、米国の正式なパリ協定離脱通告や対外援助の停止などの発表に対し、世界的な影響の可能性を理由に懸念を示した。

米国のパリ協定からの離脱に伴う世界的な気候変動対策への影響は避けられない。特に途上国への気候変動対策資金に関しては、米国は2024年度に約110億ドルと全体の約10%を拠出してきた<sup>182</sup>が、米国の離脱により、国連気候変動枠組み条約第29回締約国会議（COP29）で合意された同資金の増額目標の達成は一層厳しくなるとみられる。

### ■石油・天然ガスの増産を計画、EV推進を廃止

トランプ大統領は、就任直後からエネルギー政策の転換にも意欲的だ。2025年1月20日の大統領就任式でエネルギー緊急事態を宣言すると述べるとともに、これに対処するための措置を講じていく旨を表明した。具体的には、(1)「掘りまくれ」を意味する「ドリル・ベイビー・ドリル」を推し進める旨や、(2) 原油の戦略備蓄を満たすこと、(3) 米国のエネルギーを世界中に輸出すること、(4) グリーン・ニューディールを終わらせ、EVに関する「義務」を撤廃すること、などに言及した。ホワ

181 国連プレス発表“UN / US PARIS AGREEMENT WITHDRAWAL AND AID PAUSE”(2025年1月28日付)

182 ジェトロ「トランプ米大統領、パリ協定からの離脱など定めた大統領令に署名」『ビジネス短信』(2025年1月22日付)

イトハウスから出された声明<sup>183</sup>によると、エネルギー生産・利用に関する許認可の合理化や規制の撤廃、(エネルギー関連規制を緩和することなどを通じ)自動車や洗濯機などに関する消費者の選択肢を増加させること、大規模な風力発電所への海域のリースを終わらせることなどが盛り込まれている。これにより、石油・天然ガスの増産、EV推進の取りやめ、新規の洋上風力発電プロジェクトへの支援の停止が見込まれる。同日、トランプ大統領は、エネルギー政策で5本の大統領令に署名した。このうち「米国のエネルギーを解き放つ」と題された大統領令は、各種規制などを見直し、緩和していくための措置を多数盛り込んでいる。うち、EVについては、購入補助を廃止し、ガソリン車の販売を制限する州に連邦政府よりも厳しい排ガス制限の導入を認めることを終了。これらの政策によりEV推進を廃止する方針を発表した。

バイデン前政権下では、2030年までに全新車販売台数の50%をクリーンビークル<sup>184</sup> [バッテリー式電気自動車(BEV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、燃料電池車(FCV)の総称、以下CV]とする政府目標を掲げていたほか、一定数のCV販売を想定したGHG排出や企業別平均燃費(CAFE)に関する規制を設定していた。また、カリフォルニア州では、「アドバンスド・クリーンカーII(ACC II)」という規制により2035年までに新車販売の100%をCVとする義務が定められていた。米上院は2025年5月22日、同規制を、無効化する法案を可決し<sup>185</sup>、6月12日にトランプ大統領が署名して発効した<sup>186</sup>。カリフォルニア州に対する連邦政府規制の適用除外が不承認となった結果、同州に追随する11州+ワシントンD.C.でも、連邦基準よりも厳しいACC II規制の導入が認められなくなる。

また、トランプ政権はグリーン・ニューディールの終了を表明し、バイデン前政権でEVや再生可能エネルギーの支援策としても実施されてきたインフレ削減法(IRA)とインフラ投資・雇用法(IIJA)で割り当てられた資金の見直しを打ち出した<sup>187</sup>。

## ■ IRAのEV購入税控除を廃止する法案を発表

2025年5月16日、米国連邦議会下院歳入委員会は、「大きく美しい1つの法案(The One, Big, Beautiful Bill)」を発表した。同法案は、第2次トランプ政権における減税や歳出削減、債務上限引き上げ策をまとめたものである。上院修正案が下院で再可決された後、トランプ大統領が7月4日に署名して成立した。ここでは、IRAのエネルギー関連税額控除の見直しについて抜粋し、表にまとめた(図表III-43)。

注目が高かったCVの購入者に対する税控除は2025年9月末に廃止予定である。クリーン水素製造クレジットは、2027年12月31日までに着工した施設のみ対象。発電事業者向けのクリーン電力生産クレジットとクリーン電力投資クレジットは太陽光・風力発電について、2027年12月末までに稼働する条件が新設された。唯一緩和措置が提案されたのが、クリーン燃料製造クレジットで、控除期間が2年間延長され、2029年12月31日までに製造されたものが対象となる案が示されている。ただし、2026年以降、米国、メキシコ、カナダからの原料を使用した場合のみ適用される条件が追加された。

## ■ ウイグル強制労働防止法などは継続の見込み

米国における「ビジネスと人権」政策はどう変わるだろうか。第2次トランプ政権下では、バイデン前政権時よりも、人権関連の通商措置の優先順位が相対的に低下すると見られる<sup>188</sup>。ただし、同政権でも、ウイグル強制労働防止法(UFLPA)やUSMCAの労働問題の紛争解決制度「事業所特定の迅速な労働問題対応メカニズム(RRM)」など、既存の制度の執行は継続される見込み。

米国は、強制労働などを用いて生産された外国製品の輸入を取り締まることにより、基本的人権を保障する米国の労働者・産業との競争条件を平準化し、米国の経済的利益を確保することを目指してきた。この目的のため、第1次トランプ政権は人権関連の輸入規制措置をツールとして積極的に検討してきた実績もある。具体的には、1930年関税法307条に基づき、強制労働の関与が疑われる外国製品に対して「違反商品保留命令(Withhold Release Order: WRO)」または「認定(Finding)」を発動する措置、USMCAに基づくRRMの活用など挙げられる。関税法307条は、強制労働、児童労働、囚人労働などを用いて生産された物品の米国への輸入を原則禁止する法律である。国土安全保障省傘下の税関・国境警備局が、強制労働などの関与が推定される物品について

183 ホワイトハウスプレス発表 "President Trump's America First Priorities" (2025年1月20日付)

184 ゼロエミッション車(ZEV)と同義。

185 米国連邦議会 "California State Motor Vehicle and Engine Pollution Control Standards; Advanced Clean Cars II; Waiver of Preemption; Notice of Decision" (2025年5月21日付)

186 ジェトロ「トランプ米大統領、カリフォルニア州のZEV販売義務を撤回」(2025年6月17日)

187 ジェトロ「トランプ米大統領、エネルギー関係で5本の大統領令に署名、規制の見直し・緩和を推進」『ビジネス短信』(2025年1月22日付)

188 ジェトロ「トランプ政権下で「ビジネスと人権」政策はどう変わったのか(米国)」『地域・分析レポート』(2025年5月9日付)

図表III-43 「大きく美しい1つの法」のIRA税額控除の見直し（抜粋）

変更点	IRAの条項	IRAの内容	特記事項
2025年9月30日 廃止	クリーンビークル に対する税額控除 〔内国歳入法(IRC) 30D、25E、45W〕	消費者のEV購入意欲の喚起を目的に、車両の組み立てが北米で行われていることなどを条件に最大7,500ドル（30D）などの購入者の税額控除。	—
変更点	IRAの条項	IRAの内容	内容
建設／稼働時期 条件の変更	クリーン水素製造 クレジット (IRC45V) クリーン電力生産 クレジット (IRC45Y) クリーン電力投資 クレジット (IRC48E) ※太陽光・風力に 関連するものに限 る。	温室効果ガス (GHG) のライフサイクル排出量に応じ、製造された水素1キログラム当たり0.6ドル～3ドルの範囲で事業者に付与。2032年12月31日までに着工。 発電施設所有者がクレジットを請求可。 (45Y) 控除額は、一般的に1kWh当たり0.3セント、適格施設の建設、修理、改造に当たり、実勢賃金や徒弟制度の要件や例外を満たした場合は1.5セントとなる。この控除は、適格設備が使用開始されてから10年間適用される。 (48E) 控除額は通常、適格投資額の6%であり、納稅者が実勢賃金や徒弟制度の要件や例外を満たす場合は30%に増加する。	原則として2027年12月31日までに稼働することを求める。ただし、法案成立1年内に総事業費の5%を費やすと建設を開始した場合には、4年間の猶予が与えられる例外規定も盛り込まれている。
その他の変更	クリーン燃料製造 クレジット (IRC45Z)	航空燃料を含む輸送用燃料が一定の温室効果ガス排出基準を満たす限りにおいて、事業者は、その製造に対する控除を申請することができる。控除額は、1ガロン（約3.78リットル）当たりの適用額に排出係数を掛けたものである。適用額は、サステナブル航空燃料（SAF）でない輸送用燃料の場合は1ガロン当たり0.20ドル、SAFの場合は1ガロン当たり0.35ドルであり、納稅者が実勢賃金および徒弟制度または例外を満たす場合は5倍になる。この控除は、2028年1月1日以前に販売された燃料に適用される。	ほかの税控除とは逆に、控除期間が2029年末までに延長。2026年以降、本条項は、米国、メキシコ、カナダでの原料から製造された燃料にのみ適用される。

[出所] 米国連邦議会下院の歳入委員会資料および上院資料から作成

WRO・認定を発令し、米国への輸入を差し止める<sup>189</sup>。

他方、USMCAのRRMは、労働者の結社の自由と団体交渉権に関する権利侵害の嫌疑がある場合、特定の事業所に対して申請される。特定事業所の権利侵害が確認されれば、両国の合意の下で救済策の導入や、当該事業所の輸出產品に対する特惠関税の否認や制裁金の賦課などが行われる。

バイデン政権では、2022年6月にUFLPAを施行した。UFLPAでは、（1）新疆ウイグル自治区で物品を採掘・生産・製造した場合、または（2）UFLPAのエンティティー・リストで指定されている企業・団体が物品の生産などに関与した場合、強制労働の利用があるとみなし、関税法307条を根拠に米国への輸入を禁止する。また、バイデン政権は、RRMを積極的に活用し、USMCAのRRMでは、米国政府からメキシコ政府に労働問題の事実確認を要請したものは32件に上った。

第2次トランプ政権における人権関連の通商措置に限定して政権発足後の3ヶ月弱の実績を見ると、RRM、WRO、UFLPAの3ツールの執行は継続している。RRMを通じた労働権侵害の事実確認要請は、第1次トランプ

政権下のUSMCA締結時に創設した制度ながら、発動実績はなかった。第2次トランプ政権では、2025年4月末時点で計2件のRRMが申請された。

また、今後もUFLPAの執行は継続する可能性が高い。トランプ大統領は、バイデン前政権下の行政命令を撤回し、前政権下での政策を排除する動きを見せるが、UFLPAはバイデン前政権下で成立した法律にもかかわらず、第2次トランプ政権および連邦

議会上下両院で多数派を占める共和党がUFLPAの存在を問題視する様子はこれまでに見られない。これは、（1）UFLPAが第1次トランプ政権下で発令された新疆ウイグル自治区関連の製品に対するWROを通じて道筋が作られた法律であること、（2）UFLPAが上下両院での全会一致により成立した経緯があること、（3）米国の対中強硬路線には、ワシントンで超党派の意見一致があること、などが背景にあるためと考えられる。

## EU

### ■企業負担を軽減、EUのサステナビリティ政策の見直し

欧州委員会のジョン・デア・ライエン委員長は、2024年12月に2期目となる新体制を発足させた。同委員長は、競争力強化方針を発表（本章第1節（2）EU参照）。サステナビリティ政策も、欧州グリーン・ディールの目標を堅持しつつ、企業負担の軽減に焦点が当てられることになった。欧州委員会は2025年2月にサステナブルファイナンスに関する開示義務や人権・環境デューディジェンスの実施義務を大幅に簡素化するオムニバス法案を発表した。

オムニバス法案提出の背景には、イタリア前首相で欧州中央銀行（ECB）総裁を務めたマリオ・ドラギ氏の報告書「欧州の競争力の未来」（以下、ドラギレポート）と同レポートの提言を工程表にした「競争力コンパス」がある（本章1節（2）参照）。ドラギレポートの中で、規

189 WROが発令された物品が差し止められた場合、輸入者は当該物品を米国へ輸入せずにそのまま他国へ輸出するか、WROの発令に異議を申し立てることができる。当該物品に強制労働などの関与が正式に認定（Finding）された場合、当該製品は押収・没収される。

制簡素化については、「規制簡素化を担当する欧州委員会副委員長を任命し、増え続ける規制の合理化や重複の解消を進めつつ、各種の報告義務に関しては25%削減を実施し、中小企業に対しては最大50%削減を目指すべき」としている<sup>190</sup>。実際、現体制では、前体制で上級副委員長兼貿易担当欧州委員を務めたラトビア選出のバルディス・ドムブロフスキス委員が経済・生産性と規制実施・簡素化を担当している。このような流れを受けて、新体制では規制を簡素化し、企業負担を軽減するオムニバス法案が発表されることとなった。2025年2月に欧州委員会により発表されたオムニバス法案では、企業持続可能性報告指令（CSRD）、企業持続可能性デューディリジェンス指令（CSDDD）、タクソノミー規則、炭素国境調整メカニズム（CBAM）が簡素化の対象となった（図表III-44）。法案は、EU理事会（閣僚理事会）と欧州議会で審議される予定だ<sup>191</sup>。なお、CSRDとCSDDDの適用時期を延期する「ストップ・ザ・クロック指令」は2025年4月に既に施行済みだ。また、オムニバス法案のうちCBAMについては、2025年6月18日にEU理事会と欧州議会で政治合意され、施行される見込み<sup>192</sup>。本稿では、2025年2月発表のオムニバス法案で提案されている簡素化の内容をそれぞれ紹介する。

#### ■ CSRD開始は一部延期、対象の削減が審議中

欧州グリーン・ディールの達成という観点から2023年1月に施行されたEUのCSRDや、2024年7月に施行されたCSDDDは、オムニバス法案によって実施義務や開示義務が大幅に簡素化される可能性がある。

CSRDとは、対象企業（図表III-44参照）に対して、企業の持続可能性に関する情報の開示を求める法令である。従来から非財務情報開示指令（NFRD）の下でサステナビリティ情報開示を求められてきた対象企業の範囲を拡大し、開示項目をより明確にするものだ。具体的には、必須である横断的な開示条件である「全般的開示要件」や環境<sup>193</sup>・社会<sup>194</sup>・ガバナンス<sup>195</sup>に関する詳細な情

報の開示がある<sup>196</sup>。

オムニバス法案のうち、2025年4月に発効した前述の「ストップ・ザ・クロック指令」では、CSRDの4段階での適用開始時期について、第2段階と第3段階の開始をそれぞれ2年間延期している。NFRDの対象でないEUの上場企業（中小企業除く）と大企業（第2段階）は2027年1月以降に開始する会計年度から、EU域内で上場している中小企業（第3段階）は2028年1月以降開始する会計年度から適用となる。それぞれ翌年からその報告を行う。なお、既に適用が開始されているNFRDの対象企業（第1段階）には、引き続き適用される。また、対象のEU域外企業（第4段階）については、適用開始時期は変更されず、2028年1月以降に開始する会計年度から適用される予定となっており、2029年からその報告を行う<sup>197</sup>。

また、現在審議中の欧州委員会が提案したオムニバス法案では、CSRDの適用対象を大幅に削減することを提案している。対象となるEU企業の基準に関し、CSDDDに合わせて、従業員数を1,000人超に引き上げる。これにより、適用対象の企業数は8割削減される見込みだ。また、EU域外企業についても、適用基準をCSDDDに合わせ、EU域内での純売上高を4億5,000万ユーロ超に、EU支店の域内純売上高を5,000万ユーロ超にそれぞれ引き上げる。

#### ■ CSDDDも適用開始を延期、DD実施対象の縮小も検討

一方、CSDDDは一定規模以上の企業（図表III-44参照）に対して、人権・環境デューディリジェンス（DD）を義務付けるものだ。CSDDDが企業に求めるDDの範囲には、既存の国際的枠組やCSRDなどのEUで用いられてきたサプライチェーンやバリューチェーンではなく、「活動の連鎖」が含まれる。これは、自社や子会社に加え、企業の上流および一部の下流における直接的・間接的な取引先を含めたものだ。適用対象企業には、人権や環境に対する負の影響に関するDDの実施のほか、パリ協定1.5度目標に整合する気候変動緩和のための移行計画の策定と実施などが義務付けられる。

前述のストップ・ザ・クロック指令により、適用開始時期が1年間延期される。CSDDDは3段階での適用開始を予定していたが、第1段階の適用開始時期を1年間延期し、第2段階と同時期とする。これにより、第1段階と第2段階の対象企業である全世界での年間純売上高が9億ユーロ超、かつ平均従業員数が3,000人超のEU企

190 ジエトロ「ドラギ前ECB総裁、EUの競争力強化に向けた報告書を発表、巨額のEU共同債発行を提言」『ビジネス短信』（2024年9月19日付）

191 EU理事会は、欧州委員会提案に対し、CSRDの適用事業者の純売上高の基準を4億5,000万ユーロとすることやCSDDDの適用範囲を従業員数5,000人、純売上高15億ユーロに引き上げることを提案している。EU理事会プレス発表（2025年6月23日付）

192 ジエトロ「EU、CBAM規則の簡素化案で政治合意、目標は維持しつつ負担軽減」『ビジネス短信』（2024年6月25日付）

193 気候変動、汚染、水および海洋資源、生物多様性および生態系、資源利用および循環経済

194 自社従業員、バリューチェーン内の労働者、影響を受けるコミュニティ、消費者およびエンドユーザー

195 事業活動

196 ジエトロ「CSRD適用対象日系企業のためのESRS適用実務ガイド」（2024年5月）

197 欧州連合官報「Directive (EU) 2025/794」（2025年4月14日付）

業と、EU域内での年間純売上高が9億ユーロ超の域外企業に、2028年7月26日から適用する。第3段階の対象企業である上記以外の対象企業（全世界での年間純売上高が4億5,000万ユーロ超、かつ平均従業員数が1,000人超のEU企業と、EU域内での年間純売上高が4億5,000万ユーロ超の域外企業）には、従来どおり2029年7月26日から適用する。

CSDDDの対象企業ではなくとも、取引先や従業員、権利保持者、地域社会を含む利害関係者（ステークホルダー）からの要請により、対応を求められるなどの影響が予想される。審議中のオムニバス法案には、CSDDDの適用対象の変更の提案は盛り込まれていないが、適用対象企業の取引先に適用されるDD実施の義務については、対象範囲の縮小が提案されている。同案では対象を

図表III-44 オムニバス法案で提案された主な内容

現行	簡素化案の内容 (2025年2月欧州委員会提案)
企業持続可能性報告指令 (CSRD)	
<p>1. 適用対象</p> <p>(1) EUの大企業および大企業グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総資産残高 2,500万ユーロ超</li> <li>・純売上高 5,000万ユーロ超</li> <li>・従業員数 250人超</li> </ul> <p>上記3条件のうち、2つ以上の条件を満たす企業（企業グループ）</p> <p>(2) EU域内で上場している中小企業：零細企業（注）に該当しない EU域内に上場する中 小企業</p> <p>(3) EU域外企業：EU域内での純売上高が1億5,000万ユーロを超える、EU域内に特定の閾値 (EU子会社が大企業、もしくはEU域内上場企業（零細企業を除く）に該当するか、EU支店が EU域内において純売上高 4,000万ユーロ超であること) を超える少なくとも 1つの子 会社もしくは支店がある企業</p>	<p>1. 適用対象の見直し（大幅な削減）</p> <p>(1) (2) EU企業：CSDDDに合わせて、従業員数を1,000人超に引き上げる。総資産残高2,500万ユーロ超、あるいは純売上高5,000万ユーロ超の基準は維持。</p> <p>(3) EU域外企業：適用基準をCSDDDに合わせ、EU域内での純売上高を4億5,000万ユーロ超にEU支店の域内純売上高を5,000万ユーロ超にそれぞれ引き上げる。</p> <p>※CSRDの適用範囲外の企業（従業員1,000人以下の企業）は、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)が策定した中小企業向け自主基準(VSME)に基づき、欧州委員会が採択する簡易自主基準に基づいて自主的に報告することができる。</p> <p>2. 適用開始時期の変更（施行済み）</p> <p>II : 2028年（2027年会計年度分）</p> <p>III : 2029年（2028年会計年度分）</p> <p>IV : 現行規則のとおり、2029年（2028年会計年度分）</p>
<p>企業持続可能性デューディリジェンス指令 (CSDDD)</p> <p>1. 適用対象：EU域内で設立された企業については、(1) 全世界での年間純売上高が4億5,000万ユーロ超、かつ (2) 平均従業員数が1,000人超の企業。EU域外で設立された企業については、EU域内での年間純売上高が4億5,000万ユーロ超の企業。</p> <p>2. DD実施対象範囲：自社や子会社のほか、直接取引先と間接取引先を含む活動の連鎖上 にあるビジネスパートナー</p> <p>3. DD実施頻度：1年ごと</p> <p>4. 適用開始時期</p> <p>I : 2027年7月26日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EU域内企業：前事業年度の全世界売上高15億ユーロ超かつ平均従業員数5,000人超の企 業</li> <li>・EU域外企業：前事業年度のEU域内売上高15億ユーロ超の企業</li> </ul> <p>II : 2028年7月26日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EU域内企業：前事業年度の全世界売上高9億ユーロ超かつ平均従業員数3,000人超の企 業</li> <li>・EU域外企業：前事業年度のEU域内売上高9億ユーロ超の企業</li> </ul> <p>III : 2029年7月26日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の対象企業</li> </ul>	<p>1. 適用対象：変更なし</p> <p>2. DD実施対象範囲：活動の連鎖上にあるビジネスパートナーを直接取引先に限定し、間接取引先については、負の影響に関する信ぴょう性の高い情報がある場合のみ</p> <p>※適用対象企業がビジネスパートナーに要求できる情報は、欧州 委が今後策定するCSRDに基づく中小企業向けの自主的な報告基 準に沿ったものに限定する。</p> <p>3. DD実施頻度：5年ごと</p> <p>4. 適用開始時期：Iの適用開始時期を1年間延期し、IIと同時期 とする（以下の通り施行済み）。</p> <p>I, II : 2028年7月26日</p> <p>III : 2029年7月26日（変更なし）</p>
<p>タクソノミー規則</p> <p>・対象企業</p> <p>2024年まで：NFRDの対象企業</p> <p>2026年（2025年会計年度分）：CSRDのIIの報告で、EUタクソノミーに従った対応が必要とな る。</p>	<p>1. 適用対象</p> <p>報告義務の対象者をCSDDDの対象範囲に限定。将来のCSRDの範囲 内で、その他の大企業が自主的に報告する可能性を維持する。</p> <p>2. 実施内容の簡素化</p> <p>タクソノミーの報告に財務的重要性の基準値を導入し、報告テン プレートを約70%削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質の使用と存在に関連する汚染防止と管理のための「重 大な損害を与えない」(DNSH) 基準の簡素化。</li> </ul>
<p>炭素国境調整メカニズム (CBAM) (EU理事会と欧州議会の政治合意済み)</p> <p>・適用外基準：EU関税法典(UCC)の少額貨物の定義である150ユーロ以下</p>	<p>・報告対象事業者を約90%削減。</p> <p>適用外基準：輸入者当たり年間累積輸入50トン未満</p>

[注] 零細企業とは、(1) 総資産残高45万ユーロ、(2) 純売上高90万ユーロ、従業員数10人のうち、2条件を超えない企業をいう。  
[出所] 欧州委員会プレス発表およびQ & Aから作成

自社、子会社、および直接的な取引先に限定し、間接的な取引先については、負の影響に関する信ぴょう性の高い情報がある場合に限定するという内容だ。またDD実施頻度の1年ごとから5年ごとへの変更も合わせて審議中で、今後のEU理事会および欧州議会における審議動向を注視する必要がある。

よく混同されやすいCSRDとCSDDDの違いは、CSDDDがDD実施に焦点を当てている一方、CSRDは開示を主眼としている点だ。CSDDDに基づく開示要請と重複がある場合、CSRDに依拠して開示をすることが求められる見込みだ<sup>198</sup>。オムニバス法案が提出された背景には、こうした複数法令により企業に重複した義務が課されているという問題があった。

### ■炭素国境調整メカニズムの報告対象者を9割削減

炭素国境調整メカニズム（CBAM）は、対象の輸入品に対して、温室効果ガス（GHG）の排出量に基づいた炭素価格の支払いが義務付けられる制度だ。CBAMは2026年1月に予定される本格適用に先立ち、2023年10月から報告を義務付ける移行期間が開始している。欧州委員会はCBAMの目的を、「EUと比べてより基準の穏やかな脱炭素政策を実施している国へ生産を移転すること（いわゆる「カーボンリーケージ」）によって、EUの気候変動目標が損なわれることによるリスクを低減することだ」としている<sup>199</sup>。

加えて、CBAMは、海外でEUより多くGHGを排出する環境で生産された产品が、安価な価格でEUに流入することを防ぐ役割も果たし、ドイツ商工会議所連合会（DIHK）も「欧州の厳格な気候保護規制が国際競争上で引き起こす不利益から自国企業を守る仕組みだ」と理解を示す<sup>200</sup>。ただし、EU域内企業からも、報告に必要な労力が大きいとの声があった。さらに、2024年8月以降は、あらかじめ欧州委員会が発表した排出量の既定値（デフォルト値）に基づく簡易な報告が認められなくなったため、輸入者から排出量の算出を求められ、具体的な対応方法がわからないという声が多く上がっていた。

2025年6月にCBAMの報告対象事業者を約90%削減し、多くの小規模事業者の報告負担を軽減する簡素化案は他のオムニバス法案に先立って政治合意され、施行される予定。2023年10月に開始されたCBAM移行期間の

報告の約90%（約18万2,000件）は中小企業や臨時輸入者で、GHG排出量の約1%だったとした。簡素化案では、移行期間のデータにアルゴリズムを用いて算出し、輸入者当たり年間累積50トン未満の場合適用除外とする基準を提案した。欧州委員会は、引き続き報告対象となる10%の事業者がGHG排出量の99%を占めるため、CBAMの目標、効果は変わらないという点を強調した。第4回までの重量別の輸入上位10カ国は、トルコ、ウクライナ、ロシア、カナダ、中国、インド、エジプト、ブラジル、アルジェリア、米国の順だった（図表III-45）。トルコはEUに地理的に隣接していることもあり、鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料、電気のいずれの対象商品においてもEUの輸入統計（重量ベース、2024年）の上位。CBAMの影響が大きいことと予想される。

図表III-45 CBAM第4回報告までの重量別EU輸入上位10カ国と主なCBAM対象商品

輸出国	主なCBAM対象商品
1 トルコ	鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料、電気
2 ウクライナ	鉄鋼、セメント、電気
3 ロシア	鉄鋼、アルミニウム、肥料
4 カナダ	鉄鋼
5 中国	鉄鋼、アルミニウム、肥料
6 インド	鉄鋼、アルミニウム
7 エジプト	セメント、肥料
8 ブラジル	鉄鋼
9 アルジェリア	セメント、肥料
10 米国	鉄鋼、肥料、水素

〔出所〕上位10カ国は、欧州委員会資料“Implementation challenges of the Carbon Border Adjustment Mechanism (CBAM)”（2024年11月27日付）から作成。主な対象製品の輸入品は、Global Trade Atlasから作成。（2024年のEUの輸入データ重量ベース。それぞれ世界 上位10カ国以内である商品を記載）

今後、2025年第3四半期までに報告の簡素化、適用範囲、川下製品への適用拡大、生産時に使用される電気による間接排出量への適用有無、CBAM製品を輸出する企業への支援策の検討など包括的な見直しが行われ、2026年前半に法案が提出される予定だ。

### アジア

#### ■アジアの脱炭素化を支援するAZECの取り組み

世界の炭素排出の約半分を占めるアジアにおいては、日本の持つ脱炭素技術に対する期待が高まっている。シンガポールのシンクタンク、ISEAS - Yusof Ishak Institute研究所が2024年9月17日に発表した、ASEAN加盟国の有識者の気候変動に対する意識などを調査した「東南アジア気候見通し：2024年調査報告」<sup>201</sup>を見ると、「自國

198 ジェトロ「EU人権・環境デューディリジェンス法制化の最新概要」（2025年5月）

199 欧州委員会「EU域外の施設事業者のためのCBAM実施に関するガイダンス文書」（2024年4月5日）

200 ジェトロ「CBAM移行期間が開始、ドイツ産業界は煩雑な手続きを批判」『ビジネス短信』（2023年10月16日付）

201 ISEAS - Yusof Ishak Institute "Southeast Asia Climate Outlook: 2024 Survey Report"（2024年9月17日）

において、気候に関する専門知識、実践能力、技術的ノウハウを共有するために、どの国がより積極的な役割を果たせるか」との問い合わせでは「日本」(24.4%)と回答した割合が最も高く、「米国」(19.6%)や「中国」(16.4%)を上回った。同調査の2021年版と比べると、「日本」と回

図表III-46 第2回AZEC閣僚会合で示された3つのイニシアチブ

イニシアチブ名	対象セクター	主要施策・協力分野
ゼロエミッショ ン電力イニシアチブ	電力部門	脱炭素ロードマップの改訂 再エネ調達環境の整備 ハイブリッドダムの導入 ゼロエミッション火力の推進 (バイオマス、水素、二酸化炭素貯留(CCUS)等) 送電網の強化と分散型電源の促進
持続可能燃料創出イニシアチブ	運輸部門 (陸・海・空)	持続可能な航空燃料(SAF)等に関する実現可能性調査の実施 需要・供給のロードマップ策定 サプライチェーンの整備 高性能モビリティとの組み合わせ検討 カーボンニュートラルポート(CNP)の形成
次世代産業構築イニシアチブ	産業部門 (製造業・自動車産業)	エネルギーマネジメントと再エネ導入の実証 人材育成プログラムの提供 工業団地における脱炭素化政策の支援 CCUS/カーボンリサイクルの活用

[出所] 経済産業省資料「カーボンニュートラル／ネットゼロ排出に向けたアジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)セクター別イニシアチブ」から作成

図表III-47 第2回AZEC閣僚会合で示されたAZECソリューション(ルール形成等)を進めるための短・中期的行動計画

主要分野	主な取り組み内容
GHG排出の可視化と 産業競争力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>サプライチェーン全体でのGHG排出量の可視化</li> <li>GHG算定・報告の促進</li> <li>脱炭素技術による排出削減の評価指標・手法の開発</li> <li>認証・報告システムの相互承認に関する情報交換</li> <li>カーボンプライシングに関する知見・取組の共有</li> </ul>
トランジション・ ファイナンスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー・インフラ等事業への融資可能性の向上</li> <li>クリーン技術・製品・サービスへの資本供給</li> <li>官民連携によるブレンデッド・ファイナンス等の革新的資金調達手法の活用</li> <li>ASFトランジション・ファイナンス・スタディグループ活動報告書及び技術リストの活用</li> </ul>
農林分野の排出削減 及び吸収・除去の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術やイノベーションの普及による農林分野の排出削減</li> <li>モンスーン地域における取り組みモデルの確立・推進</li> <li>日ASEANみどり協力プラン等のイニシアチブに基づく協力</li> </ul>
運輸部門の脱炭素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通からの排出削減の加速</li> <li>持続可能な燃料・原材料の製造・供給システムの確立</li> <li>海事部門の脱炭素化に向けた多国間フォーラムでの協力</li> <li>持続可能な航空燃料(SAF)に関する先進技術の開発促進</li> <li>日ASEAN交通連携等の多国間枠組みを通じた事業の実施</li> </ul>
カーボンニュートラル ポート(CNP)の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>アジア諸国向けCNPガイドラインの策定</li> <li>日ASEAN港湾技術者会合を通じたCNP形成の推進</li> </ul>
十全性(質)の高い 炭素市場の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>二国間クレジット制度(JCM)パートナー国の拡大</li> <li>カーボンクレジット市場の拡大</li> </ul>

[出所] 経済産業省「アジア・ゼロエミッションセンター」に係る取決め事項 2024年第2回AZEC閣僚会合共同声明の添付文書(仮訳)から作成。

答した割合が18.6%から24.4%へと増加しており、日本に対する期待感が高まっているといえる。

日本政府が推進するアジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)は2023年に発足した。AZECは2022年1月、岸田首相(当時)が提唱した構想であり、水素、アンモニアなど日本が有するゼロエミッション技術や制度、ノウハウを活かし、アジアの国々と連携し、各国実情に即したかたちでエネルギー転換、脱炭素化・カーボンニュートラル実現を目指すという取り組みである。

2024年8月21日には第2回AZEC閣僚会合が開催され、AZECパートナー国である11カ国<sup>202</sup>の閣僚などが参加した。会合の成果として採択された共同声明では、GHG排出量を大幅に、迅速かつ持続的に削減することが緊急に必要とした上で、カーボンニュートラル、ネットゼロ排出に向けた多様かつ現実的な道筋の存在を認識するとした。具体的な取り組みとして(1)ゼロエミッション電力イニシアチブ、(2)持続可能燃料創出イニシアチブ、(3)次世代産業構築イニシアチブの3つのイニシアチブが示された(図表III-46)。

また、2024年10月11日には第2回AZEC首脳会合が開催され、「今後10年のためのアクションプラン」が公表された。同プランは、(1) AZECソリューションを進めるための短・中期的行動計画(図表III-47)、(2)上記のセクター別イニシアチブ、(3)具体的なプロジェクトの推進(図表III-48)で構成される。

同会合では、2023年12月の第1回首脳会合以降に結ばれた121件のMOU等協力案件が紹介された。内容を分類すると、GHGの排出可視化、測定、報告及び検証(MRV)や再生可能エネルギー(水素・アンモニア)、炭素回収・貯留(CCS)、バイオ燃料・持続可能な航空燃料(SAF)、スマートシティ、農業分野の気候変動緩和、電力インフラ、カーボンクレジット分野での協力に大別される。アジア地域全体では脱炭素化への資金ニーズが約4,000兆円と見込まれており、2025年5月3~5日のAZEC議員連盟の最高顧問である岸田文雄前首相のインドネシア訪問では、日本の技術と金融で貢献していく意向が表明された。

202 オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム(アルファベット順)。

図表Ⅲ-48 MOU等協力案件実績から見る技術の傾向

技術分野	MOUでの協力内容
GHG排出可視化・MRV	GHG排出量の計測・報告・検証(MRV)体制の整備 デジタルツイン技術を活用した環境影響度の可視化
再生可能エネルギー・水素・アンモニア	グリーン水素・アンモニア製造事業の開発 グリーンアンモニア燃焼技術の検討
炭素回収・貯留(CCS)	CCSハブ&クラスター構築に関する協力 国際的CCSバリューチェーンの構築
バイオ燃料・SAF	規格外ココナッツ由来のSAF原料工場設立 SAF事業のロードマップ構築
スマートシティ	スマートシティに関する知見の共有 スマートシティ協力に関する成果文書の発表
農業分野の気候変動緩和	二国間クレジット制度(JCM)パートナー国の拡大 カーボンクレジット市場の拡大
電力インフラ	ガスコンバインドサイクル発電所事業開発に向けたFS実施 LNGバリューチェーン構築に関する協力
カーボンクレジット	JCMの活用に向けた環境整備 GHG算定・カーボンオフセットにおける協業

〔出所〕経済産業省「第2回AZEC首脳会合に向けた協力案件リスト一覧(仮訳)」「AZEC首脳会合に向けたMOU案件概要」から作成

AZECの枠組みは加盟国からも歓迎されており、インドネシアのジョコ・ウィドド大統領(当時)が「AZECが排出量削減の取り組みに具体的に参加できるプラットフォームになることを期待する」と述べた<sup>203</sup>。また、マレーシアでは「我々の地域におけるエネルギー移行について、互恵的な協力を促進する長期的プラットフォームとして機能する」<sup>204</sup>と取り上げられた。フィリピンのフェルディナンド・マルコス大統領は「フィリピンはAZECパートナーとともに、クリーンで、持続可能で、公正で、安価で、包括的なエネルギー転換を加速する必要性を認識している」と述べるなど<sup>205</sup>、AZECに対して各国から期待が寄せられている。

### (3) 日本企業のサステナビリティ対応

#### ■サステナビリティ関連情報の開示、企業規模によって対応度合いが異なる

欧州を中心にDDの法規制化の動きが進み、CSDDDのようにEU域外企業にも適用されるルールが形成される中、日本企業の対応の進展度合いにはバラつきがある。2024年にジェトロが日本企業の本社向けに実施した「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」<sup>206</sup>では、大企業の71.5%がサステナビリティに関連した情報(環

203 Kompas "Hadiri KTT AZEC, Jokowi Jelaskan Cara Indonesia Hadapi Perubahan Iklim" (2023年12月18日付)

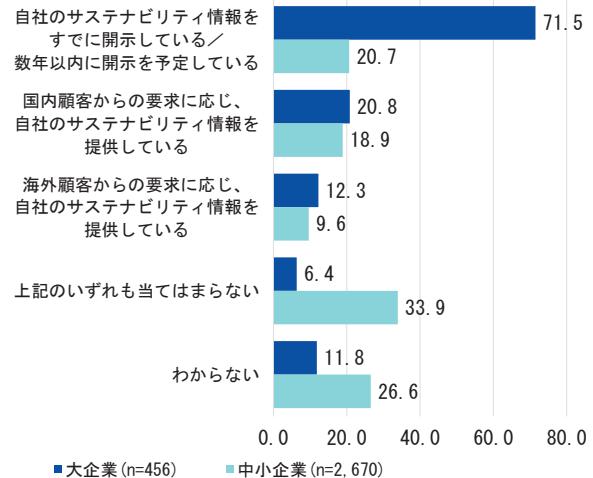
204 Borneo Post "Peralihan kepada tenaga bersih perlu sokongan kewangan, teknologi dan infrastruktur menyeluruh: PM" (2023年12月18日付)

205 Manila Times "PH joins push for decarbonization" (2023年12月19日付)

206 ジェトロ「2024年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(2024年3月)。2024年11~12月に実施。対象企業は海外ビジネスに关心が高い日本企業(本社)、9,441社のうち3,162社が回答。有効回答率33.5%。

境や人権の尊重などを含む)について、「すでに開示している/数年以内に開示を予定している」と回答した(図表Ⅲ-49)。一方、中小企業では同割合が20.7%にとどまった。関連規制や運用上のルールの複雑化に伴い、リソースの少ない中小企業にとって対応コストや人的リソースの不足が課題となっている。

図表Ⅲ-49 サステナビリティ情報の開示状況



〔出所〕日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査から作成

広範なサステナビリティ対応の中で、とりわけ近年、日本企業の間で認知が広がりつつあるのが、サプライチェーン上の人権侵害対応の重要性である。前出の米国の「ウイグル強制労働防止法」に代表されるように、国際的にも企業の活動において発生する人権侵害について適切に対処することが求められる。

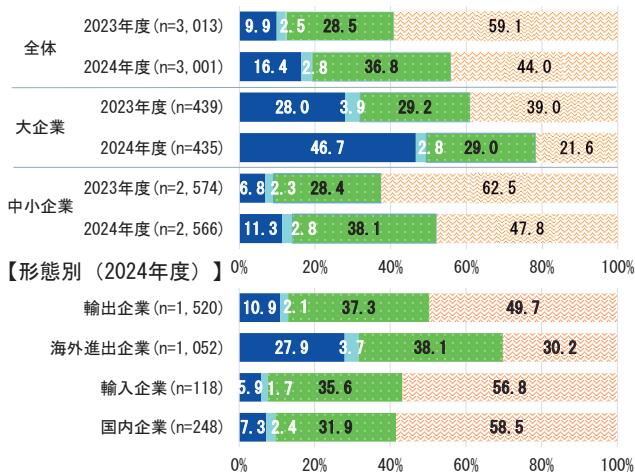
企業が人権尊重の責任を果たしていくための取り組みとして、人権DDは特に重要である。人権DDは、(1)人権方針の策定等を通じて「責任ある企業行動」を企業方針および経営システムに組み込み、(2)人権への負の影響を特定・評価し、(3)停止・防止・軽減し、(4)実施状況・結果を追跡調査し、(5)負の影響への対応を説明・開示するとともに、(6)実際の負の影響が生じた場合には是正する、という6つのアクションを継続的に実施するプロセス<sup>207</sup>である。前述のジェトロの調査によると、人権DDを実施している企業の割合は16.4%。これに、実施を予定・検討している企業を合わせると56.0%(前年から15.1ポイント増)となっている。また、大企業については実施をしている企業の割合が46.7%になるのに対し、中小企業は11.3%と差が目立つ。形態別に見ると、海外進出企業について実施をしている企業の割合が

207 ジェトロ「責任ある企業行動と人権デューディリジェンス：日本企業のグッドプラクティス」(2024年7月9日)

27.9%と突出している事がうかがえる（図表III-50）。

図表III-50 人権DDの実施状況

【全体・企業規模別（時系列）】



〔出所〕日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査から作成

人権DDの中で、特にキーワードになっているのが「ステークホルダー・エンゲージメント（利害関係者との相互の対話や協働）」である。ステークホルダーとは、企業の活動に影響を受けるか、その可能性のある利害を持つ個人または集団を指す。ステークホルダーからのフィードバックが問題の把握や、DDのプロセスの改善につながることが考えられる。

### ■政府調達における人権DD、万博がモデルを示す

国連は、ビジネスと人権に関する指導原則（以下、指導原則）において、国家の責任として「企業に対して人権を尊重するよう規制する義務」があること、加えて経済主体としても「活動や取引において人権を尊重すること」を求めている<sup>208</sup>。また、OECDは「責任あるビジネスデューディリジェンスと公共調達」（2024年12月）報告書<sup>209</sup>において、政府が模範として公共調達等の商業活動を通じ、責任ある企業行動（RBC）を推進するよう促している。

そうした中、公共調達などを通じ、責任ある経済活動を促す取り組みが進んでいる。例えばドイツでは2023年

208 具体的には、国有企業、国が支配する企業、国家機関が輸出信用や公的投資保険などで実質的な支援をしている企業の人権DDの実施（指導原則4）、人権の享受に影響する可能性のあるサービスを提供する企業に対する監督（同5）、商取引相手の企業による人権尊重の促進（同6）である。

209 OECD “Responsible business due diligence and government procurement”（2024年12月2日）

1月よりサプライチェーン・デューディリジェンス法を施行し、同法の違反に対し、義務違反の内容や状況に応じ、公共調達への入札手続から除外するなどの罰則を設けている<sup>210</sup>。また、英国政府は2025年4月23日、審議中の公営クリーンエネルギー企業「グレート・ブリティッシュ・エナジー（GBE）」設立法案の改正案を発表し、サプライチェーンからの強制労働排除を確保するとした。違法または倫理に反する取り組みを行う企業は、GBEとの契約・入札を禁止されている。

日本においては「ビジネスと人権」に関する行動計画（NAP）が策定されており（2025年に改定予定）、日本企業に対し、公共調達における入札指示書および契約を通じて人権を尊重する努力を要求している。一方、法的拘束力がないため、日本は「責任ある企業行動に関するデューディリジェンスに関する規制のない国」とされているのが現状だ<sup>211</sup>。そのような中で、日本においては「2025年大阪・関西万博」での調達における取り組みが注目を集めている。万博として初めて指導原則を明記した調達コード（図表III-51）が策定・運用されており、今後の日本での公共調達のモデルを提示したといえる。

博覧会協会は、サプライヤー、ライセンサーおよびパビリオン運営主体等が同協会との間で契約締結をする過程を通じて、調達コードを遵守するための体制を整備することを求める。すなわち、自らの事業およびサプライチェーンが環境・人権などの持続可能性に与える負の影響（持続可能性リスク）を適切に確認・評価した上で、そのリスクの高さに応じて対策を講ずるよう要求している。また、同協会自体も、同協会の人権方針に基づき、活動が人権に与える影響を評価する人権DD義務を負っている。指導原則に基づく人権DDを、サプライヤーのみならず、パビリオン運営主体に対しても求めている点が画期的といえる。博覧会協会では調達コードの遵守に関する取組状況等を確認することを目的に、サプライヤー等へのヒアリングを実施し、ヒアリングを通じて確認した各事業者の良い取組事例をウェブサイトで紹介している<sup>212</sup>（図表III-52）。政府調達に際して、今後の各国の法整備や企業の対応について注目される。

210 ジェトロ「EU人権・環境デューディリジェンス法制化の最新概要」『調査レポート』（2025年5月）

211 OECD “Responsible business due diligence and government procurement”（2024年12月2日）  
経済産業省「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（P6）」（2022年9月）

212 2025年日本国際博覧会協会「持続可能性に配慮した調達コード」（2025年6月23日閲覧）

図表Ⅲ-51 持続可能性に配慮したコード一覧（人権）

項目	内容
国際的人権基準の遵守・尊重	調達物品等に関して、人権に係る国際的な基準を遵守・尊重しなければならない。
差別・ハラスメントの禁止	調達物品等の製造・流通等において、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等によるいかなる差別やハラスメントも排除しなければならない。
先住民及び地域住民等の権利侵害の禁止	調達物品等の製造・流通等において、先住民及び地域住民等の権利を尊重する。(中略) 不法立ち退きの強制や地域の生活環境の著しい破壊等を行ってはならない。
女性の権利尊重	調達物品等の製造・流通等において、女性の権利を尊重し、女性のエンパワーメントや男女共同参画社会の推進、女性人材の登用や育児休暇の充実等に配慮すべきである。
障がい者の権利尊重	障がい者の権利を尊重し、障がい者の雇用促進や職場環境のバリアフリー化などの合理的配慮の提供等に配慮すべきである。また、障がい者の利便性や安全性の確保等に配慮すべきである。
子どもの権利尊重	調達物品等の製造・流通等において、子どもの権利を尊重し、児童労働の禁止のほか、子ども向け製品・サービスの提供の際の安全性の確保や親・保護者への支援等に配慮すべきである。
社会的少数者（マイノリティ）の権利尊重	調達物品等の製造・流通等において、民族的・文化的な少數者、移住労働者といった社会的少數者の人々の権利を尊重し、特性に応じたプライバシー保護にも配慮しつつ、平等な経済的・社会的権利を享受できるよう配慮すべきである。

〔出所〕 2025年日本国際博覧会協会「持続可能性に配慮した調達コード（第3版）」から作成

図表Ⅲ-52 調達コードの遵守に向けた万博サプライヤーの取り組み事例

項目	取り組み事例
調達コードの理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>調達担当者による調達コードの範囲・内容の理解。</li> </ul>
通報受付対応の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>匿名でも通報可能な窓口の設置。</li> <li>通報者への報復行為禁止等公益通報者保護規程の整備と周知。</li> <li>特定技能外国人契約社員に対し通報窓口記載カードを配布。</li> </ul>
長時間労働の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働時間をリアルタイムで追跡・監視するシステムを導入。</li> <li>ICTを活用した労働時間の短縮化。</li> </ul>
職場の安全・衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポットクーラーの設置やファンベストによる熱中症予防。</li> <li>朝礼でのリスクアセスメントの実施。</li> </ul>
外国人・移住労働者、障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>技能実習生を雇用する工場に対しての監査の実施。監査では技能実習生に対しインタビューを実施し、労務状態の実態を把握。</li> <li>祈祷時間やヒジャブ使用についての要望を事前に確認。</li> <li>万博会場店舗向けに障がい者も積極雇用予定。</li> </ul>
木材	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造材、仕上げ材等で認証材を使用。</li> <li>什器（椅子・テーブル等）はFSC認証材や廃材使用で対応する。</li> </ul>
紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪・関西万博の調達コードをきっかけに、外箱含めて紙を扱う際には全てFSC認証紙を使用する予定。</li> </ul>
農・畜・水産物、パーム油	<ul style="list-style-type: none"> <li>パーム油については、既に認証油を使用しており万博においても使用予定。</li> </ul>

〔出所〕 大阪・関西万博公式サイト「持続可能性に配慮した調達コード（第3版）」内資料「調達コードの遵守に向けた事業者の取組について」から作成

## Column

### ●大阪・関西万博から世界へ発信！地球の環境を守る新たなグリーン技術

#### ■20年ぶりの日本での開催

大阪・夢洲駅に降り立つと、駅構内から大阪・関西万博<sup>1</sup>一色の世界が広がり、「万博に来たぞ」という高揚感に包まれる。1970年にアジア初の万博開催地となった大阪で、50年以上の時を経て再び万博が開催されたことも感慨深い<sup>2</sup>。会場に入ると、公式キャラクター「ミャクミャク」とギネス記録を樹立した「大屋根リング」がお出迎え。共に入場した来場者からも20年ぶりとなる日本での万博開催に沸き立つ様子が伝わる。

万博は新しい製品や技術が普及するきっかけの場でもある。今では当たり前に利用されている製品や技術の中には、実は万博が初披露の場だったものも多い。2025年4月に開幕した大阪・関西万博は「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、世界各地から集まったさまざまな製品や技術、文化が紹介されている。今回の万博で展示された新製品や技術も、近い将来「私たちの身近に登場するかも」という期待が膨らむ。

万博の意義には人類共通の社会課題解決に向け、先端技術を結集し解決策を模索することもある。大阪・関西万博では、6つの領域<sup>3</sup>で次世代技術を体験できる「未来社会ショーケース」を開幕。うち1つが「グリーン万博」だ。世界の多くの国・地域が2050年前後のカーボンニュートラルを目指としているように、環境問題は深刻な世界共通課題だ。「グリーン万博」コンセプトの下、会場内では脱炭素達成に向けた多様な次世代技術に触れることができる。本コラムでは、「グリーン万博」や海外パビリオンに見るグリーン技術のうち、ほんの一部をご紹介する。

#### ■1ミリに詰まった技術力、ペロブスカイト太陽電池<sup>4</sup>

バスで万博会場に向かう来場者を迎えるのが、西ゲート交通ターミナルのバス停屋根に設置された世界最大規模、250メートルにおよぶフィルム型ペロブスカイト太陽電池だ<sup>5</sup>。10年以上の研究開発を経て、積水ソーラーフィルムが製品化したこの太陽電池の厚さはわずか1ミリメートル。従来のシリコン太陽電池の約20分の1の薄さだ。「薄くて、軽くて、曲がる」という特長を生かし、シリコン太陽電池では設置が難しかった耐荷重が小さい構造物やカーブ状の壁面など、さまざまな場所に設置ができる。万博会場のバス停屋根もカーブ状。ペロブスカイト太陽電池の強みを大いに発揮している。屋根で発電した電力は蓄電池に貯められ、バスターミナル全体の夜のLED照明用に供給されている。

ペロブスカイト太陽電池の肝となるのは厚さ1ミクロンのペロブスカイトの発電層だ。封止材により水分をシャットアウト、材料設計により耐熱性も向上させた。上脇太代表取締役によると、「封止材の技術に（同社の）優位性がある」という。現在は

耐用年数10年相当、発電効率は15%を実現。シリコン太陽電池（耐用年数20年、発電効率20%程度）にはまだ及ばないが、技術開発を進め「2030年を目途に追いつく想定」だ。大学の研究機関による研究では、小さいチップの形状でシリコン太陽電池を上回る30%近い発電効率を達成したとの結果も出ており、シリコン太陽電池を超える潜在性があると見込む。また、ペロブスカイト太陽電池の主原料であるヨウ素は日本が世界の産出量の約3割を占める。国内調達が可能であるため、安定供給にもつながる。

万博での設置は実証実験も兼ねている。開幕から数ヶ月、計画通りの発電ができているという。梅雨以降の発電量がどうなるかが今後の実証のポイントだ。万博会場以外でもさまざまな場所に設置し、耐久性や取り付け方法など、社会実装に向けた実証を重ねている。2025年から少量生産を行っており、2027年4月からの本格的な量産に向けた準備が進む。

今後は日本の脱炭素達成や社会インフラとしての貢献を目指し、災害時の避難場所となる小中学校の体育館や住宅への設置を進める計画だ。将来的には海外への展開も見据える。「あ、こんなところにもペロブスカイト」と日本や世界のあちこちで発見できる未来に期待が高まる。

#### ■300キロのCO<sub>2</sub>を吸い込むDAC装置を間近で見学<sup>6</sup>

東ゲートから予約者専用バスで向かうのは「RITE未来の森」。会場マップには載っていない、知る人ぞ知る人気パビリオンだ。地球温暖化問題に関する最先端研究



(ペロブスカイト太陽電池、積水ソーラーフィルム提供)

1 正式名称は「2025年日本国際博覧会」。

2 國際博覽会としては、1990年に大阪で「國際花と綠の博覽会（花博）」が開催された。

3 スマートモビリティ万博、デジタル万博、バーチャル万博、アート万博、グリーン万博、フューチャーライフ万博。

4 積水ソーラーフィルムへのジェトロによる取材（実施日：2025年6月5日）。

5 積水化学工業「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）への協賛およびフィルム型ペロブスカイト太陽電池の設置について」（2023年7月21日付）

6 RITEへのジェトロによる取材（実施日：2025年6月6日）

を行う地球環境産業技術研究機構（RITE）が運営する。二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を大気中から直接回収するダイレクト・エア・キャプチャ（DAC）が展示の目玉の1つだ。敷地内ではDAC装置が実際に稼働し、CO<sub>2</sub>の回収実証実験が行われている。このDAC装置は1日当たり300キログラムのCO<sub>2</sub>を吸収<sup>7</sup>。この規模の装置の設置は日本国内で初めてとなる。1日当たり300キロのCO<sub>2</sub>は甲子園球場3個分の森が吸収する量に相当する。



(RITE未来の森とDAC装置、RITE提供)

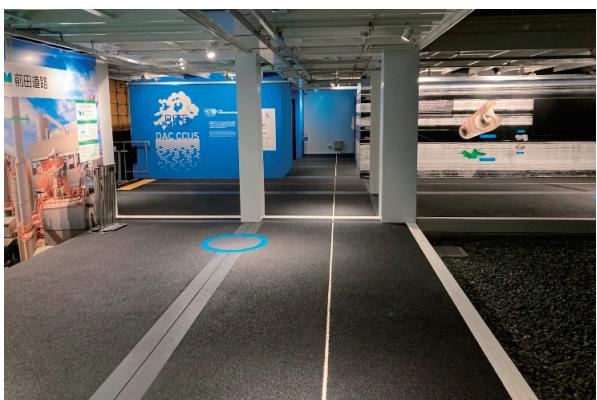
RITE未来の森のDAC装置には、RITEが開発した「RITEアミン」という化学品を用いる。アミンは、温度が低い環境でCO<sub>2</sub>を吸収しやすく、温度が上がるとCO<sub>2</sub>を離すという性質を持つ。大気中から吸入された空気は、RITEアミンを染み込ませた微粉状のCO<sub>2</sub>吸着剤を塗布したハニカム状基材を通り、CO<sub>2</sub>は基材内に吸収、それ以外の空気は反対側から排出される。一定量の吸収が終わると、装置を密閉し温度を上げて真空ポンプでCO<sub>2</sub>を取り出す。取り出されたCO<sub>2</sub>は蒸気との混合ガスの状態のため、冷やして水とCO<sub>2</sub>に分離し、回収する仕組みだ。RITE2025年大阪・関西万博室によると、2025年1月の試運転開始から現時点までの実験結果は「想定よりもかなり良好」だという。気温や湿度の上昇はアミンのCO<sub>2</sub>吸収量に影響するため、梅雨や夏に向けて影響度合いを調べていく計画だ。アミンなどの材料も空気と触れることによる酸化などで劣化していくため、耐久性の実証も重ね、社会実装を目指す。

DACは大気中のCO<sub>2</sub>を回収・除去し、結果的に排出量をマイナスにするネガティブエミッション技術として、カーボンニュートラル達成に必要な技術とされている<sup>8</sup>。他方で、DACにはコストもかかるのが実態。DACの実装には、「まずは電化などCO<sub>2</sub>を出さない技術を促進し、続いてベースロード電源<sup>9</sup>による発電から排出されるCO<sub>2</sub>を確実に分離回収することが前提」だ。それでも不可避的に大気中に排出されてしまうCO<sub>2</sub>を回収するのがDACの役割なのだ。万博会場で展示を行

う意義には、「地球上に必要な技術であることを多くの人に理解してもらうことにある」という。今後も技術開発を重ね、CO<sub>2</sub>を吸収する「未来の森」として、DACの社会実装への挑戦は続く。

#### ■ 身近な道路にCO<sub>2</sub>を閉じ込める、足元で脱炭素<sup>10</sup>

「RITE未来の森」ではCO<sub>2</sub>を回収する技術だけでなく、回収したCO<sub>2</sub>を貯留・活用する技術も見学できる。パビリオン内部に敷かれたアスファルト舗装もその1つ。道路整備や建材資機材の製造販売などを手掛ける前田道路が取り組む「CO<sub>2</sub>を固定化したアスファルト舗装」だ。来場者は実際に舗装された道を歩くことができる。



(RITE未来の森のアスファルト舗装、前田道路提供)

前田道路は、アサヒ飲料と協力し同社が設置する「CO<sub>2</sub>を食べる自販機」<sup>11</sup>で回収したCO<sub>2</sub>をアスファルト舗装材料に活用する実証実験を進める。自動販売機は周りの空気を吸い込み、商品を冷やしたり温めたりするのに使用している。庫内に粉末状のCO<sub>2</sub>吸収材を搭載し、大気中からCO<sub>2</sub>を吸収する仕組みだ。通常、アスファルト舗装にはフィラーと呼ばれる石粉などが一定量配合されている。CO<sub>2</sub>吸収済みの吸収材をフィラーの代わりに混ぜ込むことで、CO<sub>2</sub>を道路に閉じ込めてることができる。これまでの実証結果によると、厚さ5～10センチのアスファルト舗装材で、道路面積1平方メートル当たり約0.9キログラムのCO<sub>2</sub>の固定化が可能だという。また、アスファルト舗装の下には路盤材と呼ばれるコンクリートを碎いた下地が使われる。コンクリートには水酸化カルシウムが含まれており、CO<sub>2</sub>を吸収する性質がある。この路盤材に自社工場の排ガスに含まれるCO<sub>2</sub>を固定化させる検証にも取り組む。

前田道路は自社事業から排出されるCO<sub>2</sub>の削減方法を検討するため、数年前からRITEと共同研究を始めた。技術研究所の高橋知氏によると、CO<sub>2</sub>を固定化したアスファルト舗装の開発は、「本業の道路事業を通してCO<sub>2</sub>削減に貢献できる方法を模索した結果」だという。

7 24時間稼働した場合の想定。

8 経済産業省ニュースリリース（2023年6月28日付）

9 最低限必要な電力を安定的に低コストで供給できる電源のこと。石炭、原子力、水力などで賄われることが多い。

10 前田道路へのジェトロによる取材（実施日：2025年6月9日）  
11 国内では2024年末で約500台を設置。（アサヒグループジャパンウェブサイト、2025年6月11日閲覧）。

アスファルト舗装は資源循環率が高く、日本では99%がリサイクルされている。CO<sub>2</sub>を固定化することで、より環境価値を高めることができると見込む。同社の取り組みやこうした価値を多くの人に知ってもらう機会として万博での展示は大きな意味を持つ。茨城県土浦市と協力し、2024年1月にはCO<sub>2</sub>を固定化させた路盤材、翌1月からはアスファルト舗装の試験施工を実施。社会実装を目指し、実際の道路で耐久性などの検証を行っている。前田道路は、道路建設という身近なインフラ整備を通じてCO<sub>2</sub>削減への貢献を着実に進める。実用化も目の前だ。

#### ■かわいいマスコットとドイツの循環経済を学ぶ<sup>12</sup>

海外パビリオンを巡り、海外旅行気分を味わえるのも万博の醍醐味。大阪・関西万博には158の国・地域が参加している<sup>13</sup>。連日長い行列を作るパビリオンも多く、ドイツパビリオンもその1つ。「わ！ドイツ」と銘打ち、「循環経済」を来場者にわかりやすく伝える展示に力を入れる。「わ！」には循環の「輪」、調和の「和」、驚きの「わ！」の3つの意味が込められている。

パビリオン内では、自然との共生、循環型の暮らし、循環経済に関する製品や技術、政府機関や自治体の取り組みをさまざまな方法で知ることができる。入場前には、日本の「カワイイ文化」にヒントを得たマスコット「サーキュラー」をかたどった音声ガイドが手渡され、来場者はサーキュラーによる解説を聞きながら、展示を回る。循環経済のホールでは、モビリティ、ヘルスケア、食品、ライフスタイルなどの分野で循環経済に貢献するドイツ企業の取り組みを、デジタルパネルを使って来場者に伝える。ドイツのファッショングランドが開発した循環型ファブリックを用いた展示も興味深い。端材を再利用した生地、犬の抜け毛を使った生地、キノコで作ったレザーベースなどユニークな生地もある。

ゆっくりと回転する床に配置されたソファに寝転び、循環経済に向けたメッセージ映像を鑑賞できるホールもある。映像では、循環型社会を実現するために何ができるかを問いかける。ドイツが目指す循環経済の未来を、細部まで作りこまれた展示で楽しみ、五感で感じることができるのが魅力だ。

#### ■凧で発電！？ イタリアの再エネ企業の挑戦<sup>14</sup>

イタリアパビリオンは、日本で初公開となる古代ローマ時代の彫刻「ファルネーゼのアトラス」、ミケランジェロの彫刻やバチカン美術館所蔵の絵画など、著名な芸術作品を間近で見ることができ、人気を博す。美術品だけでなく、イタリア企業によるさまざまな製品・技術

の展示もあり、イタリアの歴史を辿ることができる。

6月3日から4日間、とあるイタリア企業がパビリオン内で特別展示を行った。再生可能エネルギー関連スタートアップのKitenergyだ。2010年設立の同社は、風力発電と太陽光発電の高機能技術を開発する。小～中規模程度のコミュニティに向け、低成本でクリーンな電力を供給することを目的としている。同社が開発中の主力製品は凧を使った風力発電装置「K100」だ。60平方メートルの大きさの凧を200～400メートル上空で飛ばし、凧が空を舞う動力で地上の発電機を回す。100キロワットの出力が可能で、風車型の風力発電とは違い可動式で、最適な場所に移動させて発電できる。送電網と切り離されたオフグリッド地域での普及を目指す。2026年までにイタリアやチリでの最終的なフィールドテストを経て、2027年に商用化の予定だ。



（「K100」、Kitenergy 提供）

万博で初披露の新製品が、2023年に国連等と共同開発したコンテナ型可動式太陽光発電装置「ザ・サン・イン・ア・ボックス」。20フィートコンテナに太陽電池パネル40枚とバッテリーが収納され、設置から1時間半で発電が可能になる。出力は17キロワット。災害時に設置される避難所などで電力供給を想定して設計されている。試作品を経て市場投入の準備はできており、オフグリッド地域が多いアジア展開を目指す。ブルーノ・フリゲーロ社長は、「我が社が重視するのはサステナビリティ。安価なメンテナンスコストで長く使えることが強み」と強調する。斬新な発想で電力アクセスから誰も取り残さない社会の実現に向け、開発は続く。

1970年の大阪万博では、今の社会では当たり前となったワイヤレステレפון<sup>15</sup>、電気自動車、リニアモーターカーなどが「未来の技術」として披露された。今回紹介した新たなグリーン技術も、近い将来に地球を守る当たり前の技術になるかもしれない。そうはいっても「百聞は一見に如かず」。まずは行ってみて、少し先の未来をぜひ直に感じていただきたい。

12 ドイツパビリオンプレスキット、見学内容に基づく（取材実施日：2025年6月6日）

13 外務省「大阪・関西万博に参加表明のあった国・地域・国際機関」（2025年2月13日付）

14 Kitenergyへのジェトロによる取材（実施日：2025年6月6日）

15 携帯電話の前身。